

これからの高等学校施設の在り方について

～特色・魅力ある教育と生徒の多様な学びを支える環境づくりを目指して～

(案)

令和 3 年 月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

はじめに

はじめに・・・・・・・・

(目次)

はじめに

第1章 高等学校改革等の動向

1

1. 背景

1

(1) 高等学校教育を取り巻く社会の状況

1

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

2

2. 近年の教育の動向

2

(1) 新時代に対応した高等学校改革

2

(2) 新学習指導要領の着実な実施—主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等—

4

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

5

(4) 学校教育の基盤的ツールとしての ICT 環境の整備

6

(5) チームとしての学校と学校における働き方改革の推進

7

(6) 学校と地域の連携・協働

8

(7) インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

8

3. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況

9

(1) 激甚化・頻発化する災害への対応

9

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

10

(3) インフラ長寿命化基本計画等を踏まえた老朽化した施設への対応

10

(4) 持続可能な開発目標と脱炭素社会の実現に向けた対応

10

第2章 これからの高等学校施設の在り方

12

1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備

13

(1) 教育目標や運営方針等に基づく施設計画

13

(2) 高等学校改革を踏まえた施設計画

13

(3) 学校の組織、学級編制等の計画条件の検討

14

2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備

15

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設整備

15

(2) カリキュラム・マネジメントの一環としての環境整備

15

(3) 各教科等への対応と教科等横断的な学習への対応

16

3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備	18
（１）時代の要請に柔軟に対応できる施設	18
（２）創造性を育む教育 ICT 環境の実現	18
4. 安全でゆとりと潤いのある施設整備	19
（１）求められる建物の性能の変化等への対応	19
（２）防災機能の強化	21
（３）インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応	22
（４）教職員の働く場としての機能向上	23
5. 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設整備	24
（１）多様な人材の参画による学校運営の推進	24
（２）地域の拠点としての施設整備	24

第３章 高等学校施設整備指針の改訂案等 26

1. 高等学校施設整備指針の沿革	26
2. 高等学校施設整備指針改訂の主なポイント	27
3. 高等学校施設整備指針の改訂案	28
4. 高等学校施設整備を推進していくための方策	28

別添 29

- ・ 高等学校施設整備指針改訂案

参考資料

- ・ 報告書概要
- ・ 関連データ
- ・ 現地調査概要
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議設置要綱
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議高等学校施設部会の設置について
- ・ 検討の経緯

第1章 高等学校改革等の動向

1. 背景

(1) 高等学校教育を取り巻く社会の状況

(高校生の多様化)

高等学校は、既に進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められている¹。

また、高等学校にも通級による指導を受けるなど、発達障害のある生徒を含めて、特別な支援を必要とする生徒が一定数在籍している。さらに、日本語指導を必要とする生徒も増加しているなど、高校生の多様化に対応した環境整備を進めていくことが重要となっている。

(産業構造や社会システムの急激な変化)

人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0²時代が到来しつつあり、産業構造や社会システムなど、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続的」とも言えるほどに急激に変化する状況が生じつつある。このような時代において、我が国の学校教育には、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている³ことから、これらに対応した環境整備を進めていくことが重要となっている。

(少子化の影響)

我が国の 18 歳人口は、2016 年時点で 120 万人程度（ピークは 1990 年頃の 200 万人超）となっており、今後、2030 年には約 100 万人、さらに 2040 年には、2016 年のおよそ 2/3 に当たる約 80 万人まで減少するという推計となっており、一層の少子化が進行することが想定されている。このような中、高等学校の学校数及び生徒数は減少傾向にあり、少子化の進行によって、高等学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も存在しており、高等学校の特色化・魅力化が求められていることから、これらに対応した環境整備を進めていくことが重要となっている。

¹ 「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～」より一部引用。

² サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指すもの。

³ 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」より一部引用。

（２）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

我が国を含めた世界各国で新型コロナウイルスの感染が爆発的に拡大する状況が発生し、今もなお、世界各国は深刻な危機に直面している。我が国の学校教育においては令和２年３月以降、感染拡大防止のための学校の臨時休業措置が取られ、地域によっては約３か月もの長期にわたって生徒が学校に通えない状況となるとともに、現在も高等学校における教育活動全般に影響を及ぼしている。

こうした事態を経験した中、改めて、高等学校が、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、生徒の社会性・人間性を育むといった社会的機能を有するなど、これまで当たり前のように存在していた高等学校の持つ役割・在り方が再認識されている⁴。

今般の臨時休業措置のような特殊な状況下においては生徒の学びを保障するために、遠隔・オンライン教育の活用を含めた柔軟な取組が行われたところであり、高等学校が持つ役割を最大限に果たす観点から、遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥ることなく、教室における対面指導が効果的なもの、地域社会における学びが効果的なもの、オンラインでの学習が効果的なもの等を最適に組み合わせることにより、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを支援していくことが重要である。

本協力者会議でも、遠隔・オンラインによる教育の有効性を認識する一方で、実験・実習等の機会や生徒同士の学び合う場面などにおける対面指導の重要性を認識するとともに、人間関係を構築し、多様な価値観に触れ合う視点等から、生徒たちが集い、学び、生活する学校という場を豊かにしていく必要性を再認識したものであり、適切な感染防止対策を講じつつ、学校施設の整備を着実に推進していく必要がある。

2. 近年の教育の動向

（１）新時代に対応した高等学校改革

中央教育審議会においては、平成 31 年 4 月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受けて、新しい時代の高等学校教育の在り方について集中的に調査審議を進めるため、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」の下に設置した。ワーキンググループでは、令和 2 年 11 月、多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて、審議まとめを取りまとめた。今後、文部科学省において、同審議まとめを踏まえ、各教育委員会、高等学校における取組を支援するべく各般の条件整備に取り組むことが期待されている。

⁴ 「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～」より一部引用。

【審議まとめ等⁵に示された方策のポイント】

◆高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化（各学科に共通して取り組むべき方策）

- ・現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成
- ・中山間地域や離島等に立地する高等学校における多様な教育資源の活用（地域社会との連携・協働、遠隔授業も活用した教育課程の共通化・相互互換）
- ・スクール・ミッションの再定義（各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化）
- ・各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針としてスクール・ポリシーの策定
- ・地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働した学びの実現

（学科の特質に応じた教育活動の充実強化）

- ・「普通教育を主とする学科」の種類の弾力化・大綱化（普通科の特色化・魅力化を推進する観点から、普通科以外の学科の設置を可能化。例えば、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科など特色・魅力ある学びに取り組む学科を各設置者の判断によって設置可能化）
- ・職業教育を主とする学科における地域の産官学が一体となった人材育成の在り方の検討や教育課程の開発・実践、産業教育施設・設備の計画的な整備
- ・新しい時代に求められる総合学科における学びの推進

◆定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証）

- ・多様な生徒が在籍している現状を踏まえたきめ細かな対応（専門スタッフの充実や関係機関との連携強化、ICTの効果的な活用等によるきめ細かな指導・支援）
- ・教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設の教育水準の確保など、高等学校通信教育の質保証を徹底

◆STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- ・「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされるSTEAM教育について、STEAM分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を志向する側面に着目し推進
- ・「総合的な探究の時間」や「理数探究」との共通点が多く、新学習指導要領に基づき、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態にあった探究学習を充実

⁵ 上記の方策のうち、「STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成」については、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の「3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について」に示されたものである。

（２）新学習指導要領の着実な実施 ―主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等―

学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、これまでおよそ 10 年ごとに改訂されてきた。

平成 30 年 3 月、以下に掲げる理念やポイント、考え方等を踏まえつつ、高等学校学習指導要領が改訂され、令和 4 年度から年次進行で実施されることとなる。新学習指導要領の着実な実施に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が行われる必要がある。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

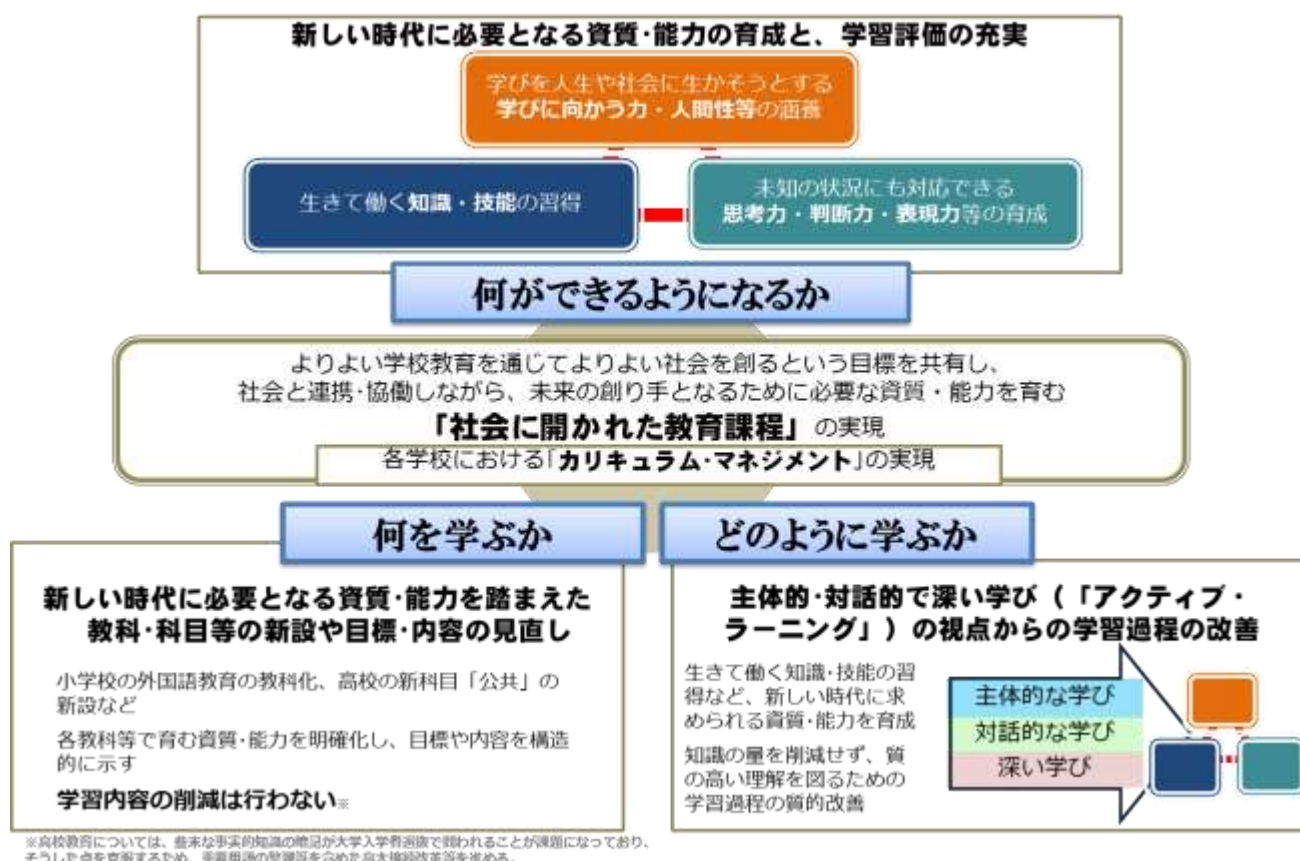
- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

改訂のポイント

（基本的な考え方）

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

新学習指導要領改訂の考え方



（高等学校学習指導要領の主な改訂内容）

（すべての学校種及び各教科等に共通なもの）

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立
- ・ 言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成

（高等学校特有のもの）

- ・ 国語科における科目の再編
- ・ 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設
- ・ 公民科における「公共」の新設
- ・ 共通教科「理数」の新設
- ・ 総合的な探究の時間への見直し
- ・ 情報科における共通必修履修科目「情報Ⅰ」の新設

（３）「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方について検討が進められ、令和３年１月、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を

引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられたところである。本答申には、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性が示されているところであり、これらの方向性を踏まえて、これからの高等学校施設の在り方を整理していく必要がある。

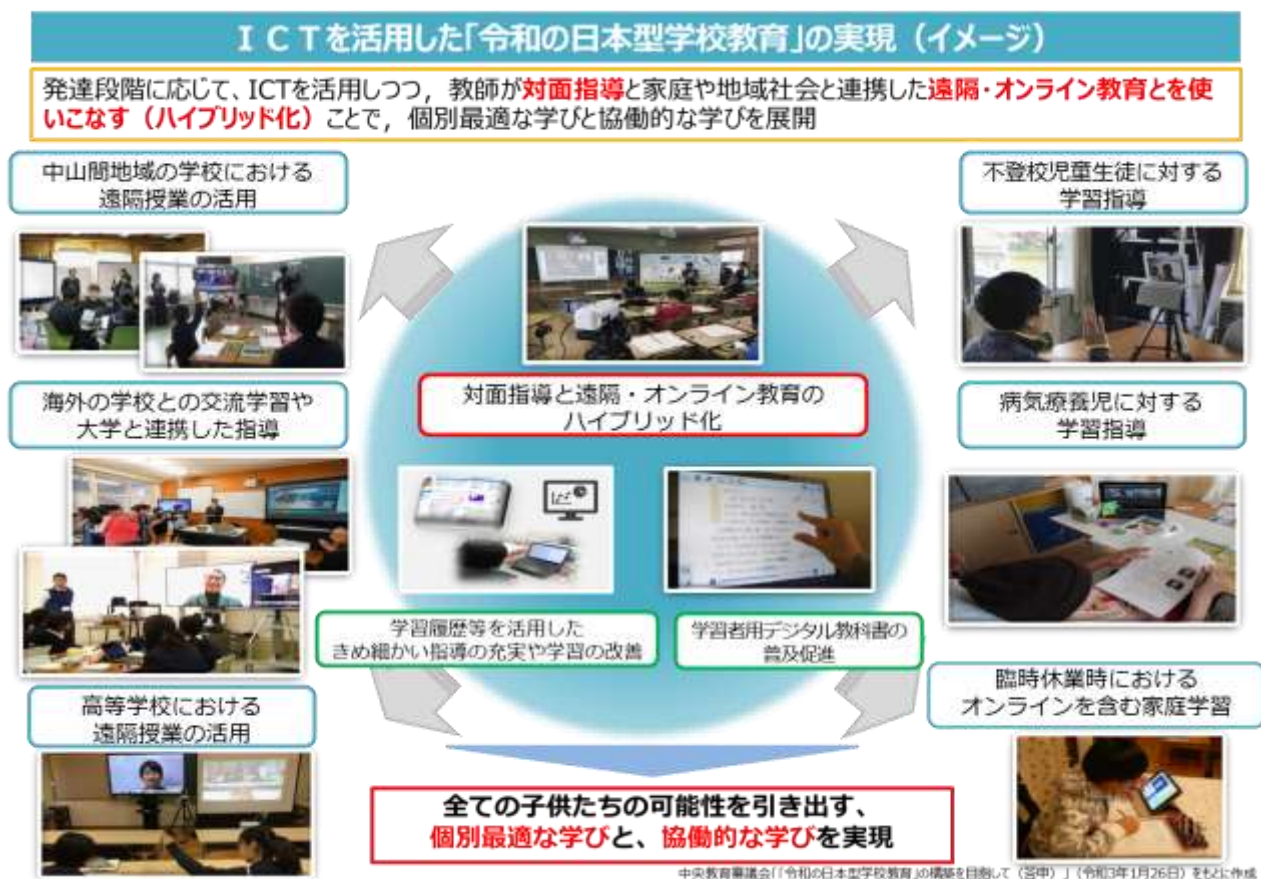
（改革の方向性の柱）

- ・ 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- ・ 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- ・ これまでの実践と ICT との最適な組み合わせを実現する
- ・ 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- ・ 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- ・ 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

（４）学校教育の基盤的ツールとしての ICT 環境の整備

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、高等学校段階を含む各教育段階において ICT は必要不可欠なものである。このため、義務教育段階の児童生徒 1 人 1 台の端末環境及び小・中・高等学校等における高速大容量通信ネットワーク環境を一体的に整備する「GIGA スクール構想」を実現し、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせることで、これからの学校教育を大きく変化させ、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが求められている。また、学校からの遠隔学習を円滑に行うためには、端末やネットワークのみならず、カメラやマイクなどの通信装置等の整備が求められる。

さらに、上述のような ICT 環境整備状況の進展も踏まえ、現在、今後のデジタル教科書の在り方等について、有識者会議において議論が行われている。



※本イメージは高等学校以外にも、義務教育段階の事例も含むものである。

（５）チームとしての学校と学校における働き方改革の推進

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校（チームとしての学校）の姿が示され、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が法令上位置付けられるとともに、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務室」の設置が制度化されるなど、必要な法令改正が行われた。

また、平成 31 年 1 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するための総合的な方策が示された。この答申を踏まえ、文部科学省において、答申の具現化に向けた取組が行われている。

（６）学校と地域の連携・協働

平成 27 年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換の必要性や、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備等が提言された。このことを受け、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会を設置することが努力義務化されるとともに、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されるなど、必要な法令改正が行われた。

また、学校は子供たちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、地域の実情に応じ、地域住民が利用することも念頭に置きながら、安全・安心で質の高い施設整備を行い、コミュニティスペース等の活用を進めることも求められている。

さらに、高等学校においては、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を育む観点から、教室内の学びだけではなく、実際の現場に赴いて現代的な諸課題の現状を目の当たりにしたり、最前線で課題解決に取り組む社会人の姿に学んだりすることが重要であることから、地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働した高度な学びの実現が求められている。

（７）インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており⁶、学校においても、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していくことが求められている。

また、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの関連法の整備が進められたほか、令和 2 年 5 月には、改正バリアフリー法⁷が成立・公布されるなど、インクルーシブ教育システムの理念の実現に向け、障害のある生徒の教育環境の充実が求められている状況である。こうした状況等を踏まえ、文部科学省において令和 2 年 12 月に「学校施設バリアフリー化推進指針」⁸を改訂するとともに、公立小中学校等において令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的にバリアフリー化を行うための整

⁶ 障害者の権利に関する条約、SDGs（持続可能な開発目標、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと）等において、このような考え方が示されている。

⁷ 令和 2 年 5 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の一部改正が行われるとともに、同年 10 月には同法施行令の一部改正が行われ、公立小中学校等について、一定規模以上の新築等を行う場合は、建築物移動等円滑化基準の適合義務対象となった。この点に関する改正バリアフリー法及び同法施行令の施行は令和 3 年 4 月 1 日。

⁸ 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめたガイドライン。

備目標⁹を定めたところであり、学校施設のバリアフリー化を一層推進していくことが求められる。

また、外国籍の生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする生徒も増加しているとともに、性同一性障害や性的志向・性自認（性同一性）に係る生徒に対するきめ細かな対応の実施が求められるなど、高校生の多様化に対応した環境整備を進めていくことが重要となっている。

3. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況

（1）激甚化・頻発化する災害への対応

近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは、災害の多い我が国の将来になくてはならないものである¹⁰。

文部科学省の調査では、公立高等学校の約75%程度が災害時の避難所に指定¹¹されているとともに、都道府県立の高等学校は、都道府県と市町村の役割分担の下、災害時の帰宅困難者（遠方より通学している生徒を含む。）の一時滞在施設となることがあることから、学校施設が災害時の避難所や一時滞在施設としての役割を十分に果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化や自家発電設備、Wi-Fi等の情報通信環境の整備¹²など、防災機能を一層強化していくことが必要とされている。その際、避難所の指定は市町村長が行うこととなっていることから、公立高等学校の多くを占める都道府県立の高等学校が避難所に指定される場合などには、都道府県と市町村が十分に連携することが重要となる。また、このことは大規模災害時の広域避難などの避難先確保の観点からも重要となってくる。

今後の避難所としての機能を果たすために必要となる施設設備等の整備については、教育委員会等の関係者間の連携体制の下、防災担当部局¹³が中心となって、避難所として想定される学校ごとに、その位置付け・役割を地域防災計画上明確にし、あらかじめ整備すべき施設設備等や整備の優先順位について検討した上で、学校の防災機能強化のために必

⁹ 文部科学省に設置した有識者会議の検討を踏まえ、文部科学省では、公立小中学校等（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。）におけるバリアフリー化について、令和7（2025）年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めた。具体的には、車椅子利用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備、スロープによる段差解消については全ての学校に整備、エレベーターについては円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等が在籍する全ての学校に整備することを目標として示している。

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症の拡大のおそれがある中での避難所の開設については、これらの他にも感染症対策に万全を期することが重要であり、内閣府等により十分なスペースの確保や、避難所全体のレイアウト・動線等について助言が行われているところである。内閣府・防災情報に係るHP：<http://www.bousai.go.jp/>

¹¹ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む（文部科学省調査、平成31年4月1日現在）。

¹² GIGAスクール構想により学校に整備された高速大容量通信ネットワークについて、災害時の避難所機能として有効に活用することも考えられる。

¹³ 防災担当部局：避難所の指定は市町村長が行うこととなっているから、原則として、学校の所在する市町村の防災担当部局をいう。

要な整備を推進する必要がある。

（２）防災・減災、国土強靱化の推進

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定、平成 30 年 12 月 14 日改訂）において、学校施設については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策、さらに、指定避難所となる施設等については、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、バリアフリー化等による防災機能強化を推進していくこととされている。これに基づき「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）においても、天井等非構造部材を含めた耐震対策等を推進してきた。

さらに、令和 2 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、現在実施している 3 か年緊急対策後も、学校施設の耐震化や避難所となる施設の防災機能の強化など、引き続き、国土強靱化に関する対策を加速化・深化させるための取組について、重点的・集中的に推進していくこととされている。

（３）インフラ長寿命化基本計画等を踏まえた老朽化した施設への対応

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラが今後一斉に老朽化を迎える。例えば、今後 10 年で、建設後 50 年以上経過する道路橋の割合が約 27% から約 52% になるなど、老朽化の割合が加速度的に増加することが見込まれている。

このため、国は「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、今後、約 800 兆円に及ぶインフラストックの老朽化への的確に対応するため、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組んでいるところである。

公立高等学校施設においても昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、経年 25 年以上の建物が全体の 8 割を占めるなど深刻な老朽化に悩まされているところであり、インフラ長寿命化基本計画等を踏まえ各学校設置者が策定した個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）に基づき、適切に維持管理等を行っていくことが求められている。また、職業教育を主とする学科を設置している高等学校をはじめ、実習に必要な施設・設備が老朽化しており、計画的な整備が求められている。

なお、個別施設計画は、単に策定する段階から、充実化させる段階に既に移行しており、公的ストックの最適化の観点による施設整備の方針を適時計画に反映していくなど、計画の実質化と着実な実行を推進していくことが求められている。

（４）持続可能な開発目標と脱炭素社会の実現に向けた対応

2015 年 9 月、国連において、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の持続可能な開

発目標¹⁴（SDGs:Sustainable Development Goals）が採択された。「誰一人取り残さない（no one left behind）」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが求められている。

また、2015年のパリ協定¹⁵の合意以降、世界各国から将来の脱炭素社会の実現に向けた方針が相次いで示されるなど、脱炭素化に向けた動きが拡大・加速する中、我が国においても、令和2年10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする¹⁶、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しており、日本社会全体で、脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている。

※第1章に関わるデータ等は参考資料として末尾にまとめて掲載予定

¹⁴ 17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成されている。17のゴールの1つとして「④教育（質の高い教育をみんなに）」が設定されており、「2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」などのターゲットが定められている。

¹⁵ 2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされている。

¹⁶ 「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味している。

第2章 これからの高等学校施設の在り方

現行の高等学校施設整備指針においては、高等学校施設が教育を行う場のみならず、生徒が長時間過ごす生活の場であり、最も身近な公共施設であることを踏まえ、必要な施設機能を確保するため、計画及び設計上の留意事項が安全面や機能面、防災面など網羅的に記載されている。

一方で、現在の学校を取り巻く環境は、第一章で記載のとおり急激に変化しており、現状で記載された留意事項で対応できないもの、すでに記載された留意事項を更に充実すべきものについて絶えず検討していくことが求められる。

これからの高等学校施設については、予測困難な時代の中で、新しい時代に対応した高等学校教育の姿を実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していくことが重要であり、特色・魅力ある高等学校づくりを推進していくための施設環境の整備や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設環境の整備などへの対応が必要である。また、学校運営に多様な専門スタッフが参画するための場や、地域と学校の連携・協働に向けて様々な地域住民やボランティア等が集う場としての対応も必要となっている。

他方で、学校施設を含めた公共施設・公共インフラは一斉に老朽化している。また、少子高齢化や人口減少が進行しており、学校設置者は、総人口や年代別人口についての今後の見通しや、維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み等を踏まえて、地域における公共施設全体の在り方を検討することが求められている。高等学校施設についても、将来のまちづくりを見据えた、地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した、地域の拠点としての役割を踏まえた検討が求められている。

今後の学校施設は、このような多様な学びや活動等に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性を持ったものでなければならない。

このような状況を背景とした上で、これまでの高等学校施設整備指針や報告書における留意事項等を踏まえつつ、今後の高等学校改革などの動きを捉えた**目指すべき**高等学校施設のビジョンとして、今後の高等学校施設整備において更に充実を図るべきことについて、以下のとおり検討を行った。**各学校設置者は、これからの学校施設の整備に際し、以下のビジョンを見据えつつ、着実に整備を推進していくことが重要である。**

これからの高等学校施設の在り方

【今後の高等学校施設整備の方向性】

1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備

2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備
3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備
4. 安全でゆとりと潤いのある施設整備
5. 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設整備

【今後の高等学校施設整備において考慮すべき視点】

- ◆ 新時代に対応した高等学校改革への対応
- ◆ 新学習指導要領等への対応
- ◆ 創造性を育む教育 ICT 環境の実現
- ◆ 学校施設の安全性や衛生環境等の確保
- ◆ インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応
- ◆ チームとしての学校と学校における働き方改革の推進
- ◆ 地域との連携・協働の推進

以下、上記の「今後の高等学校施設整備において考慮すべき視点」を取り込みながら、今後の高等学校施設整備の方向性について整理することとする。

1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備

(1) 教育目標や運営方針等に基づく施設計画

- ・ 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様等を踏まえ、新時代に対応した高等学校教育の姿として、生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化を進めていくこととなる。
- ・ 今後、各設置者において、スクール・ミッションの再定義や、各高等学校においてその入口から出口までの教育活動の指針となるスクール・ポリシーの策定が進められることとなる¹⁷が、学校施設の整備においても、Society5.0の到来などの社会状況の変化や各地域の実情を踏まえ、それぞれの高等学校の特色ある教育目標や運営方針等を反映した施設計画とすることが重要である。

(2) 高等学校改革を踏まえた施設計画

- ・ 今後、高等学校改革の一環として、「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化が進められ、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に

¹⁷ スクール・ミッションの再定義については、教育振興基本計画や、高等学校の改革や進行に関する各種計画の策定・見直しを通じて、各地域の実情に応じて適切な時期を捉えて行われることが望まれる。スクール・ポリシーの策定については、新しい高等学校学習指導要領が令和4年度から年次進行で実施されること等も踏まえ、令和4年度までにスクール・ポリシーの策定・公表に取り組むことを基本としつつ、全教職員が当事者意識を持ってスクール・ポリシーの策定に取り組むことが可能となるよう、各高等学校の準備状況等も勘案した一定の準備期間を設置者ごとに設定可能となるよう、文部科学省において今後所要の法令改正を行うことを予定している。

取り組む学科など、特色・魅力ある学びに取り組む学科を各設置者の判断によって設置可能化されることとなることも踏まえ、各高等学校における特色・魅力ある教育に対応した施設計画とすることが重要である。

- ・ 特色・魅力ある教育活動のために、地域社会や高等教育機関、企業等との連携・協働を推進していくことが求められており、様々な人材を受け入れ、教育活動への多様な活力の導入・活用を促す諸室の整備等を計画していくことが重要である。

（本章 5. 地域との連携・協働の視点としても整理）

- ・ 中山間地域や離島等に立地する高等学校は、地域社会との連携・協働によって当該地域ならではの学びを実現するとともに、ICT も活用して複数の高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図るなど、様々な教育資源を活用することによって、小規模高等学校単独ではなし得ない特色・魅力ある教育に取り組む¹⁸ことが求められており、こうした学校の施設整備に当たっては、地域の状況に応じた適正な規模や配置等の検討に加え、持続的な地方創生の核としての機能を有することにも配慮した施設計画とすることが重要である。

例えば、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点を置く学校において、地域と連携した特色・魅力ある学びを推進する観点から、多様な入学生を積極的に受け入れるために、寄宿舎を整備することも有効である。

- ・ 専門学科を有する学校について、産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成が求められており、最先端の職業教育を行う上で必要となる産業教育施設・設備の計画的な整備に対応した施設計画とすることが重要である。
- ・ 通信制課程を置く学校について、サテライト施設の教育水準の確保など高等学校通信教育の質保証を徹底していく必要性が指摘されており、生徒の学習の場としてふさわしい施設環境を確保することが重要である。

（３）学校の組織、学級編制等の計画条件の検討

- ・ 高等学校改革を踏まえ、現在及び将来において、当該学校における学科の種類、全日制・定時制・通信制の課程の別などの計画条件を検討し確認することが重要である。

1. の柱に関連する空間の写真に掲載予定

¹⁸ なお、こうした複数の高等学校がそれぞれの強みを生かした教育活動を協働的に行うなどの必要性は、特に中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において身に迫ったものとして存在しているが、こうした取組の有用性は都市部に立地する高等学校においても認められるものである。

2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設整備

- ・ 新学習指導要領においては、「何を学ぶか」に加え、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」を重視している。
- ・ 新しい時代に必要となる資質・能力として、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成するため、各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと等が重要である。また、社会と連携・協働しながら必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現も求められている。
- ・ 新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、今後の高等学校施設においては、そうした授業改善に資するための環境をどのように整備していくか、という観点が重要である。
- ・ これらの施設整備に当たっては、授業改善の理念や方向性などを踏まえ、学校全体として施設の在り方を考えていくことが必要であるとともに、生徒の学習意欲を喚起し、能力を最大限に引き出す環境づくりが重要である。

例えば、少人数学習も含め多様な学習活動に対応できるオープンスペースや家具、対話や発表をしながら学習を進めるための機能的で自由度の高い空間の整備、学校図書館を核として学習・情報センターとしての役割を持たせる（ラーニング・コモンズ）、といった取組が考えられる他、特別な教室等を用意するのではなく、普通教室そのものを一斉授業にも少人数学習にも対応できる自由度の高い空間にする、といった取組も考えられる。また、生徒一人一人が主体的に活動したり、じっくりと個別学習したりできる空間を確保することも考えられる。

- ・ 学校の生活や学習において日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが重要である。
- ・ 階段、廊下、アトリウム等を探究の結果を発表する場として活用することも有効である。その場合は、プロジェクターで投影しやすい仕上げ材や成果物の掲示が可能な仕上げ材の使用、掲示スペースの確保が有効である。

(2) カリキュラム・マネジメントの一環としての環境整備

- ・ 今後の高等学校施設においては、必要な環境を「いかに整備するか」に加え「いかに活用するか」「いかに改善するか」という視点が一層重要である。これをカリキュラム・マネジメントの「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」という側面の一環として位置付け、教育内容や時間の配分等と効果的に組み合わせることにより、学習効果を最大化させる取組の促進が期待される。
- ・ 設計・計画においては、発注者である教育委員会等の学校設置者と設計者だけで進めるのではなく、学校、家庭、地域等の関係者と合意形成を図りながら検討を進めていくプロセスを構築することが重要であり、その際、教育活動等のソフト面と施設整備のハード面を結び付けるコーディネーター役となる学識経験者や、ICT の専門家等が参画することも有

効である。

- ・ 普通教室には様々な教材や機器が持ち込まれることから、活用方法や収納場所も含め全体をコーディネートして、学習環境を効果的に改善していくことが重要である。
- ・ 室内空間を構成する要素として家具は重要であり、生徒同士の対話や発表等様々な活動が行われることや、収納の観点からも、家具も含めて計画・整備を進めることが重要である。

(3) 各教科等への対応と教科等横断的な学習への対応

- ・ 新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえ、**共通教科「理数」の新設や情報科における共通必修修科目「情報Ⅰ」の新設をはじめとする情報教育の充実や、外国語教育の充実、共通教科「理数」の新設**、総合的な探究の時間への見直しなど、教科等の新設や目標・内容の見直しが行われた。

~~・ 情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置することや、タブレット・PC等情報端末の収納場所、充電場所を確保することの他、タブレット・PC等の機器の使用を前提として、机の形状や教室の明るさ・広さについても検討することが重要である。~~

~~(本章3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備の視点としても整理)~~

- ・ 多様な教材、教具等を使用した授業や、高度な学習内容や学習形態に弾力的に対応するため、学習関係諸室相互の位置関係や生徒の動線等を考慮した計画とすることが重要である。
- ・ AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化している今日、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、様々な情報を活用しながらそれを統合し、**問題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている**¹⁹ことから、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、学習関係諸室相互の位置関係や必要な施設機能を設定することが重要である。**例えば、特別教室や教科教室の計画において、教科等の関連性を踏まえて一体的・連続的な利用が出来るように配置や間仕切りを工夫することが考えられる。また、教科等横断的な学習のために各教科・科目等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。**

¹⁹ 教育再生実行会議第11次提言において、STEAM教育の推進が提言された。高等学校改革を取り上げた本提言において、STEAM教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。その後の中央教育審議会答申では、STEAM教育について、STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加わったAの範囲を、芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲 (Liberal Arts) で定義し、推進することが重要であるとしている。

2. の柱に関連する空間の写真に掲載予定

3. 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備

(1) 時代の要請に柔軟に対応できる施設

- 今日の科学技術の進展や情報化、国際化等の社会の変化に対応する高機能かつ多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や学校に期待される役割に長期にわたり対応できるよう、空間構成の変更や設備、機器等の更新が容易に行えるような柔軟性のある計画とすることが重要である。

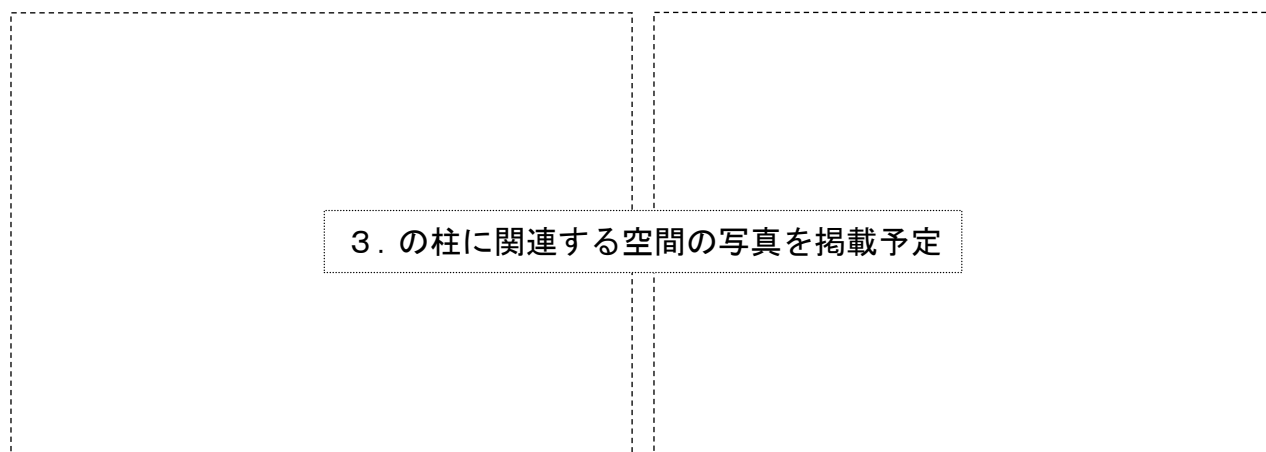
(2) 創造性を育む教育 ICT 環境の実現

- 新学習指導要領においては、情報活用能力の育成を図るためのコンピュータ等を活用した学習活動の充実について、新たに盛り込まれた。情報活用能力の育成を図るためには、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置することや、タブレット PC 等情報端末の収納場所、充電場所を確保することの他、タブレット PC 等の機器の使用を前提として、机の形状や教室の明るさ・広さについても検討することが重要である。また、すべての生徒に対して質の高い教育を実現する上で ICT の活用は有効であり、遠隔教育の推進により、小規模校や中山間地、複式学級など様々な状況に対応した教育の充実、特別な配慮が必要な生徒の支援、教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用等を図ることや、先端技術の導入により、生徒の学習状況に応じた指導の充実を図ることの必要性等が指摘されている。
- Society5.0 時代の到来など生徒たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現していくために、GIGA スクール構想の実現を前提とした環境整備を図ることが重要であり、高等学校においても、1人1台の端末環境の整備を図るとともに、校内のどこでも日常的に ICT を活用できるよう、高速大容量通信ネットワーク環境を整備していくことが重要である。

その際、各学校から教育委員会などに回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている場合、通信が集中してボトルネックになる可能性があるため、その改善が必要である場合には、各学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を実施することが有効な選択肢である。なお、この場合インターネットへの出入口が学校毎になるため、攻撃からの防御は学校毎に行う必要があり、ファイアウォールなど設置機器を考慮することが重要である。

- タブレット PC 等情報端末、教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格）の導入、情報端末の収納場所や充電保管庫等の整備、カメラなどの通信装置等の遠隔会議システム、統合型校務支援システムの導入など、1人1台端末や遠隔・オンライン教育に適合した教室環境や教職員のための ICT 環境の整備を図ることが重要である。大型提示装置の設置のほか、移動式やスクリーンを兼ねるホワイトボード壁の設置も有効である。

- ・ 1人1台端末の使用を前提として、教室の明るさや広さについても検討することが重要である。また、照明については、適宜各部の点滅等ができるよう計画することも有効である。
 - ・ EdTech（教育分野における、AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）の活用に不可欠なものとして学校 ICT 環境を整備することが重要である。
 - ・ 情報セキュリティの確保に向けて、生徒や外部の者からの機微情報への不正アクセスを防止するために、教職員及び生徒が利用する学習系システムと、教職員のみが利用する校務系システムを論理的（又は物理的）に分離するなど、適切な安全管理措置を講じることが重要である。
- （一部、本章 2. 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備の視点としても整理）



4. 安全でゆとりと潤いのある施設整備

（1）求められる建物の性能の変化等への対応

- ・ 事件や事故、自然災害に対する安全性だけでなく、音環境や温熱環境、光環境、空気環境等の快適性、児童生徒の学習空間、教職員の執務空間等の機能性、景観や文化の継承・保存、環境負荷の低減等の社会性、初期費用のみならず、維持管理のしやすさなどの経済性等、基本的な建築性能を確保・向上していくことが重要である。

（安全性の確保）

- ・ 安全性の確保については、構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物等を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことが重要であり、老朽化対策や維持管理もしっかりと行っていくことが重要である。
- ・ また、近年では自然災害が頻発・甚大化していることを踏まえ、校地を選定する際には地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対して十分な安全性を確保していくことが重要である。

（健康への配慮）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を行うことが重要である。
- ・ 快適性の確保については、居住性の向上という基本的な視点で、日照・採光・通風等に配慮するとともに、地域性や省エネルギーも考慮しながら、熱中症対策や衛生環境改善などのためにも冷暖房設備等の導入について検討することが重要である。
- ・ 冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上の他、CO₂濃度低減など良好な室内環境確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要である。また、効果の高い省エネの実施方法や換気の方法など、適切な使い方について周知していくことが重要である。
- ・ トイレについて、洋式便器を採用するなど、生活様式や生徒のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要であり、このことは衛生環境改善の観点からも重要である。
- ・ 手洗い、流し等を設置する空間は、衛生面に十分配慮して計画することが重要である。

（快適性への配慮）

- ・ 高等学校施設は教育を行う場のみならず、生徒の社会性・人間性を育む場であり、それにふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間であることが重要である。
- ・ 生徒が休憩時間や食事等の際に、多様な生活場面を自ら選択できるよう、ラウンジや食事に利用できるスペース等を有機的に配置し、快適な空間を計画することが重要である。特に単位制の学校で空き時間が発生する可能性がある場合は、授業時間外の生徒の居場所を考慮して計画することが重要である。
- ・ 生徒のリフレッシュの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を取ることができる空間を計画することも有効である。
- ・ 快適に学習・生活ができるよう、場に応じた材料、色彩、遮音・吸音性を備えた適切な施設環境を確保することが重要である。
- ・ 生徒の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に十分配慮した計画とすることが重要である。
- ・ 屋内の熱の損失、結露等外気の影響を低減し、居住性を高めるために、外壁、屋上、最下階の床等の各部を断熱化することも重要である。また、断熱性や調湿性に優れ、温かみや味わいのある木材を内外装や建具、家具に積極的に取り入れることが重要である。

（機能性への配慮）

- ・ 新しい生活様式を踏まえ、普通教室そのものを一斉授業にも少人数学習にも対応できる自由度の高い空間にしていくとともに、学校全体を学びの場として有効に活用できるよう柔軟に計画していくことが望ましい。例えば、特別教室・教科教室等について、そ

の教育内容・教育方法等に応じて複数の教科での共用も考慮し、それらの教科に必要な機能を確保できる面積、形状等としたり、実験用机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を室内周辺に配置するなど、柔軟な運用が可能な計画とすることも有効である。

- ・ また、学校では様々な教材等を使用することから、空間を豊かに使うためにも、普通教室や特別教室、職員室等において効率的に収納できるスペースを設けることが重要である。

（長寿命化への対応）

- ・ 昨今、施設の長寿命化の必要性が強く指摘されている中、施設整備に当たっては、将来の教育活動の変化に対応するため、長期的な視点を持つことが重要である。
- ・ 増築や改修等が可能となるような配置計画とすることや、室の区画や仕上げ等は、将来の教育活動の変化に応じて変更可能とすること、改修整備を行いやすい施設とするなど、長期間建物を有効に活用できる計画とすることが重要である。
- ・ 教育内容の変化や社会環境の変化などに対応し、学校施設を「長く使いこなす」ためには、個別施設計画を踏まえ、計画的な長寿命化改修と適切な維持管理を実施していくことが重要である。

（環境との共生）

- ・ 脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている中、学校においても、環境負荷低減の取組を積極的に進めていくことが重要である。学校施設においては、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減や自然との共生等、環境を考慮した学校施設（エコスクール）づくりをより一層進めていくことが重要である。
- ・ エコスクールを、環境教育における実物大の教材として活用することが重要である。
- ・ 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ることが重要である。
- ・ 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス²⁰など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である。

（２）防災機能の強化

- ・ 公立高等学校の約 75%程度が避難所に指定されており、学校施設がその役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが重要である。
- ・ トイレや備蓄倉庫、プライベートスペース、情報通信設備、電力・ガス、飲料水の確保だけでなく、大型車両による物資等の搬入を見据え、正門等の通行幅を十分に確保す

²⁰ バイオマス：動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

ること、作業スペースについても十分に確保しておくことが重要である。

- ・ 災害時に学校施設を地域住民に開放することも想定し、セキュリティの確保についてあらかじめ検討しておくことが重要である。
- ・ 避難所としての役割からも、冷暖房設備の導入も視野に入れつつ、温熱環境の改善方策を検討しておくことが重要である。また、ユニバーサルデザインの採用や、バリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが重要である。
- ・ 避難所として防災機能を備えた学校施設を、防災教育における実物大の教材として活用することが重要である。
- ・ 災害時に避難所となる学校施設については、地方公共団体の防災担当部局が中心となり、学校設置者、自主防災組織、地域住民等と連携しつつ、地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分し、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定した学校施設の利用計画等を策定するとともに、関係者に周知しておくことが重要である。特に、避難所の運営方法については、教育活動の再開も見据えつつ、防災担当部局等と十分に連携することが重要である。

(3) インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

- ・ 近年では、障害、性別、国籍、経済上の理由などにかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、高等学校においても、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）として、既存施設を含めて、車椅子使用者用トイレやスロープ等による段差解消、エレベーター等のバリアフリー化を一層推進していくことが重要である。
- ・ 高等学校においては、小中学校から発達障害のある生徒などが進学している状況を踏まえ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。例えば、落ち着いて勉強ができるスペースやクールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペースを確保することも有効である。

また、高等学校では、平成 30 年度から通級による指導が制度化されたことを踏まえ、通級による指導を適切に行うことを可能とする関係室を整備することが重要である。

- ・ 特別支援教育は、年度によって対象となる生徒の数や状況等が大きく変動するため、自由度の高い空間を整備し、状況に応じスペースを再設定・再構築していくような仕組みとすることも有効である。
- ・ 高等学校においては、外国籍の生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする生徒も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースの確保も重要である。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る生徒に対するきめ細かな対応の実施が求められており、学校における支援の事例²¹を踏まえた施設環境の整備の検討が

²¹ 平成 27 年に文部科学省が発出した通知（「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等」）

有効である。

(4) 教職員の働く場としての機能向上

- ・ 学校施設は生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもある。そのため、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保することが重要である。
- ・ 新学習指導要領で示された資質・能力の育成を図るため、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、専門スタッフの参画等、多様な人材によるチーム学校として学校運営を進めていくことが求められていることから、多くの関係者と連携・交流ができる環境とすることが重要である。
- ・ また、多様化が進む生徒に対応するためにも、教職員が十分に勉強や研修を行える環境づくりが重要である。
- ・ さらに、教員の事務負担を軽減するとともに、事務職員の質の向上に取り組むため、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務室」の設置など、教育委員会と連携した学校事務の適正化・効率化を進めていくことが重要であり、共同学校事務室において学校施設の安全点検を共同で実施したり、修繕の情報を学校間で共有するなど、学校施設の整備や維持管理に係る連携体制を構築することも有効である。
- ・ これらを踏まえ、教職員が打合せや作業、学校事務、専門スタッフとの連携・情報交換等ができる、多目的な使用が可能な共有スペースや、冷暖房設備の整備等による快適な温熱環境の確保、教職員がリフレッシュや円滑な情報交換等ができる専用のスペース等により、教職員が働きやすい環境を施設面においても確保することが望ましい。
- ・ 統合型校務支援システム等の ICT が活用できる環境を整備するとともに、職員室が乱雑にならないよう電源や配線についても留意することが重要である。また、ICT を活用する場合、情報セキュリティを確保するため、教職員及び生徒が利用する学習系システムと、教職員のみが利用する校務系システムを論理的（又は物理的）に分離するなど、適切な安全管理措置を講じることが重要である。

4. の柱に関連する空間の写真を掲載予定

について」(平成 27 年 4 月 30 日、27 文科初児生第 3 号))において、保健室や多目的トイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレや多目的トイレ等について生徒の使用を認めるなど、学校における支援の事例が示されている。

5. 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設整備

(1) 多様な人材の参画による学校運営の推進

- ・ これからの時代に必要となる資質・能力の育成だけでなく、地域とともにある学校づくり等の観点からも、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、新学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの取組が進められている。
- ・ 特に、複雑化・多様化した課題を解決するため、教員の他、心理や福祉に関する専門スタッフや学校司書、特別支援教育支援員、部活動指導員等、専門性に基づくチーム体制の構築が進められている。
- ・ また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員をはじめ、保護者、地域住民、企業、団体等様々な関係者・組織が子供たちの成長を支えていくことが期待されている。
- ・ このような多様な人材等による学校運営への参画のため、また、地域住民等が学校と協働して行う活動の実施、地域住民の生涯学習の場として、執務や作業、情報交換等を行うことができるスペース等を確保することが重要である。
- ・ これからの高等学校教育においては、地元の自治体や産業界、社会教育機関、地域のNPO法人などの多様な主体との連携・協働体制を構築するとともに、他の高等学校や高等教育機関等の関係機関との連携・協働を図ることで、各高等学校を取り巻く課題や状況に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えた特色・魅力ある教育を行うことが求められていることから、様々な人材を受け入れ、教育活動への多様な活力の導入・活用を促す諸室の整備等を計画していくことが重要である。関係機関と連携・協働を図る空間は、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間であることが望ましい。また、協働の成果を展示・発信するためのスペースを確保することも有効である。

(本章1. 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備の視点としても整理)

- ・ その際、教職員との連携に配慮した配置計画に留意する一方で、生徒に関する情報の流出等がないよう情報の管理に留意することが重要である。
- ・ なお、生徒や教職員が地域社会や関係機関等に出向いて活動したり、情報交換したりすることも考えられることから、校外のスペースを活用していくことも有効である。

(2) 地域の拠点としての施設整備

- ・ 学校施設を含む公共施設の老朽化の進展や厳しい財政状況等を背景として、今後益々、公共施設を効率的に運用していくことが求められている。学校施設の整備に当たっては、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割を踏まえつつ、地域全体の公共施設の状況や今後の総人口・年代別人口の見通し等を踏まえ、他の学校等とのプールなどの施設・設備の共用・集約化や他の公共施設との複合化、学校体育施設の一般開放、余裕教室の活用等を検討することが重要である。

- ・ 学校施設の複合化の検討に当たっては、学習環境の高機能化・多機能化に資するような計画にすることや、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる計画とすることが重要であり、学校のスクール・ミッション等を踏まえ、連携・協働する機関との施設の複合化・共同利用を検討することも有効である。その際、学校運営協議会に保護者の代表や地域住民の他、複合施設の運営者や利用者が参画することで、学校施設の活用・改善、地域の拠点としての役割の強化、チームとしての学校の幅の広がりが期待できる。
- ・ 複合施設においては、生徒や地域住民等の多様な人々が利用することになるため、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能の確保に十分配慮することが重要である。安全性の確保のためには、開放するエリアを明確に区分できる計画とすることや、施設へのアプローチを二方向にして、運営に合わせて可変的に調整することも有効である。
- ・ PFI 手法等により民間のノウハウを活用した施設の整備・維持管理や、都道府県と市町村の協働による施設の整備・維持管理、市町村の小中学校等の廃校施設を活用した高等学校の整備など、多様な資源を活用した整備・維持管理を検討することも有効である。また、既存の施設における余裕教室の活用方法や改修によって新しい学びの場をつくる事例も広めていくことが有効である。

5. の柱に関連する空間の写真を掲載予定

第3章 高等学校施設整備指針の改訂案等

1. 高等学校施設整備指針の沿革

公立学校施設の整備においては、戦後、その主となる構造が木造から鉄筋コンクリート造に移ったこと等により、補助事業建物の質的向上と経費の効果的な使用を図るため、従来より一層適切な設計・計画に対する配慮が必要であったことから、昭和42年に校舎、屋内運動場等に関する建築計画及び設計の留意事項を記述した「学校施設指導要領」が策定された。

「学校施設指導要領」は、昭和49年に名称を「学校施設設計指針」に改めるなど数次の改訂が行われたが、学校を取り巻く社会的な情勢の大幅な変化を受けて、平成3年度から「学校施設整備指針策定に関する調査研究」が実施され、平成4年に「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」が、平成6年には「高等学校施設整備指針」が策定された。

「学校施設整備指針」は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものである。

その後、特色ある高等学校づくりの推進や生徒の主体的な学習活動の支援、情報化や国際化の進展等に対応するとともに、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述を追加するため、平成16年1月に、高等学校施設整備指針が全面的に改訂された。

平成19年7月には、特別支援教育を推進するために関係法令の改正が行われ、施行されたこと等を受け、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などが充実され、平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述が充実された。

平成23年3月には、自発的な学習を促すための空間等や、理数教育の充実、キャリア教育・職業教育の充実への対応など学習指導要領の改訂や社会的状況の変化を踏まえ、全面的に改訂された。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述が充実され、平成28年3月には、学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述が充実された。

このように学校施設整備指針は、学校施設を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえ、これまで何度も改訂が重ねられ、内容の充実が図られてきたところである。

2. 高等学校施設整備指針改訂の主なポイント

第2章までの議論及び現行の高等学校施設整備指針を踏まえつつ、高等学校施設整備指針改訂の主なポイントを提示する。

◆ 新時代に対応した高等学校改革への対応

- ・ 高等学校改革を踏まえ、各高等学校における特色・魅力ある教育に対応した施設計画の重要性等を追記。

◆ 新学習指導要領等への対応

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する施設整備や、教科等横断的な学びに対応した施設整備の重要性等を追記。

◆ 創造性を育む教育 ICT 環境の実現

- ・ 1人1台端末及び高速大容量通信ネットワークの整備をはじめ、ICTを日常的に活用できる環境づくりの重要性等を追記。

◆ 学校施設の安全性や衛生環境等の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための衛生環境の確保などの重要性等を追記。
- ・ 照明設備や冷暖房設備、換気設備等も組み合わせて良好な環境を確保することや、洋式便器の採用など生活様式等を踏まえた便所を計画し衛生環境を確保する重要性を追記。
- ・ 新しい生活様式を踏まえ、学校施設全体を学びの場として有効に活用できるよう柔軟に計画する重要性を追記。

◆ インクルーシブ教育システムの構築、生徒の多様化への対応

- ・ バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に関する記述を充実。学校施設バリアフリー化推進指針にも留意するよう関係性を追記。
- ・ 特別支援教育への対応として通級による指導のための関係室の記述を追記するほか、生徒の多様化への対応に関する記述を追記。

◆ 教職員の働く場としての機能向上

- ・ 働く場としてふさわしい環境として整備することの重要性を追記。
- ・ チームとしての学校を支える専門スタッフ等のスペース確保の重要性を追記。

◆ 地域との連携・協働の推進

- ・ 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働を推進するため、多様な人材の受け入れ、活動するスペース確保の重要性を追記。
- ・ 地域全体の公共施設の状況等を踏まえ、他の公共施設との複合化・共用化等を検討することの重要性を追記。

3. 高等学校施設整備指針の改訂案

高等学校施設整備指針の改訂案（変更箇所を明示したもの）を別添のとおり提示する。

4. 高等学校施設整備を推進していくための方策

第2章で示した、これからの高等学校施設の在り方を踏まえ、着実に高等学校施設の整備を推進していくため、文部科学省においては、本報告書取りまとめ後速やかに高等学校施設整備指針を改訂し、各学校設置者に周知を図ることが重要である。

また、新時代に対応した高等学校改革を踏まえた特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備や、生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備など、これからの高等学校施設の具体的なイメージや室・空間の工夫などをわかりやすく示していくことが重要であり、高等学校施設の計画・整備の事例を整理し、各学校設置者に周知を図ることが重要である。この際、学科や課程の特性や、既存施設の改修による工夫、施設整備の財源の工夫等の情報も整理することが有効である。

さらに、各学校設置者において、高等学校施設の計画的な整備を図る観点から、国庫補助や地方財政措置など、高等学校施設の整備に有効に活用できる財政支援の仕組みについて積極的に周知を図り、活用を促進していくことが重要である。²²

なお、中央教育審議会における新しい時代の初等中等教育の在り方の議論や、教育再生実行会議における議論を踏まえ、本協力者会議では、新たな検討部会を設置し、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について検討を進めることとしており、今後の検討を踏まえて必要な推進方策を講じていくことが重要である。

²² 現在（令和2年度）、公立高等学校の施設整備については、原則自治体の一般財源で措置されているが、屋外防災施設、公害の被害校、産業教育施設の整備に対しては国庫補助を行っている。また、私立高等学校に対する施設整備補助制度については、高等学校等の教育の充実と質的向上を図ることを目的として、私立高等学校等施設高機能化整備費により施設整備に係る経費の一部を補助している。さらに、公立か私立かに関わらず、避難所に指定されている施設の耐震化等の事業について、一定の要件を満たした場合において、地方財政措置が講じられている。

高等学校施設整備指針（改訂案）

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○整備指針の位置付け

本指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確認するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること。

○整備指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築、増築、改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○整備指針の表現

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確認するために標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいものの

「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

○学校施設バリアフリー化推進指針との関係性

「学校施設バリアフリー化推進指針」は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や、学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

同指針は、令和2年5月に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等を踏まえ、わかりやすく円滑に建物に至ることができる配置計画や、わかりやすく快適に動きやすい平面計画、使いやすく安全で快適な各室計画における留意事項を詳細に整理している。

このため、学校施設を計画・設計する際には、学校施設整備指針と併せ、学校施設バリアフリー化推進指針の記載についても参照すること。

第1章 総 則

第1節 学校施設整備の基本的方針

1 特色・魅力ある高等学校づくりの推進

建学の精神や校風を尊重しつつ、いわゆるスクール・ミッション※やスクール・ポリシー※等（特色ある教育目標や運営方針等を含む。以下同じ。）に基づく教育を可能とする魅力ある学校づくりを基本とし、それらを具体化する施設環境を創出することが重要である。

また、産業構造や社会システムの急激な変化、生徒の学習ニーズの多様化、生徒数の減少、情報化や国際化の進展その他の社会状況の変化を踏まえ、各設置者において高等学校教育改革や再編整備が進められてきており、これらの趣旨を踏まえた施設整備を推進することが重要である。

その際、それぞれの高等学校における全日制、定時制、通信制の課程の別や学科等の教育内容の違い、また新築、改修等の整備手法の違い等に応じて、計画及び設計において必要となる留意点が異なることを十分考慮することが重要である。

※スクール・ミッション：各高等学校の設置者が、各学校やその立地する自治体等の関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、各学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、各高等学校の存在意義や各高等学校に期待されている社会的役割、目指すべき高等学校像を定義したもの。

※スクール・ポリシー：各高等学校が、再定義されたスクール・ミッションを踏まえ、特色・魅力ある教育を行うために策定する、①育成を目指す資質・能力に関する方針、②教育課程の編成及び実施に関する方針、③入学者の受入れに関する方針の3つの方針を総称したもの。

2 「生きる力」をはぐくみ、生徒一人一人の学習ニーズに対応する施設

生徒自らが課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断・行動することを促し、また、他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力や、たくましく生きるための健康や体力を十分に養えるよう考慮して計画とすることが重要である。

また、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路希望等を生かすための学習・生活を可能とする組織、運営、管理システムに対応した施設環境とすることが重要である。さらに、生徒一人一人の学習ニーズにもきめ細かく配慮した計画とすることが重要である。

3 社会の変化に対応する学習環境

情報技術化の進展に対応し、ICT※を日常的に活用できる学習環境を確保すること情報ネットワークを構築することや学習活動を支援するための多様な情報機器を導入すること、国際化の進展に対応し、生徒の主体的な外国語学習を支援する計画とすることなどをはじめとして、今日の科学技術の進展や社会の変化に対応する高機能かつ多

機能な学習環境を確保することが重要である。

さらに、今後の学校教育の進展に長期にわたり対応できるよう、柔軟な計画や施設
の長寿命化への配慮が重要である。

※ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術)

4 健康的かつ安全で豊かな施設環境

生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

5 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設

周辺地域の状況等を踏まえ、必要に応じ、地元の自治体や大学等の高等教育機関、や企業等の産業界、社会教育機関、地域の NPO 法人等の多様な主体とも連携・協働の上、地域や社会の将来の産業等を担う人材育成や地域住民の生涯学習の場など地域の中核としての役割を果たすことが重要である。

また、施設のバリアフリー化を図ること、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や、災害時における地域の避難所（一時滞在施設を含む。）又は緊急避難場所（以下「避難所等」という。）としての役割も果たすこと、さらに、まちづくりとの関連に配慮しつつ、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画することが重要である。

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備

1 スクール・ミッションやスクール・ポリシー教育目標や運営方針等に基づく施設計画

国際社会や情報化社会への対応、地域社会や高等教育機関、産業界等との連携・協働の重視等、それぞれの高等学校のスクール・ミッションやスクール・ポリシー特色ある教育目標や運営方針等を反映した、特色・魅力ある教育活動を展開するための施設計画とすることが重要である。

2 高等学校教育改革や再編整備を踏まえた施設計画

各設置者において、社会状況の変化に対応し、特色・魅力ある教育活動が効果的に行われるよう、生徒の学習ニーズに応じた多様なタイプの学校の設置、地域の状況に

応じた学校の適正な規模や配置等，高等学校教育改革や再編整備が進められており，これらの条件を反映した施設計画とすることが重要である。

第2 生徒の主体的な学習活動を支援する施設整備

1 自ら学び考える学習活動を支える施設

(1) 生徒一人一人の主体的な活動を支援する工夫や，生徒の持つ豊かな創造性を発揮できる空間として計画することが重要である。

(2) 自主的な学習等のために，図書室，学習センター，自習室等の機能を充実することが重要である。

その際，日常的に主体的な学習等が促されるよう，普通教室やホームベース等との有機的な連携が重要である。

(3) 生徒の学習の成果を発表したり討論したりするための場を計画することが重要である。

(4) 体験的な学習に対応するため，地域社会の関係者等の多様な主体との連携・協働や，自然環境の整備等に配慮して計画することが重要である。

2 多様かつ高度な学習内容や学習形態に弾力的に対応できる施設

(1) 幅広い類型（コース）や選択学習に対応するため，課題学習や補充的な学習，発展的な学習等が円滑に行える空間を計画することが重要である。

(2) 生徒の学習意欲を喚起引き出し，最新の学習内容を習得できるよう，教材，教育機器等の導入については各種技術の進展に対応した計画とすることが重要である。

(3) 多様な学習内容・学習形態に弾力的に対応するとともに，教科等横断的な学習に柔軟に対応するため，学習関係諸室相互の位置関係や生徒の動線等を考慮した計画とし，必要な施設機能を設定することが重要である。

(4) 職業教育を主とする専門学科を置く高等学校については，産業界において，デジタル化やデジタル・トランスフォーメーションの推進が加速し，産業構造が急激に変革している中，Society5.0時代の地域産業界を牽引する職業人材を育成するため，最先端の職業教育を行う上で必要となる産業教育施設・設備を計画的に整備することが重要である。

(54) 一斉指導による学習以外に，ティームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習，個別学習，少人数指導による学習，グループ学習，複数学年による学習等にも柔軟に対応できるよう，多様なタイプの講義室，ゼミ室など学習空間を十分に計画することが重要である。

(65) 豊かな人間関係を築く観点から，部活動や，生徒会及び委員会の活動のための拠点を計画することが重要である。

3 適切な進路相談や履修指導等のための施設

(1) 一人一人の興味・関心等に対応し，目的意識を持って学習することができるよう，多様な進路の選択やそのための科目の選択履修を支援する空間を計画することが重要である。

- (2) 変化する社会に柔軟に対応できる能力を身につけていくことが一層求められており、生徒が主体的に進路を選択してキャリアを形成していくために、就職を含む進路の相談やインターンシップ等、生徒に対するカウンセリングやガイダンス機能を充実させるために必要な空間を計画することが重要である。

4 理科教育の充実のための施設

- (1) 多様な教材、教具等を使用した授業など多様な教育方法に対応するため、理科関係教室と図書室、視聴覚教室等との連携に配慮して計画することが重要である。
- (2) 特に、観察、実験等^等の重要性を踏まえ、様々な実験器具、情報機器等を教員及び生徒が活用できるよう施設環境を計画することが重要である。
- (3) 複数の教員等の指導による学習や高度かつ専門的な学習、自然体験活動など多様な学習形態への対応も考慮した計画とすることが望ましい。

5 特別支援教育の推進のための施設

- (1) 教育上特別の支援を必要とする生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の生徒の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、スロープや手すり、便所等のバリアフリー対応はもとより、発達障害[※]を含めた障害のある生徒の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。

※発達障害：「LD、ADHD又は高機能自閉症等」を含め、「発達障害者支援法」の定義に基づく「発達障害」を意味する。なお、LDは学習障害（Learning Disabilities）、ADHDは注意欠陥多動性障害（Attention-Deficit /Hyperactivity Disorder）を意味する。

- (2) インクルーシブ教育システムの構築に資するため、障害のある生徒と障害のない生徒、さらに、国籍や性別等に関わらずが、共に育つことを基本理念として、各々の生徒の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。

第3 情報化や国際化の進展に対応できる施設整備

1 時代の要請に柔軟に対応できる施設

今日の科学技術の進展や社会の変化に対応する高機能かつ多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や学校に期待される役割に長期にわたり対応できるよう、空間構成の変更や設備、機器等の更新が容易に行えるような柔軟性のある計画とすることが重要である。

2 情報-ICT環境の充実

- (1) 生徒の主体的な活動や自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会にふさわしい教育環境を整備情報活用能力の育成や、校務の情報化に資するため、無線 LAN の整備など、ICT を日常的に活用できる環境の整備や情報端末、大型

~~提示装置，遠隔会議システム，統合型校務支援システム情報ネットワークの整備やコンピュータ，プロジェクタ等の情報機器の導入を~~について，適切な安全管理措置を取りつゝ積極的に計画することが重要である。

- (2) 情報を効果的に活用したり，生み出したりするために，様々な情報を管理できるセンター機能のために必要な空間を計画することが重要である。
- (3) 教科としての「情報」だけではなく，他教科でも活用したり，日常的な学習活動や生徒会活動，部活動等を支援するために，普通教室や図書室，特別教室，共通空間等にも様々な情報機器や情報ネットワークを計画することが重要である。
- (4) 学校としての取組や学習活動の成果等について，外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。
- (5) 生徒の出欠状況や多様なカリキュラムの管理，生徒への情報伝達や生徒からのレポート等の提出等，学校運営や施設管理，教員の教科研究や教材作成においても情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

3 国際理解の推進のための施設

- (1) 外国語の指導，外国人教師や生徒の受け入れと日本語指導等，日本の伝統文化や異文化理解等の学習活動への対応を考慮した計画とすることが重要である。
- (2) 外国語会話学習や，コンピュータ支援による外国語学習，インターネットの活用等にも対応した計画とすることが望ましい。
- (3) 国際文化の理解，交流のために，和室など日本の伝統的な空間を計画することも有効である。

第4 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (1) 生徒等の学習のための場であるのみならず，生徒や教職員の生活の場として，ゆとりと潤いのある計画とすることが重要である。
- (2) 生徒等の行動範囲，動作領域，人体寸法を考慮するとともに，心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。
- (3) 生徒が休憩時間や食事等の際に，多様な生活場面を自ら選択できるよう，ラウンジや食事に利用できるスペース等を有機的に配置し，快適な空間を計画することが重要である。

特に単位制の学校で空き時間が発生する可能性がある場合は，授業時間外の生徒の居場所を考慮して計画することが重要である。

- (4) 生徒，教職員等の多様なコミュニケーションの場として，ラウンジ，談話コーナー等を計画することが重要である。
- (5) 多様な学習内容・学習形態に対応するとともに，豊かな生活の場を構成することのできる机・いす・収納棚等の家具を各室と一体的に計画することが重要である。
- (6) 快適に学習・生活ができるよう，場に応じた材料，色彩，遮音・吸音性を備えた適切な施設環境を確保することが重要である。
- (7) 生徒の心の拠りどころとなるようなシンボルツリーやモニュメントを計画するこ

とも有効である。

2 健康に配慮した施設

- (1) 生徒の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に十分配慮したつつ、各種設備機器等も組み合わせて、良好な環境を確保できる計画とすることが重要である。
- (2) 生徒の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、保健衛生に配慮した計画とすることが重要である。
- (3) 体育の授業をはじめ、授業時間外でも日常的に運動に親しめるよう、そのための空間を、利用のしやすさに配慮し計画することが重要である。
- (4) 建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (5) 新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し、十分な安全性を確保できる計画とすることが重要である。
- (42) 地震発生時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備、囲障等の工作物の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。
- (23) 学校施設が、津波等^{*}による被害が予想される地域に立地している場合においては、生徒等が津波等から緊急避難場所^{*}へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路^{*}の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。

これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化^{*}を検討し、実施することが重要である。

※津波等：津波、洪水、高潮等及びこれらに起因する火災。

※緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4関係）。

※避難経路：ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。

※津波等対策における高層化：校舎等建物の屋上や上層階を生徒等の緊急避難場所とするために、屋内運動場との重層化や他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。

- (24) 学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとして、当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであ

ることが重要である。

- (45) 学校施設は、災害時には地域の避難所※としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局※との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画することが重要である。その際、教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法第49条の7関係）。

※防災担当部局：避難所の指定は市町村長が行うこととなっていることから、原則として、学校の所在する市町村の防災担当部局をいう。

- (56) 学校施設の防災対策は、運営体制や訓練、防災教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。
- (67) 施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、各階に標高表示を設置する等、日頃から生徒等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にある全ての施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。

- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、生徒が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (3) 生徒の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。

- (4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各学校へ導入することが重要である。

- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。

- (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい施設づくりを推進することが重要である。

- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持し

ていく面からも重要である。

- (8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制、安全教育等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、また必要に応じエレベーター等の計画に配慮することが重要である。
- (2) 学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時には地域の避難所としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。
- (3) 既存学校施設のバリアフリー化についても、障害のある生徒の在籍や教職員の状況、地域の避難所としての役割等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進する進めていくことが重要である。
- (4) 学校施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。

6 環境との共生

- (1) 脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている中、学校施設においては、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (2) 施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、また自然と触れ合う機会が増えるよう計画することが重要である。
- (3) 学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化を図ることが重要である。
- (4) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス※など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である望ましい。

※バイオマス：動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

- (5) 断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合においても良好な温熱環境を確保する観点から重要である有効である。
- (6) 省エネルギーやごみのリサイクルの推進等、日常的に環境問題に対して主体的な取組が促されるよう配慮して計画することが望ましい。

7 カウンセリングの充実のための施設

カウンセリングの機能を充実する観点から、保健室や教育相談室、保護者等のための相談スペース等適切な環境を計画することが重要である。

第5 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携協力・協働

- (1) 学校施設の計画は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤として、関係者の参画により、総合的かつを得つつ計画する長期的な視点から策定することが重要である。
- (2) 専門的知識・技術を持つ地域の諸機関、企業等の様々な人材を受け入れ、教育活動への多様な活力の導入・活用を促すための諸室についても計画することが重要である。
- (3) 地域における大学等の高等教育機関や他の高等学校・中学校との学校間の連携・協働、インターンシップ、ボランティア活動等を考慮した計画とすることが重要である。
- (4) 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働本部活動等）など、学校と地域の連携・協働のための諸室についてもは、施設を計画する段階から検討しておくことが重要である。
- (5) 他の文教施設等との整備状況等を勘案し適切な役割分担を図りつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用・共同利用等を通じ進めるなど、有機的に連携についてできる計画とすることが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。
- (6) 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能を分担を行うすることも有効である。
- (7) 地域に開かれた学校づくりの観点から、学校としての取組や学習活動の成果等について、保護者や地域住民など外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。

2 学校開放のための施設環境

- (1) 生徒や地域住民が有効に活用できる施設となるよう、校舎や屋内運動場、屋外運動場等を計画とすることが重要である。また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民の利用の促進を図るため、地域住民との共同利用ができる施設として計画することも有効である。
- (2) ユニバーサルデザインを採用するなど、多様な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理が容易な施設として計画することが重要である。

3 複合化への対応

- (1) 公共施設等（社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等）の他施設との複合化について計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境

の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、生徒と高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。

- (2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並み化にも配慮することが重要である。
- (3) 合築の検討を行う場合、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設についても慎重に対処することが重要である。
- (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点からの計画の策定

(1) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定

学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。

(2) 域内の学校施設整備方針・計画等との整合

域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減の他、公共施設等との複合化・共用化、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。

(3) 生徒数の動向等に応じた適切な学校規模の設定

当該地域の学齢人口の推移、進学率の動向、課程や学科等に対するニーズ、当該地域における学校の位置付けや社会的役割等も考慮しつつ、計画を策定することが重要である。

(4) 高等学校教育改革や再編整備計画との整合

高等学校教育の今後の方向や生徒数の減少、当該地域の実情等に応じて策定されている高等学校教育改革や再編整備を内容とする計画を踏まえ、各高等学校について中・長期的な施設整備計画を策定することが重要である。

(5) 総合的な視野からの計画策定

- ① 長期的に施設を活用できるよう、将来の教育内容の変化や維持管理のしやすさ

も含めた施設の長寿命化を考慮した計画とすることが重要である。

- ② 増築，改築，改修等の場合においても，中・長期的な学校施設整備方針・計画，新たな課題への対応を踏まえ，計画的に実施することが重要である。
- ③ 施設~~計画に係る予算科目，所管部課，部分等により~~整備時期等が異なる場合においても，相互に十分調整し，総合的に計画することが重要である。

2 学校の組織，学級編制等の計画条件の検討及び確認

(1) 当該学校における課程の編制等に係る計画条件

現在及び将来において，当該学校における全日制，定時制，通信制の課程の別や併設の有無，また，学年制，単位制の別，学校間連携の実施，専攻科の設置，中高一貫教育の実施の有無等の計画条件を検討し確認することが重要である。特に，中高一貫教育については，中等教育学校，併設型，連携型といった実施形態に応じた計画とすることが重要である。

通信制課程を置く学校については，サテライト施設の教育水準の確保など高等学校通信教育の質を保障する観点から，生徒の学習の場としてふさわしい施設環境を確保することが重要である。

(2) 学科，コース等の編制に係る計画条件

現在及び将来において，当該学校に設置する普通科，専門学科及び総合学科の学科並びに類型（コース）の種類，また，男女共学又は別学等についての計画条件を検討し確認することが重要である。

なお，総合学科を設置する学校の計画においては，~~学科の原則履修科目~~，開設する総合選択科目群を構成する普通科目及び専門科目の種類や相互の関連について十分分析し把握することが重要である。

(3) 運営方式に係る計画条件

教育目標や学習指導・生徒指導の方法，当該学校の単位認定の方式，科目履修の方法や科目選択の幅などを踏まえ，特別教室型※，教科教室型※等の運営方式を，学校全体，学科別又は学年別に十分検討し決定することが重要である。

なお，特に教科教室型の運営方式や大幅な選択制を採用する場合は，生活単位としてのホームルームと学習単位としての授業集団の関連や校内における生徒の活動内容を踏まえ，ホームルーム活動や持ち物などの保管等のための場（ホームベース）の設定，生徒の教室間の移動，生徒への情報伝達方法，教員間の連絡調整の方法や場の設定について十分検討することが重要である。

※特別教室型の運営方式：通常は普通教室において授業を受けるが，特別な装置等が必要な場合は特別教室において授業を受ける学校運営方式（以下「特別教室型」という。）。

※教科教室型の運営方式：教科毎に専用の教室があり，生徒が時間割に合わせて各教科の教室に移動して授業を受ける学校運営方式（以下「教科教室型」という。）。

3 施設機能の設定

(1) 教育活動の内容分析とその条件化

- ① 各教科等の具体的な教育課程を十分分析し、各教科等の活動の内容や機器等の活用方法を将来の動向も含めて適確に把握し、必要な施設機能を設定することが重要である。その際、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に資する施設となるよう計画することが重要である。
- ② 学校行事など特別活動の具体的な内容について十分分析し、把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 教育内容に十分配慮した上で、効率的な施設整備の観点から、複数の教科等での共用、学校間や地域との相互利用・共同利用、拠点校化等を考慮して、施設機能を設定することが重要である。
- ④ 教育活動に必須の教材や教具等を準備、作成するために必要な施設機能を設定することが重要である。

(2) 特別支援教育に対応した施設機能の設定

障害のある生徒の在籍状況又は通級による指導*の実施状況を考慮しつつ、室構成、室数等を決定するとともに、障害の状態や特性等に応じ必要となる環境条件等を適切に把握して、必要とする施設機能を設定することが重要である。

※通級による指導：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。一部通級による指導の担当教員が特別の場に出向く場合や児童生徒が特別支援学校等に出向く形態等もある。

(32) 共通学習空間機能の設定

図書室等の共通学習諸室については、各教科における学習内容について十分分析し、共通する、あるいは、類似する学習内容を把握し、学校規模、運営方式、教科別の利用頻度等に応じ、施設機能を設定することが重要である。

(43) ICT環境の充実コンピュータ、視聴覚機器等の活用とその条件設定

- ① コンピュータの利用形態ごとに、利用方法や機器等の設置形態、データの保存方法その他の条件を、将来動向も含めて分析し、把握するとともに、視聴覚機器との複合的利用に配慮しつつ学校全体のシステムの在り方を検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 視聴覚機器や通信機器等の利用形態ごとに、利用方法や機器等の設置形態、ソフトの収納・管理その他の条件を、将来動向も含めて分析して把握し、コンピュータとの複合的利用も検討しつつ、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 校内のどこでも日常的に ICT を活用できる情報ネットワークの整備や情報情報端末、大型提示装置等の機器の導入について、適切な安全管理・保守・点検措置を取ることが重要である。

(54) 学校生活の分析とその条件設定

- ① 通学の手段、上下足の履き替え方式、生徒の衣類や持ち物の管理方式、ホームルーム活動、授業以外の時間における生徒の居場所、情報伝達方式、食事方式、成人等の生徒の受入れ等について、学校における生徒等の生活の仕方を十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 複数の課程を設置する学校や単位制の学校、学校間連携、生涯学習講座の開設など、異なる集団に属する学習者が施設を共用する場合の対応についても十分検討し、必要な施設機能を設定することが望ましい。
- ③ 特色・魅力ある学びを推進する観点から、多様な入学生を積極的に受け入れるために寄宿舎を整備する場合は、生徒の利用人数や生活の仕方、利用方法等を十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

(65) 生徒指導、教育相談、キャリア・カウンセリング（進路相談、履修指導）に対応する施設機能の設定

- ① 生徒指導や教育相談のために、カウンセリングに関する運営方法及びその人的体制、利用者や動線等について十分分析し、把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② キャリア・カウンセリング（進路相談、履修指導）のために、学科やコース等の編成、キャリア教育に関する教育方針や指導計画等について十分分析し、把握して必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 個別の指導や相談に対応でき、プライバシーの守れる小室を計画することが望ましい。

(76) 部活動等に対応する施設機能の設定

体育系及び文化系のそれぞれについて、部活動やサークル活動の種類、数、活動内容、活動場所等を具体的に把握し、必要とする施設機能を設定することが重要である。

(87) 管理・運営のための施設機能の設定

- ① 学校の教育目標や運営方針に基づき、中央職員室、小学科職員室、学年職員室、教員研究室、会議室、休憩室等や事務部門などの構成を検討し、情報・通信機器の導入も含め必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 当該学校の課程、学科等の編制や運営方式に対応した事務管理・運営システムを、教職員施設の機能やコンピュータの導入・活用と併せ検討し把握して、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ③ 建物各部、各種設備、植栽等の維持管理についてコンピュータの導入・活用と併せ検討し、その方法等の方針を確立するとともに、計画・設計にも反映させることが重要である。

(98) 地域住民の学習活動に対応するための機能の設定

地域住民等の学習 ニーズ 需要 の内容等を十分分析し、学校教育に支障をきたさな

いよう配慮しつつ当該高等学校における学習機会や場の提供内容及び方法を検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。

(109) 高等学校及び他の学校種並びに学校間連携及び地域の諸施設との有機的な連携

- ① 連携先の大学等の高等教育機関や高等学校等との役割分担や連携方法等について十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。
- ② 連携先の大学等の高等教育機関や高等学校を始め地域内の文教施設との有機的な連携について検討し、必要に応じ、これらの施設と相互利用・共同利用することを踏まえ、当該高等学校の施設機能を設定することが重要である。
- ③ 中学校との併設を計画する場合は、学習・生活における相互の関係について十分検討し、それぞれの学校段階にふさわしい学習・生活環境の確保に留意し、必要な施設機能を設定することが重要である。また、併設する際には、できるだけ同一敷地内とするなど、学校間の距離について配慮することが望ましい。
- ④ 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、~~公共施設等との~~施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。

(110) 室構成の決定

- ① 当該学校に備えるべき施設の機能に基づき、校舎、屋内運動場等の各施設の面積規模を勘案しつつ、空間の共用化や多目的利用を検討し、必要な室・空間の種類、数、面積等を適切に決定することが重要である。
- ② 特に、多様な学習活動を展開するために、学習集団の数の増加や規模の変化に十分留意し、必要な室・空間を確保できるよう室構成を決定することが重要である。
また、複数の課程や学科の併設、専攻科等の設置を計画する場合は、共用する施設機能を考慮しつつ、必要な室・空間の確保に十分留意することが重要である。
- ③ 生徒の人体寸法や動作寸法、動作空間に適合した家具の導入について計画することが重要である。

4 計画的な整備の実施

(1) 計画プロセスの重視

- ① 企画、基本計画・設計、実施設計及び施工の各段階を明確に捉え、特に、企画、基本計画・設計の各段階において十分な期間を確保し、当該高等学校施設への様々な要請に対応しながら計画を推進することが重要である。
- ② 企画から施工に至る整備の各段階において、各段階相互の内容的な連続性、整合性等を十分に確保することが重要である。
- ③ 各室計画と家具等の導入計画との一体性に留意しつつ、総合的に整備を進めることが重要である。
- ④ 完成後には、はも、施設の状態、教育内容・教育方法への適応状況等に係る評価を定

期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。

- ⑤ 教育内容の段階的な変更等に伴って施設の整備を段階的に行う場合は、最終的な施設環境を想定した上で、それぞれの段階での学校運営に即した施設の面での対応を検討し、計画を策定することが重要である。

(2) 長期間有効に使うための施設整備の実施

- ① 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、事故を防止するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。
- ② 教育内容・教育方法等の変化や社会的変化に対応し、学校施設を長く使いこなしていくためには、ニーズに応じた改修整備をしやすい施設となるよう計画することが重要である。その際、建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能とすることや、設備の交換・補修を容易にすること等、長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。
- ~~③ 情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修しやすい施設となるよう計画することもある。~~
- ④③ 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、教職員・生徒・保護者・地域住民等からの要望を踏まえて、適切な学習・生活空間を計画することが望ましい。
- ~~⑤④ 改築より~~工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保できを抑制し、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修*を積極的に取り入れていくことが重要である。

※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。

(3) 関係者の参画と理解・合意の形成

- ① 特色・魅力ある教育学習内容や教育方法等を反映し、関係機関や地域と連携・協働した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域・関係機関等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、学校建築や情報システムの専門家その他の学識経験者の協力を求めることが望ましいも有効である。
- ② より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用発揮され、利用実態の面から踏まえた安全性を確保する上でも重要である。
- ③ 開放施設の利用内容・方法や管理方法、当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前から地域住民と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や運営方法、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住

民や防災担当部局と十分協議~~する~~しておくことが重要である。

(4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

整備期間中においては、適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、生徒の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないように十分留意することが重要である。特に、情緒障害、自閉症又はADHD等の障害のある生徒がいる場合は、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。また、必要に応じ適切な仮校舎を確保することも有効である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。
- (2) 建物、屋外運動施設等を安全に設定設置できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。
- (5) 死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で文化的な環境

- (1) 良好な日照、空気及び水を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 見晴らしや景観等が良好で、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 現在必要な学校施設を整備できる面積であることはもちろん、将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。なお、中学校等を同一敷地内に併設する場合は、それらの施設の整備との関連に十分留意し、必要な面積を確保することが重要である。
- (2) 校舎、屋外運動施設等を適切に配置し、有効に利用できるまとまりのある形状であることが望ましい。

第2 周辺環境

1 安全な環境

- (1) 頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。
- (2) 騒音、振動、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

2 教育上ふさわしい環境

- (1) 社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して

立地することも有効である。

- (2) 学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。
- (4) 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。
- (5) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。
- (6) その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

第3 通学環境

1 通学区域・通学方法、通学路との関連

- (1) 校地は、生徒の分布、通学距離、通学経路の安全性、登下校時の混雑や騒音等による周辺地域への影響その他の事情を十分考慮し、通学区域・通学方法の設定との関連に留意して選定することが望ましい。
- (2) 敷地が複数にわたる場合や寄宿舎を設ける場合、あるいは、学校間連携を行う場合等においては、適切な移動経路・方法を設定することが望ましい。

第2節 配置計画

第1 全体配置

1 校地利用

- (1) 各施設部分を、相互に均衡のとれたゾーニングの下に、設定された施設機能に応じて配置し、全体として効率がよく、かつ、ゆとりの感じられる構成とすることが重要である。
- (2) 地盤状況を適確に把握し、災害時や不同沈下等に対する安全を確保できるよう各施設部分を配置することが重要である。
- (3) 将来の予想される増改築等に柔軟に対応できるよう各施設部分を配置することが重要である。
- (4) 自然の地形を有効に活用できるよう各施設部分を適切に配置することが望ましい。
- (5) 必要に応じ学習や生活に弾力的に利用できるようなゆとりの空間を、各施設廻り等に確保できるよう各施設部分を配置することが望ましい。
- (6) 施設等の開放を行う場合は、学校教育に支障を及ぼすことなく開放が円滑に行えるよう、アプローチを考慮しつつ各施設の配置を検討することが重要である。
- (7) 中高一貫教育校のうち、中等教育学校においては、前期課程の学習・生活上の機能を併せ、一貫性のある施設としての全体計画の中で、均衡のとれた配置とすることが重要である。

- (8) 中高一貫教育校のうち、中学校と高等学校が同一敷地内に配置された併設型の高等学校においては、単独の高等学校に準じて配置計画を行うことが重要である。また、その際には、中学校の施設機能と相互交流の機能を満たす中で、必要施設の共有化を図ることも有効である。
- (9) 中高一貫教育校のうち、中学校と高等学校が別敷地に配置された併設型の高等学校及び連携型の高等学校においては、連携授業にも配慮しつつ単独の高等学校に準じて配置計画を行うことが重要である。

2 配置構成

- (1) 各施設部分は、相互の機能的な連携を通じそれぞれの施設機能を十分に発揮できるよう相互の位置関係に十分留意して配置することが重要である。
- (2) 各施設部分で行われる活動の雰囲気づくりに配慮して配置することが重要である。
- (3) 各施設部分について、それぞれの必要とされる機能、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるよう配置することが重要である。
- (4) 日常の通行においてはもちろん災害時の避難においても、生徒等が安全な移動経路を設定することができるよう各施設部分を配置することが重要である。
- (5) 訪問者の利便性に配慮しつつ、生徒及び訪問者の動線、学校開放時の利用者の動線、自転車、自動車等の車両の動線を合理的に設定できるよう門や各施設部分を配置することが重要である。
- (6) 施設全体の調和、周辺の町並みとの調和等に配慮した配置構成とすることが望ましい。
- (7) 公共施設等との複合化について計画する場合には、それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画することが重要である。
- (8) 中学校との併設を計画する場合は、動線を含めそれぞれの学習・生活に必要な環境を確保できるよう各施設を適切に配置することが重要である。
- (9) 防犯及び事故防止の観点から、死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

1 建物位置

- (1) 建物の敷地は、できる限り盛土部分を避け、異なる地質及び地盤条件をもつ部分にまたがらず、また、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。
- (2) 校舎は、外部騒音の影響を可能な限り避けることができるよう配置することが重要である。
- (3) 屋内運動施設については、学習関係諸室からの動線等を考慮し、生徒の円滑な利用が図られる位置に計画することが重要である。
- (4) 屋外運動施設への日照に支障を生じることのないような相互の位置関係に配慮し

た配置とすることが重要である。都市化の進展等の中で、やむを得ず高層とする場合であっても、校地内外の施設への日照や電波障害等の影響等について留意の上計画することが重要である。

- (5) 周辺住宅等との間で、日照やプライバシー、音等における相互の影響に配慮した配置とすることが重要である。
- (6) 地域との連携を考慮し、生徒と地域との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、外部から利用しやすいよう交流部分や開放部分の配置を考慮して計画することが望ましい。
- (7) 独立棟の講堂・ホールや部室、セミナーハウス、寄宿舍、同窓会館等の施設は、全体配置構成の中で、施設機能を十分生かすことのできる配置とすることが重要である。なお、寄宿舍は、学習と生活との分離又は連携など、その位置付けを十分検討し、適切に配置することが重要である。
- (8) 公共施設等の他施設との複合化について計画する場合には、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場について考慮し、建物の位置を計画することが重要である。

2 建物構成

- (1) 校舎等は、適切な階数の建物として計画することが望ましい。特に、適切な規模の敷地の確保が困難なため、高層建物として計画する場合は、生徒の日常及び緊急時の移動、物品の搬送等について十分検討することが重要である。
- (2) 津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は、他の公共施設と複合化することも有効である。
- (3) 建物相互間において、必要な隣棟間隔を確保することが重要である。
- (4) 緊急時の避難、施設の維持修繕等に支障を生じないように配慮して配置することが重要である。

第3 屋外運動施設

1 施設配置

- (1) フィールド・トラック、各種コートは、方位に留意しつつ、災害時の安全性や良好な日照、通風等を確保できるとともに、校舎や周辺地区に砂塵、騒音等の悪影響を及ぼさないよう、また、周辺の住宅等の間で相互にプライバシー等に支障を生じないように十分留意して配置することが重要である。
- (2) フィールド・トラック、各種コートは、校舎からの動線等を考慮し、生徒の円滑な利用が図られる位置に計画することが重要である。
- (3) 屋外プールは、良好な日照、通風等を確保できるとともに、外部からの視線の防止に配慮し、また、校舎や更衣室との円滑な移動にも留意して配置することが重要である。
- (4) 各施設部分は、学校開放への要請に対応しやすいよう外部から利用しやすい位置に計画することが望ましい。

2 施設構成

- (1) 各施設部分は、相互に近接したまとまりのある配置とすることが重要である。
- (2) 校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とすることが重要である。
- (3) 観覧のための施設を、必要に応じ計画することも有効である。

第4 屋外教育環境施設等

1 屋外教育環境施設

- (1) 飼育舎や農場等の屋外学習施設は、動植物の生育に必要な環境の確保、鳴き声、臭気、落葉等による周辺への影響等に留意して配置することが重要である。
- (2) 屋外の集会施設は、日常の生活領域あるいは動線との関連に配慮して配置することが重要である。

2 緑地

- (1) 緑地の効用を考慮し、維持管理に十分留意しつつ、積極的に緑地を導入することが望ましい。
- (2) 建物、屋外運動施設などの規模、配置等との釣合や自然学習環境としての役割に留意し、校地内に均衡よく、それぞれにまとまりをもたせて配置することが重要である。

第5 その他の施設

1 門

- (1) 生徒の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (3) 利用者が、校舎等の出入口の位置を認識しやすく、かつ、校舎等へ円滑に移動できる位置に配置することが望ましい。
- (4) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。

2 駐輪場

利用人数に応じ必要となる面積を、門及び昇降口との連絡のよい位置に配置することが重要である。

3 駐車場

駐車場を計画する場合は、学習活動や生徒等の安全及び健康に影響を及ぼさないよう適切な規模、配置とすることが重要である。

4 サービス施設

- (1) 訪問者の車，管理上の戸外作業や食材運搬等のためのサービス用車両等の一時駐車のためのサービスエリアを，必要に応じ，適切な位置に配置することが重要である。
- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は，適切な位置に，安全性に十分配慮して配置することが重要である。

5 その他

屋外倉庫，ごみ置き場などの施設及び設備は，利用しやすく，かつ，学習活動等に支障の生じない位置に配置すること。特に，ごみ置き場等は，校舎，周辺地区に臭気等の悪影響を及ぼさないよう配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

1 空間構成

- (1) 多様な学習集団やカリキュラムの編成，弾力的な指導体制等に対応できるよう柔軟な空間構成とすることが重要である。
- (2) 学習，生活，管理を行いやすいよう，屋外の活動空間との関連に配慮しつつ，学習，生活，管理のための空間の平面的・立体的な構成，配置等を計画することが重要である。なお，高層化する場合は，特に構造上の検討と併せて計画することが重要である。
- (3) 小学科や類型（コース）ごとのまとまりや類似する機能を有する室・空間のまとまり，さらに，相互利用・共同利用に配慮して，空間構成を計画することが重要である。
- (4) 将来の学級数の変動や学習内容・方法等の進展，利用する情報機器等の増大などに柔軟に対応できるよう，間仕切りの位置の変更や教室の増築等を考慮した計画とすることが望ましい。
- (5) 様々な類型（コース）等の編制に応じ，生徒の学習・生活の拠点となるよう共通学習諸室やロビー・ラウンジ等の空間を計画し，これを核として関連する教科等の各室・空間を構成することも有効である。
- (6) 日常的に異学年を含む生徒同士や教職員とのコミュニケーションが促されるよう，各学年の動線や教職員諸室の配置等を十分考慮して計画することが重要である。
- (7) 建物内外の各空間相互に，視覚的，感覚的な拡がりなどによる連続性や，学習活動の連続性を確保するなど多様な空間を計画することが望ましい。
- (8) 校舎廻りの空間を，安全管理面等に十分留意しつつ，効果的に設けることが望ましい。
- (9) 教科教室型の場合においては，教室間等の移動，空き時間など生徒の授業時間外の居場所，持ち物の取り扱い，情報伝達やホームルーム活動の方法，職員室の配置等に十分留意して空間を構成することが重要である。
- (10) 複数の課程を併設する場合，カリキュラム等に応じ室・空間の共同利用について検討し，全体として効率的に利用できるよう構成・配置等を計画することが重要である。
- (11) 情報化の進展に対応するため，無線 LAN を整備するなど，校内の各室・空間のどこでもにおいて，コンピュータ等の情報機器日常的に ICT の活用が可能となるような校内の情報ネットワークを計画することが重要である。その際，情報機器や情報ネットワークの将来の更新，増設等も考慮して計画することが重要である。~~また，無線による校内の情報ネットワークの導入を検討することも有効である。~~
- (12) 学習・生活空間は，当該地域の気候風土や気候の季節的变化も考慮し，日照，採光，通風，換気，室温，音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保できる方位及び位置に設定することが重要である。
- (13) 奥行きが深い空間や面積の広い空間は，採光，換気，室温，音響等の環境条件の

確保に特に留意して規模、位置等を計画することが重要である。

- (14) 学校間連携や地域住民の学習活動に積極的に対応できるよう空間の構成、配置等を計画することが望ましい。
- (15) 避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。
 なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。
- (16) 中等教育学校の各室については、できる限り共用とし、規模、設備等の充実を図り計画することが望ましい。また、後期課程専用の室とする場合であっても、前期課程の同教科・同種類の教室・施設と連携して計画することが望ましい。
- (17) 中学校と高等学校が同一敷地内に設置された併設型の中高一貫教育校の教室及びその他の各室については、共有化を検討し、規模、設備等の充実を図り計画することが望ましい。また、高等学校専用の室とする場合であっても、中学校の同教科・同種類の教室・施設と連携して計画することが望ましい。
- (18) 公共施設等の他施設との複合化について計画する場合には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。
- (19) 障害のある生徒が在籍する場合があることを考慮して計画することが重要である。

2 動線等

- (1) 生徒、教職員、学校開放における利用者、学校間連携での他校の生徒、外部からの訪問者などが、まとまりある活動空間を通り抜けることなく、それぞれの必要に応じ円滑に移動できるよう空間の構成、配置等を計画することが重要である。
- (2) 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、教科教室型の場合は、全校的な移動に十分対応できるよう、各教科の教室・施設群、ホームベース、ロッカースペース等の間の動線に留意した配置計画とすることが重要である。
- (3) 多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合や高層化する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等、その避難経路の設定に十分留意することが重要である。
- (4) 津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル、校舎等の屋上等までの避難経路を可能な限り短縮するよう計画することも有効である。
- (5) 校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては、想定される津波等の水位以上の高さにすることが重要である。なお、校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も、段階的な避難を可能とするため、屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。
- (6) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。
- (7) 廊下等の移動のための空間は、その上・下部の空間が各種設備の配管、配線等の有効な設置空間ともなることを考慮して設定することが望ましい。

- (8) 1階等に開放的な渡り廊下を設ける場合には、不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。
- (9) 公共施設等の他施設との複合化について計画する場合には、地域住民等の利便性と学校との交流、運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。
- (10) 高層化する場合や障害者等の移動等のために、エレベーターの設置を考慮して計画することが重要である望ましい。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

- (1) 各学科・学年・教科ごとの学習内容、学習方法、生徒の行動形態等を考慮し、最も適切な空間配分及び位置を計画することが重要である。
- (2) 生徒一人一人が主体的に活動できる自習等のための空間を確保することが重要である。
- (3) 図書室、視聴覚教室、コンピュータ教室、自習室等、問題解決的な学習等における生徒の主体的・積極的な利用を促す諸室については、普通教室、講義室、ゼミ室等との連携に配慮して配置を計画することが重要である。
- (4) 各教科等の発表、討議、レポート作成等の様々な言語活動に対応できるよう、普通教室、特別教室等と図書室、講義室、ゼミ室等の連携を考慮して配置を計画することが重要である。
- (5) 総合的な探究学習の時間等に対応し、普通教室、特別教室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。
- (6) 総合的な探究学習の時間や選択学習に対応できるよう、多様な学習集団に対応できる空間を複数用意したり、教室等を再構成し、又は分割して使用できる弾力的な空間として計画することが望ましい。

2 普通教室

- (1) 日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件の確保に十分留意し、位置、方位等を計画することが重要である。
- (2) 特別教室型の場合、同一学年の普通教室は、同一階及び同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを崩すことのないよう増築や室種類の転換等が可能な計画とすることが望ましい。なお、複数学科を設置する学校においては、同一学科の普通教室について、同一階及び同一区画にまとめて計画することも有効である。
- (3) 教科教室型の場合、それぞれの教科の学習に適した規模、形状、設備、家具等について計画された教室と各教科の教材・教具の作成・収納空間、各教科ごとの教員コーナー等をまとめて配置することが重要である。
- (4) 同一区画にまとめた同一学年の空間あるいは教科ごとにまとめた空間が全体の通過動線部分とならないよう計画することが重要である。
- (5) 教室から直接行くことのできるテラス、バルコニー等の空間を計画することも有効である。

3 通級による指導のための関係室

- (1) 通級による指導のための関係室の計画に当たっては、生徒の障害の状態や特性等を踏まえ、必要に応じ、特別支援学校施設整備指針の内容を準用する。
- (2) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保することが重要である。
- (3) 本校又は他校からの通級による指導の実施状況及び利用人数等を踏まえ、適切な数の個別学習室を計画するとともに、小集団による指導が可能な多目的室・プレイルーム、保護者控室・相談室、管理関係室、専用の便所等の関連室・空間をまとまりを持たせて計画することが重要である。
- (4) 通級による指導を受ける生徒の障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (5) 環境条件が学習・生活面へ及ぼす影響が障害のない生徒に比較して大きいことに留意し、十分に良好な環境を確保することのできる位置に計画することが重要である。
- (6) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
 - ① 言語障害に対応した教室とする場合、リラックスして会話を進めたりすること
に留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画することが重要である。
 - ② 自閉症やLD、ADHD等に対応した教室とする場合、外部からの刺激による
パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、生徒が落ち着いて安心して学びやすい
よう、可能な限り騒音や雑音、視覚的な刺激を避け得る位置に計画するとともに、
落ち着きを取り戻すための空間を確保することが重要である。
 - ③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮し、安心してリ
ラックスできる落ち着いた環境を確保することが重要である。
 - ④ 弱視に対応した教室とする場合、静寂さや適切な照度を確保できるよう計画す
ることが重要である。
 - ⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、可能な
限り騒音や雑音を避け得る位置に計画することが重要である。また、相手の手や
口の形、顔面の筋肉の動きなどにより相手の言葉や表情、指文字や手話等を読み
取りながら、学習等が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保でき
るように計画することが重要である。なお、必要に応じて聴力検査のための空間
を計画することが望ましい。
 - ⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いすや補助用具等を使用し
ての利用に十分留意して、安全かつ円滑な移動が可能となるよう計画することが
重要である。

4 特別の支援を必要とする生徒のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を普通教室等に隣接又は近接して計画することが望ましい。なお、個別学習や小集団による学習のための空間として計画することも

有効である。

3-5 特別教室・教科教室

- (1) 普通教育に関する各教科・科目等のための特別教室又は教科教室の計画においては、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるように、同一教科等又は関連性の強い教科等の特別教室又は教科教室及びその準備室、資料室、講義室、ゼミ室、教員研究室等を、相互の連携を図り、また、教科等の内容にふさわしい環境を構成できるように、まとめて計画することが望ましい。

なお、教科教室型の計画においては、必要に応じ、ホームルーム活動等を行う場として教科教室を割り当てることに留意し、教科教室の配置、構成等を計画することが重要である。

- (2) 各教科・科目等ごとの利用内容に応じ必要な規模の空間を確保することが重要である。
- (3) 実験・実習等の準備、資料等の作成、教材教具等の保管等の場として、特別教室又は教科教室に隣接する準備室、あるいは、特別教室又は教科教室内部の準備コーナーを設けることが重要である。
- (4) 特別教室又は教科教室の利用が予定される学年やその利用形態等に応じ、普通教室等からの移動及び特別教室又は教科教室相互間の移動を行いやすいよう計画することが重要である。
- (5) 教科内容に応じ、屋外学習施設と容易に連携できる配置とすることが重要である。
- (6) 学習活動に伴い騒音、振動、臭気等を発生する教室は、他の空間に悪影響を与えないよう留意して配置することが重要である。
- (7) 学校の規模、学習内容・学習形態及び、関係機関や地域住民の利用等を考慮し、特別教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することも有効である。
- (8) 各教科等における多様な形態の学習に弾力的に対応できるよう学習センター等と連携させる計画も有効である。

4-6 専門教育関係教室

- (1) 専門教育に関する教科・科目のための実験・実習室等は、実験・実習の流れに応じた各室・空間の連続性、必要な規模の講義室、準備室、資料室、ゼミ室、教員研究室等との位置関係に留意して計画することが重要である。
- (2) 教科内容に応じ、屋外の活動空間との連携可能な配置とすることが重要である。
- (3) 学習活動に伴い騒音、振動、臭気、排気ガス等を発生する教室は、他の空間に悪影響を与えないよう留意して配置することが重要である。
- (4) 実習や課題研究等により制作された作品を展示する空間を計画することも有効である。
- (5) 学校の規模、学習内容・学習形態及び地域住民の利用等を考慮し、専門教育関係教室の種類、配置等の構成を工夫して計画することも有効である。
- (6) 専門教育関係の講師等の控室は、各教科の準備室等との位置関係等を考慮して計画することが重要である。

5-7 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、生徒の活動範囲の中心的な位置に計画することが重要である。その際、必要に応じ、地域住民の学習活動における利用等に対応できるよう配慮することが望ましい。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディア情報センターとして計画することも有効である。
- (3) 自習スペースやグループ学習で利用できる室・空間を計画することも有効である。
- (4) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

6-8 講義室

講義室は、利用形態に応じ、必要な規模、数のものを確保し、関連する他の室・空間との連絡に留意しつつ適切な位置に計画するとともに、学習集団の規模の変化に柔軟に対応できる計画とすることが重要である。

なお、必要に応じ、教員用の実験スペースを備えた講義室を計画することも有効である。

7-9 ゼミ室

ゼミ室は、利用形態に応じ、特に少人数教育のニーズの増大に留意し、必要な規模、数のものを確保し、普通教室又は特別教室・教科教室又は実験・実習室との連絡のよい位置に計画することが望ましい。

なお、情報化などに対応した特色のあるゼミ室を計画することも有効である。

8-10 共通学習空間

- (1) 利用内容に応じ必要な規模を確保するとともに、各教科における多様な学習内容に対応できるよう特別教室・教科教室又は専門教育関係教室との機能的な連携を考慮して計画することが望ましい。
- (2) 視聴覚教室、コンピュータ教室等は、全校の生徒が日常的に利用しやすい位置に配置することが重要である。その際、必要に応じ、地域住民の学習活動における利用等に対応できるよう配慮することが望ましい。
- (3) 相互に隣接させ又は近接させて配置し、あるいは、学習に用いられる各種の設備、教材、教具等を適宜集約し、全教科又は数教科や教科単位、あるいは、小学科や類型（コース）等に対応して多目的に利用できる学習・情報センターを計画することも有効である。

なお、小学科や類型（コース）、教科に関するオリエンテーションやアドバイス機能も有するよう計画することも有効である。

- (4) 図書、視聴覚教育メディア、コンピュータ等を他の学習空間に分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に留意して計画することが重要である。

(5) 学習・研究成果の発表やその展示のできる空間を計画することも有効である。

9-1-1 その他の学習関係諸室

(1) 生徒指導，教育相談，キャリア・カウンセリング（進路相談，履修指導）室

- ① 生徒指導，教育相談，キャリア・カウンセリング（進路相談，履修指導）のそれぞれに必要な面談室，資料室等は，生徒等が安心して利用でき，静かで落ち着いて相談等を行うことのできる位置とするなど配置に十分留意して計画することが重要である。その際，それぞれの機能の分担や室・空間の位置関係を十分検討することが重要である。
- ② キャリア・カウンセリング（進路相談，履修指導）のための室・空間は，生徒による資料の閲覧や複写，来訪者との応対などに留意し，必要な規模を確保することが重要である。
- ③ 生徒指導，教育相談，キャリア・カウンセリング（進路相談，履修指導）に利用できる小室を計画することが望ましい。

(2) 特別活動室

生徒会活動等のための特別活動室は，他の室・空間との役割分担を明確にしつつ，多様な活動に応じ必要となる規模の空間を，活動に適した位置に計画することが重要である。

(3) 自習室

- ① 自習等のための空間を，普通教室やホームベース，また，図書室，視聴覚教室，コンピュータ教室等との関連に留意しつつ計画することも有効である。
- ② 共通学習諸室の中に，生徒の自習のためのスペース・コーナーを計画することも有効である。

(4) 放送室

- ① 教職員だけでなく生徒による放送活動にも便利な位置に計画することが望ましい。また，体育的行事等における利用も考慮し，運動場等を見渡すことができるよう計画することも有効である。
- ② 相互の連携や役割分担に留意しつつ，放送のための空間を分散して計画することも有効である。
- ③ 教材作成の機能を備えた教材・教具空間や視聴覚教室と連携できるよう計画することも有効である。

(5) 教材・教具空間

- ① 各特別教室・教科教室の準備室との役割分担に留意しつつ，教材・教具の種類，数量等に応じ必要な規模を確保し，これらの教材・教具を利用する室・空間との連絡のよい位置に計画することが重要である。
- ② 教材等の作成の機能も備え，図書室，視聴覚教室，学習センター等と連携した空間

として計画することも有効である。

- ③ 教材などの複写，印刷等を行う専用のスペースを，学習関係諸室のまとまりの中にコーナーとして配置することも有効である。

第3 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 教科体育，体育的行事，部活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模を確保するとともに，必要に応じ，避難所等としての利用に配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 生徒の移動や他の学習空間への影響，運動施設相互の連携などに配慮した適切な位置に計画することが重要である。特に，教科教室型の場合は，保健体育の学習に対応する屋内運動場，武道場，保健体育教室や，教材・教具の作成・収納空間，教員コーナー等をまとめて配置することは有効である。
- (3) チーム練習の計画やゲームの作戦等について話し合えるよう，屋内運動施設と一体的にミーティング室等を計画することも有効である。
- (4) 保健体育教員研究室は，必要な規模を確保し，屋内外の運動施設を管理しやすい位置に計画することが望ましい。
- (5) 学校開放時における利用にも積極的に対応できるよう，出入口や便所，更衣室等の附属施設等を含め，空間の構成，配置，規模等を計画することが望ましい。

2 屋内運動場

- (1) 雨天時の利用を考慮しつつ，教科体育での同時使用する学習集団の規模，数や部活動の種類，数等に留意し，活動内容に応じ必要な規模のものを，適切な位置に計画することが重要である。また，同時使用時においても，相互の学習の効果を減じないように吸音性等も考慮した計画とすることが有効である。
- (2) 通風，換気及び採光を十分確保するとともに，室温に配慮して計画することが重要である。
- (3) 降雪等の気候的条件や学校規模，体育的活動の状況等に応じ，相互の連携に配慮しつつ，複数の屋内運動場を計画することも有効である。
- (4) 更衣室，便所，運動器具庫等の付属施設と一体的に計画することが重要である。
- (5) 儀式的行事，文化的行事，各種集会，学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は，必要な規模のステージ，控え室等の空間を確保することが望ましい。また，必要に応じ各種情報機器の利用にも配慮することが有効である。

なお，文化活動の場として講堂や音楽ホール等の専用の空間を別に計画し，屋内運動場に備える運動のための機能を高めることも有効である。

- (6) 各種トレーニング器具をまとめて配置したトレーニングルームやダンススタジオを計画することも有効である。
- (7) 津波等災害時に，屋内運動場を避難所等として利用するために，上層階に計画することも有効である。その場合には，日常の教育活動に支障を生じない動線計画とするとともに，避難者が円滑に避難できるよう階段の位置等を計画することが重要

である。

3 武道場

- (1) 利用内容等に応じ、柔道、剣道等の武道を行う専用の施設を確保することが望ましい。
- (2) 練習中の発声や衝撃などによる校舎等への影響や通風の確保などに十分留意して計画することが重要である。
- (3) 更衣室、便所、防具庫等の附属施設を一体的に計画することが望ましい。

4 屋内プール

- (1) 利用内容に応じ、必要な規模を確保することが重要である。
- (2) 維持管理等に十分留意しつつ、温水プールとして計画することが望ましい。
なお、温水化しない場合には、室内の暖房にも配慮しつつ、採光を十分確保できる位置に計画することが望ましい。
- (3) 通風及び換気を十分確保できる位置に計画することが重要である。
- (4) 更衣室、便所、シャワー室等の附属施設と一体的に計画することが重要である。

第4 生活・交流空間

1 共通事項

- (1) 学習関係諸室等との間の移動を行いやすい位置に計画することが重要である。
- (2) 生徒の持ち物の保管、ホームルーム活動、生徒への情報伝達、休憩や自学自習などの生活のための空間の設定に十分留意して計画することが重要である。
- (3) ゆとりのある空間を構成できる規模を計画することが望ましい。
- (4) 学校間連携や学校開放を実施する場合に、他校の生徒や地域住民等も利用しやすい位置に計画することも有効である。

2 ロビー・ラウンジ等

- (1) 短い時間にも生徒が気軽に休憩、談話等に利用することのできるよう、ラウンジやアルコーブ等を生徒の日常動線上の各所に分散して配置することが望ましい。
- (2) 類似した機能を有する屋外空間との連携を考慮して計画することも有効である。
- (3) ロビー・ラウンジ等の内部に、美術・工芸の作品の展示、情報の提示等のための空間を計画することも有効である。

3 講堂・ホール等

- (1) 儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等の場であるとともに、地域に開かれた学校という観点から、地域住民の芸術・文化活動にも利用される場として、利用目的・利用人数等を考慮し、適切な規模と附属施設を確保することが望ましい。
- (2) 学習空間や他の生活・交流空間との関連、生徒等利用者が安全かつ円滑に移動できる動線の確保等に配慮し、位置等を計画することが望ましい。その際、地域住民

の利用を考慮し、外部からの動線に配慮することも有効である。

- (3) 講堂・ホール等の内部に、美術・工芸の作品を展示できる空間を計画することも有効である。

4 ホームベース

- (1) 教科教室型の場合においては、必要に応じ、生徒の持ち物の保管、ホームルーム活動、生徒への情報伝達、休憩や自学自習などの場となるホームベース機能をそれぞれのホームルームごとに計画することも有効である。その際、ラウンジ等他の室・空間との位置関係等を考慮したり、過年度の生徒についても配慮することが重要である。
- (2) ホームベースを設ける場合は、ホームルーム集団に応じ必要な規模のものを、他の室・空間との間の移動を行いやすく、かつ、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保できる位置に計画することが重要である。
- (3) 学習空間や他の生活・交流空間との関連に留意するとともに、生徒と教員の交流の場にもなることに留意して計画することが重要である。

5 ロッカースペース

- (1) 特別教室型の場合においては、各ホームルームごとの普通教室内又は普通教室に近接した位置にコーナーとして計画することが望ましい。なお、普通教室内に計画する場合は、選択教科・科目の授業での普通教室の利用に十分留意することが重要である。
- (2) 教科教室型の場合においては、全校の校内動線の中心的な位置に計画することが望ましい。なお、ホームベースを設ける場合は、その区画の中に計画することも有効である。
- (3) 廊下に計画する場合は、ホームルームの教室と対応するよう計画することが望ましい。

6 部室

- (1) 管理・指導面に十分留意しつつ、活動を行う場との連絡のよい位置に、共同利用できるミーティング室、更衣室、用具収納庫、手・足洗い場等とともにまとまりをもたせて配置することが望ましい。
- (2) 部活動の内容等の変化に対応し間仕切りを変更できるような柔軟な空間として計画することも有効である。

7 食堂等

- (1) 食堂は、利用状況等に応じた適切な規模を、調理室との位置関係に留意し、良好な環境の確保にも配慮した適切な位置に計画することが重要である。
- (2) 全日制と定時制を併置する場合における定時制専用の食堂は、定時制で利用する学習・生活空間との連絡のよい位置に計画することが重要である。なお、全日制の生徒等の利用も考慮し、規模、位置等を計画することも有効である。

- (3) 家庭教室の調理に係る実習のための空間と連携させて配置することも有効である。
- (4) 調理室は、騒音、異臭等により学習活動等に支障を及ぼすことがなく、また、外部から車等が進入しやすい位置とすることが重要である。なお、全日制と定時制を併置する場合には、調理室を共用とすることが望ましい。
- (5) 食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすい施設として計画することが重要である。
- (6) 売店を設ける場合は、扱う物品の内容に応じ、生徒の生活空間や食堂等との連絡に留意して計画することが重要である。また、自動販売機を設置する場合は、物品の搬入、ごみの収集等に十分留意し、適切な位置に設置スペースを計画することが重要である。

8 セミナーハウス

利用人数、利用方法等に応じ、必要な規模、数の男女別の宿泊室、研修室、指導員室、浴室、洗面所、便所、食堂、厨房等を、相互の位置関係に留意して計画することが重要である。

9 寄宿舍

- (1) 男女の別に配慮しつつ、個人の生活と集団生活のための空間並びに生徒が利用する空間と管理諸室との分離と連携が適切に保たれるよう計画することが重要である。
- (2) 舎室は、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保できるよう配置することが望ましい。
- (3) 職員等休養室は、舎室等に隣接して設けることが望ましい。

第5 共通空間

1 昇降口

- (1) 始業時、終業時等における利用人数及びその集中度や履き替え方式等に応じ、十分な規模の昇降口を計画することが重要である。なお、学校規模等に応じ、昇降口を分散して計画することも有効である。また、学校開放用の昇降口については、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に、利用人数に応じた規模を計画することが重要である。
- (2) 校舎内の生徒の学習・生活の中心となる空間と連絡がよく、門及び屋外運動場との間において、上履きと下履きの動線が交差することなく、校舎等の周囲を迂回せず円滑に行き来できる位置に計画することが重要である。
- (3) 地域の気候的特性に留意し、位置及び出入りの向きを計画することが重要である。
- (4) 情報伝達や展示・掲示の場として利用できるようなホール等の空間と一体的に計画することも有効である。

2 便所

- (1) 生徒の分布の状況及び動線を考慮し、必要に応じ学校間連携での他校の生徒等の利用にも配慮しつつ、生徒等が利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要

である。

(2) 洋式便器を採用するなど、生活様式や生徒のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要であり、このことは衛生環境改善の観点からも重要である。

また、障害のある生徒や教職員、保護者及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用に配慮した便所を計画することが重要である。

(23) 教職員や外来者用の便所は、生徒用とは別に、適切な位置に計画することが重要である。

3 廊下、階段等

(1) 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。

(2) 生徒の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。

(3) エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を、適切な位置に計画することが重要である。その際、階段との位置関係に留意することが重要である。

4 その他

(1) 生徒の生活用諸施設・設備のための空間は、校内の必要な場所にまとまりのあるコーナーとして計画することが重要である。

(2) 足洗い場は、主要な出入口に近接した位置に計画することが望ましい。

(3) 生徒更衣室は、生徒の利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。

第6 学校間連携・学校開放のための空間

1 共通事項

(1) 通常の学校運営との連絡調整に十分配慮した学校間連携又は学校開放時の管理体制を明確に設定し、当該学校での利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担も考慮しつつ、学校間連携又は学校開放の状況等に応じ、室種類を適切に設定し、必要な規模を確保することが望ましい。

(2) 外部からの出入りに便利で、学校間連携時又は学校開放時に使用する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。

(3) 学校間連携時又は学校開放時に使用する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等からの連絡に留意しつつ、総合的に利用できる空間を計画することも有効である。

2 学校間連携関係諸室

控え室やミーティング室等、他校の生徒の受け入れに必要な室・空間を、連携時に使用する教室等との連絡がよく、外部から利用しやすい位置に計画することが重要である。

- ~~(1) 学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場、地域住民がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場として計画することが重要である。~~
- ~~(2) 開放状況等に応じ必要な室・空間を、相互に利用しやすく、かつ、外部からの出入りに便利で、開放する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。~~
- ~~(3) 地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。~~

3 地域と学校の連携・協働のためのスペース

- (1) 地元の自治体や大学等の高等教育機関、産業界、社会教育機関、地域の NPO 法人等の多様な主体と連携・協働し、特色・魅力ある教育を行う観点から、様々な人材を受け入れ、教育活動への多様な活力の導入・活用を促す場として計画することが重要である。
- (2) コミュニティ・スクール、地域学校協働活動や P T A 活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として計画することが重要である。
- (3) 地域学校協働活動などの拠点の場として、地域住民が出入りしやすい位置に計画することが重要である。
- (4) 学校教育等に支障を生ずることのないように位置等を計画することが重要である。

4 体育施設開放促進のためのスペース

- (1) 総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場合を考慮し、外部からの出入りに便利で分かりやすく、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。
- (2) 地域住民への開放時の管理体制を明確に設定し、学校教育における利用、校舎又は屋内運動施設との役割分担等も考慮しつつ、開放状況等に応じ、室種類を適切に設定し、必要な規模を確保することが望ましい。
- (3) 屋内外の運動施設等からの連絡に留意しつつ、総合的に利用することのできる独立した施設として計画することも有効である。
- (4) 地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。
- (5) 更衣室、便所、シャワー室等の附属施設を学校教育と兼用するよう計画することにも有効である。なお、この場合においては、器具庫については開放専用のものを計画することが望ましい。
- (6) 屋外運動施設は、開放時に使用する器具等を円滑に出し入れすることのできる位置に計画することが重要である。

第7 管理関係室

1 共通事項

- (1) 管理関係室は、学習関係諸室等と行き来しやすい位置に、まとまりのある空間と

して計画することが重要である。

- (2) 学校運営などの将来における変動等に対応できる弾力的な空間として計画することも有効である。

2 教職員諸室

- (1) 学校規模に応じ、校務、教務等の執務内容や方式に基づき、必要な規模の空間を確保することが重要である。
- (2) 相互の機能的な連携が確保できるよう相互に適切な位置関係に計画することが重要である。
- (3) 中央職員室は、屋外運動場やアプローチ部分などへの見渡しがよく、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。
- (4) 学年単位あるいは教科単位等の教科職員室、研究室などを、適切な位置に分散して配置することも有効である。なお、その場合、中央職員室との機能分担及び相互の連絡に留意して計画することが重要である。
- (5) 日常的な生徒とのコミュニケーションが促されるよう、生徒の学習・生活空間との配置や動線を考慮して計画することが重要である。
- (6) 事務室は、校長室、職員室、外来用玄関、受付等との連絡のよい位置に計画することが重要である。なお、校内の各種設備の集中管理等を行う場合には、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。
- (7) 会議室は、室数の確保に留意しつつ、必要に応じ空間を分割して利用できるように規模のものを計画することも有効である。また、必要に応じ、生徒との面談や外来者の対応、学校開放に対応できる会議室を設けることも有効である。なお、中央職員室がない場合、全教員が集まることのできる会議室を設けることが重要である。
- (8) 主事室は、業務内容に応じ、校長室、事務室、サービスエリア等との連絡のよい位置に計画することが重要である。

3 保健室

- (1) 静かで、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境を確保できる位置に計画することが重要である。
- (2) 特に屋内外の運動施設との連絡がよく、生徒の出入りに便利な位置に計画することが重要である。
- (3) 救急車、レントゲン車などが容易に近接できる位置に計画することが重要である。
- (4) 職員室等と連絡のよい位置に計画することが望ましい。
- (5) 健康に関する情報を伝える掲示板を設定するなど、健康教育の中心となるとともに、生徒のカウンセリングの場として、生徒の日常の移動の中で目にふれやすく、立ち寄りやすい位置に計画することが望ましい。

4 受付

防犯上の観点から、外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付

近等の分かりやすい位置で、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

5 倉庫、機械室等

- (1) 倉庫は、収納し、管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ管理や出し入れのしやすい方式を十分検討し、必要となる空間を確保することが重要である。
- (2) 各倉庫は、収納し、管理する物品等を使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。
- (3) 備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。
- (4) 校内の清掃の方法等に応じ、掃除用具庫を適宜分散して計画することが望ましい。また、必要に応じ、維持保全のための作業室を計画することも有効である。
- (5) ごみ置き場は、分別収集に対応できる規模のものを、適切な位置に計画することが重要である。なお、高層化する場合は、ごみの収集方法に関するシステムに応じ、階上の適切な位置にも計画することが望ましい。
- (6) 機械室や電気室等は、生徒の学習・生活空間から離れ、サービスエリアから連絡のよい位置に計画することが望ましい。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

1 高機能かつ柔軟な計画

- (1) 利用形態にふさわしい環境を構成でき、学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応し得るよう各室・空間を高機能なものに計画することが重要である。
- (2) 学習方法の進展に有効に対応し得るよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (3) 各室・空間の形状等は、用途の変更、間仕切りの移動、増築等を容易に行うことのできる柔軟な計画とすることが重要である。

特に多くの選択科目を設けている場合等は履修人数の変化に対応できるよう計画することが重要である。

2 総合的な計画

- (1) 利用内容に応じた家具の導入計画に基づき、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 視聴覚教育メディア、教材・教具等の導入及び利用の計画等を考慮し、各室・空間の面積、形状等を計画することが重要である。

3 情報・ICT環境の充実

- (1) コンピュータ、プロジェクタ等の情報機器・ICTの活用を考慮し、各室・空間の面積、形状及び家具等を計画することが重要である。
- (2) 各室・空間でのコンピュータ等の情報機器・日常的なICTの活用を考慮し、情報用のアウトレット・無線LANやコンセントを設けることが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。また、情報端末の収納場所、充電場所についても計画することが重要である。
- (3) 必要に応じて、机、機器等の配置に留意しつつ、二重床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。
- (4) プロジェクタ等の大型提示装置を活用することを想定し、適宜各部の照明の点滅等を行うことができる配列システムにすることも有効である。

4 関係機関等と連携・協働した教育活動や地域住民等の学習活動への対応

- (1) 地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関等との連携・協働による教育活動や、地域住民等の学習に供する各室・空間は、利用者、利用形態等に応じた面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関等との連携・協働による教育活動や、地域住民等の学習に供する各室・空間は、多様な利用者が安全かつ円滑に利用できるよう計画することが重要である。
- (3) 関係機関と連携・協働を図る空間は、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間であることが望ましい。

5 安全・防犯対策

生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

6 複合化・高層化への対応

- (1) 公共施設との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 都市化の進展等に伴い、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

7 学校用家具

机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、情報端末を活用した学習を含め、実施しようとする学習活動に適した大きさ、材質等を選択するとともに、多様な学習形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、生徒の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

- (1) 多様な教科・科目等の設定や多様な学習集団の規模に柔軟に対応し、学習内容にふさわしい環境を構成できるよう生徒の体格等を十分考慮して面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を集中して配置し、生徒の主体的な活動を支える学習・メディア情報センター機能を計画することも有効である。

その際、授業時間外でも日常的に学習に利用できるよう計画することが望ましい。

- (3) 特別教室・教科教室等は、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科等での共用も考慮し、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 特別教室・教科教室に付設される準備室は、教員の執務、実験・実習等の準備及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 特別教室・教科教室等は、必要に応じ、部活動、学校間連携及び学校開放における利用を考慮して面積、形状等を、生徒等の主体的な学習を支援するとともに、地域住民の多様な学習ニーズ需要に対応できるよう計画することが望ましい。また、教科等横断的な学習のために各教科・科目等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。

2 普通教室

- (1) 情報端末を活用した学習を含め、多様な学習形態に応じた机、家具などの配置が可能な面積、形状等とするとともに、生徒の生活の場としてふさわしく生徒にとって魅力ある場として計画することが重要である。
- (2) 十分な面積の掲示板を設けることが重要である。
- (3) ICT を日常的に活用できる環境とすることが重要である。
- (4) 障害のある生徒が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ、後述の「3 通級による指導のための関係室」の内容を準用する。

3 通級による指導のための関係室

- (1) 通級による指導のための関係室の計画に当たっては、生徒の障害の状態や特性等を踏まえ、必要に応じ、特別支援学校施設整備指針の内容を準用する。
- (2) 周辺環境が学習生活面や安全面へ及ぼす影響が障害のない生徒に比較して大きいことに留意し、良好な環境条件及び十分な安全性の確保に留意して計画することが重要である。
- (3) 障害の状態及び特性に応じ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導や、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら多様な学習活動等を円滑かつ効果的に行うことができるような室構成とすることが重要である。
- (4) 個別指導又は小集団による指導のための教室は、障害の特性等に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とすることが重要である。また、空間の可変性を確保するため、可動間仕切を設置することも有効である。
- (5) 多目的室・プレイルーム等は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする多様な活動を安全かつ円滑に実施するための活動空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。また、これらの活動に必要な設備、家具等の設置空間及び教材、教具等を保管するための収納空間を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
- (6) 送迎や相談のために来校している保護者のための控室・相談室を計画する場合は、通級による指導のための教室や外来用玄関との連絡の良い位置に計画するとともに、必要な机、いす等の家具や設備等を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。なお、通級する他校の生徒及び保護者等の教育相談のための空間として計画することも有効である。
- (7) 通級による指導のための管理関係室を計画する場合は、既存の管理関係室との関連を考慮しつつ、事務処理のための机、いす等の家具や機器等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (8) 便所は、他校から来校する生徒や保護者等の利用状況及び動線を考慮し、利用しやすい位置に男女別に計画することが重要である。
- (9) 各障害に対応した教室を計画する場合は、以下の点に留意することが重要である。
 - ① 言語障害に対応した教室とする場合、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。
 - ② 自閉症やLD、ADHD等に対応した教室とする場合、生徒が落ち着き、安心

して学びやすいよう、外部からの音や視覚的な刺激が制御できる環境を確保することが重要であり、蛍光灯のちらつきに対する過敏に配慮し、可能な限り自然光や白熱灯を選定することが望ましい。また、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、照明器具の防護、飛び出し防止等の安全性を確保することが重要である。

自閉症に対応した教室とする場合、教室内の各々の区画の果たす機能が見てわかりやすいように整える、いわゆる「教室の構造化」に配慮して計画することが望ましい。

③ 情緒障害に対応した教室とする場合、心理的な不安定さを考慮して、気持ちを落ち着かせることができる配色や質感に配慮することや、室内に精神的に疲労した時に休養できるスペースを設けることも有効である。

④ 弱視に対応した教室とする場合、生徒一人一人の見え方や特性等を踏まえ、柔らかな光が得られるよう遮光カーテンや調光器等により室内の照度を適切に調節できるよう計画することが重要である。

⑤ 難聴に対応した教室とする場合、補聴器や人工内耳の利用等に配慮し、静寂で落ち着いた環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが重要である。また、発音・発語の練習に利用する鏡、練習後の手洗いやうがい等のための設備を教室の周辺部に計画することが重要である。

⑥ 肢体不自由や病弱等に対応した教室とする場合、車いす等の使用や様々な補助用具を使用しての活動等に対応した面積、形状等とするとともに、体温調節が困難な生徒に配慮し、室温等の調節等が可能な空間とすることが重要である。

4 特別の支援を必要とする生徒のための指導上必要なその他の空間

通常の学級に在籍する情緒障害、自閉症やADHD等の障害のある生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ、安全性を十分考慮した面積、形状等とすることが重要である。

3-5 講義室

- (1) 利用人数、利用内容等に応じ、机、いす、視聴覚教育メディア等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。なお、必要に応じ、教員用の実験スペースを確保するよう計画することも有効である。
- (2) 大空間の講義室を設ける場合は、必要に応じ空間を分割できるよう計画したり、階段状の室・空間とすることも有効である。なお、講師のための控え室を確保することも有効である。

4-6 ゼミ室

- (1) 多様な利用形態に応じ机の配列や黒板の設置などを行うことができるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ、視聴覚機器、実験用設備等の設置に配慮した面積、形状等とすることも有効である。

5-7 地理歴史科・公民科関係教室

- (1) 利用人数、利用内容等に応じ、机、いす、視聴覚教育メディア等を適切に配置し、各種資料等を掲示・展示するためのコーナー等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 教材作成、資料等の保管のための準備室を隣接して計画することが重要である。
- (3) 標本室は、各種資料等の展示のための家具等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

6-8 理科関係教室

- (1) 物理、化学、生物、地学の分野に応じて、実験用机・台及び各種設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。その際、実験に必要な機能を満たす実験用机の大きさ等について配慮することが重要である。
- (2) 教員が演示実験を実施しやすいよう、教員の実験用机を生徒から見やすい位置や高さに設置するよう計画することが望ましい。
- (3) ~~教員及び生徒の実験用机においてコンピュータ等の情報機器が利用できるよう、情報用のアウトレット~~日常的に ICT が活用できるよう、無線 LAN やコンセントを計画することが重要である望ましい。
- (4) ~~映像を利用~~ICT を活用した観察、実験の指導等を考慮し、プロジェクタ大型掲示装置等の情報機器の導入への対応について検討することが望ましい。
- (5) 実験用机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を室内周辺に配置する計画も有効である。
- (6) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保することが重要である。
- (7) 準備室内に、薬品を安全に収納し管理することのできる空間を設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。
- (8) 標本室は、各種資料等の展示のための家具等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (9) 有害物質を浴びた場合等に備え、緊急用シャワーや洗顔装置等を設置することも有効である。

7-9 保健体育関係教室

- (1) 利用人数、利用内容等に応じ、机、いす、視聴覚教育メディア等を適切に配置し、各種資料等を掲示・展示するためのコーナー等を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 教材作成、資料等の保管のための準備室を隣接して計画することが望ましい。

8-10 音楽関係教室

- (1) 多様な学習活動に対応できるよう、必要に応じ機能別の室・空間に分化させつつ、

- 適切な面積，形状等を計画することが重要である。
- (2) 良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画し，遮音性能についても考慮するとともに，各種教材・教具等の収納空間を確保することが重要である。
 - (3) 準備室を隣接して計画することが重要である。また，準備室内に視聴覚教育メディアの操作及び保管並びに音楽教室内に収納できない多種類の楽器，小道具などの収納等のための空間を設けることが重要である。
 - (4) 必要に応じ，個別学習用の個人練習室，グループ練習室等を設けることが望ましい。
 - (5) ステージを設け音楽ホール的な雰囲気となるよう計画したり，複数の学習集団を同時に収容できる小音楽ホールとして計画することも有効である。

9-1-1 美術・工芸・書道関係教室

- (1) 美術・工芸のための教室は，学習活動の内容に応じた適切な大きさの机等を活動しやすい間隔で配置し，採光，照明に十分配慮した上で，美術・工芸作品の掲示・展示空間，材料，用具，制作途上の作品等の収納空間や流し等の設備の設置空間をコーナー等として設置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ，平面的作業を行う空間と立体的作業を行う空間とに区分して計画することが望ましい。
- (3) 直接出入りできる位置関係で，戸外に，流し等の設備を設けた作業空間を確保することも有効である。
- (4) 製図室は，個別学習と教員の机間巡視に対応可能な机の配列とし，材料，用具等の収納のための家具，完成品等の保管，展示等のための家具などを設置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (5) 工作用の機械等を生徒が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ，危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積，形状等とすることが重要である。
- (6) 書道のための室・空間は，床面の利用にも配慮しつつ，適切な大きさの机等を活動しやすい間隔で配置でき，用紙，用具等の収納空間，流し等の設備の設置空間や書の作品の展示空間をコーナー等として設置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (7) 美術・工芸・書道のための教室に隣接して，教材等の準備，材料や用具，機器等の収納のための準備室を計画することが重要である。
- (8) 準備室内に，揮発性の高い塗料等の危険な材料，各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けることが重要である。また，準備室内等に，制作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

1-0-1-2 外国語関係教室

- (1) 多様な学習活動に対応できるよう，必要に応じ機能別に室・空間を分化させつつ，適切な面積，形状等を計画することが重要である。
- (2) 視聴覚・情報機器を有効に活用できるよう音響的環境にも配慮の上，計画することが重要である。

- (3) 会話学習のために、会話の形態や学習集団の規模等に応じ家具などを配置できるような面積・形状等の室・空間を計画することも有効である。
- (4) 外国語教室に隣接して、教材等の作成、各種資料等の収納のための準備室を計画することが重要である。
- (5) 諸外国の文化などに関する資料等の掲示・展示のためのスペースの確保に配慮して計画することが望ましい。なお、諸外国の資料等を掲示・展示する専用の室・空間を計画することも有効である。

1-1-1-3 家庭関係教室

- (1) 必要な机、台、設備、機器等を、編成する集団の数、規模等に応じ適切な活動空間とともに配置できる面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 必要に応じ、調理や被服に係る実習のための器材、道具、教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (3) 食物に係る実習のための教室は、試食机を配置できる空間を設けることが望ましい。
- (4) 被服に係る実習のための教室は、手芸品の製作に必要な設備を設置する空間及び作品を展示する空間を確保し、必要に応じ、仮縫い、試着等を行うことのできる空間を確保することが望ましい。
- (5) 住空間に関する実験のためのコーナー等の空間及び電気機器の仕組みやコンピュータの操作等に関する学習のできる空間を確保することが望ましい。
- (6) 家庭関係演習、介護福祉や保育に関する実習のための空間は、実習内容に応じ多目的に利用できるよう計画することが望ましい。
- (7) 教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を、実習のための教室に隣接して計画することが重要である。また、準備室内等に、必要に応じ、被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

1-2-1-4 専門教育関係教室

- (1) 専門教育における実験・実習に必要な家具、実験・実習設備を、安全に使用するための動作空間とともに配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 実験・実習に必要な教材、教具や図面、図書等を収納するための家具、ディスプレイ装置や視聴覚機器を設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 実験・実習室内に座学*のための空間、設備を計画することも有効である。
※座学：実験・実習以外の講義形式の授業等を意味する。
- (4) 導入する実験・実習設備の寸法や操作のために必要な空間に留意し、室・空間の形状を計画することが重要である。また、必要に応じ、机、機器等の配置に留意しつつ二重床、床ピット等による配線、配管のための空間を確保することが望ましい。
なお、必要に応じ、薬品を安全に保管できる空間を計画することが重要である。
- (5) 実験・実習等の内容に応じ、光、音、熱等に関する環境条件を確保できるよう空間の形状等に留意して計画することが重要である。
- (6) 廃液・排気ガスを発生する実験・実習室は、排水や換気を考慮した空間の形状や

処理設備等の設置に留意して計画することが重要である。

- (7) 将来の学習方法等の進展や機器等の更新などに柔軟に対応できるよう計画することが望ましい。

1-3-1-5 図書室

- (1) 多様な利用に対応可能な閲覧机を配置し、かつ、生徒数等に応じ必要な規模の書架等を利用しやすく配列できる面積、形状等とすることが重要である。また、図書が日照により劣化しないよう適切に管理できる計画とすることが重要である。
- (2) 生徒の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で生徒がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。その際、コンピュータ教室等と連携し、生徒の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。
- (3) 学校司書や司書教諭、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (4) 図書その他の資料の検索及び管理、他の学校や地域の図書館等との緊密な連携等のための情報機器の導入に対応できるよう面積、形状等を計画することも有効である。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備や視聴覚機器・情報機器を設置したブース等を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 生徒の自習のための空間を、類似する他の空間等との役割分担や連携に配慮しつつ、閲覧室内あるいは隣接した位置等に確保することも有効である。
- (7) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。
- (8) 開放する場合は、開放時の図書室の管理・運営の方法等に応じ、出入口、受付部分等の位置、仕様などに留意して計画することが重要である。

1-4-1-6 視聴覚教室

- (1) 類似する視聴覚機能を有する他の室・空間との役割分担及び連携、将来の機器の更新等を考慮しつつ、各種機器をそれぞれの機能、特性等に応じ効果的に配置し、多目的に利用することのできるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 各生徒が映像を見やすいようスクリーン、TV等の機器や生徒の座席を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 良好な音響的環境となるよう空間の形状等を計画することが望ましい。
- (4) 準備室や調整室等、各種視聴覚教材の作成、編集及び保管並びに各種視聴覚機器・機材の点検、調整、修理、保管等のための空間を併せて計画することが望ましい。
- (5) 視聴覚教室は、ICT 情報環境を充実させた他の学習関係諸室等との役割分担や連携を考慮して計画することが重要である。

1-5-1-7 コンピュータ教室

- (1) 情報機器や情報ネットワークの将来の更新，増設等も考慮し，コンピュータ等の情報機器，机，情報用のアウトレット無線 LANやコンセント等を利用しやすいよう配置できる面積，形状等とすることが重要である。

また，図書室等と連携し，生徒の様々な学習活動を支える学習・メディア情報センターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。

- (2) 教材・教具，消耗品等の収納，教員によるプログラム作成等のための準備室を確保することが重要である。また，教室内に生徒等のプログラム作成，情報に関する資料等の閲覧などのための空間を設けることが望ましい。
- (3) コンピュータ教室は，情報化 ICTに対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし，相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。

1-6-18 情報関係教室

- (1) 教科「情報」のための教室は，コンピュータ教室との役割分担及び連携を考慮した上で，利用人数，利用内容等に応じコンピュータ機器，机等を利用しやすいように適切に配置できるような面積，形状等とすることが望ましい。
- (2) 教材作成，資料等の保管のための準備室を隣接して計画することが望ましい。

1-7-19 学習センター・自習室等

- (1) 利用人数，利用内容等に応じ，各教科・科目の学習に関連する各種教材，自学・自習等の個別学習やグループ学習等のための学習空間，担当教員等の執務空間等を確保できるような面積，形状等とすることが望ましい。
- (2) 多目的な利用に配慮し，弾力的な利用のできる多目的スペースとして計画することも有効である。
- (3) 自習室を設ける場合は，生徒が落ち着いて学習できるよう，遮音性・吸音性等に配慮の上，学習のための家具を適切に配置できるような面積，形状等とすることが望ましい。
- (4) 視聴覚機器や情報機器を設置できる空間をコーナー等として計画することも有効である。

1-8-20 教材，教具の作成・収納空間

- (1) 教材，教具及び生徒の作品等を，種類に応じ，分類して保管し，管理することのできるような面積，形状等を確保することが重要である。
- (2) 各種の教材及び視聴覚教材の作成のためのコーナー等の空間を確保できるような面積，形状等とすることが望ましい。また，遠隔・オンライン教育のための教材作成・撮影のための空間を確保できるような面積，形状等とすることも有効である。

1-9-21 生徒指導，教育相談，キャリア・カウンセリング（進路相談，履修指導）室

- (1) 生徒指導，キャリア・カウンセリング（進路相談，履修指導）のための室・空間は，個別指導や集団面接などのグループ指導が可能な面積，形状等を確保することが望ましい。

- (2) 教育相談のための室・空間は、個別及び少人数での相談が可能な空間を構成できる面積等とし、ゆったりとした心休まる雰囲気を用意したラウンジ的な空間となるよう配慮して形状及び家具・設備等を計画することが望ましい。その際、教職員が保護者等からの相談に応じる室・空間についても考慮して計画することが望ましい。また、生徒のプライバシーを保護するとともに、カウンセリングに必要な静ひつな環境を整えるため、遮音性・吸音性等に配慮することが望ましい。さらに、保健室に隣接した位置に設置することにより、生徒が養護教諭に自由に相談できる空間を確保することも有効である。
- (3) 生徒指導、教育相談、キャリア・カウンセリング（進路相談、履修指導）等に必要な資料等の閲覧、収納・保管のための空間を室内又は隣接した位置に計画することが重要である。
- (4) 進路に関連する情報を生徒自ら検索できるよう、掲示板、書架、各種視聴覚教材、コンピュータ等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 必要に応じ、分掌担当教員や専門の相談担当者が常時業務に従事したり、アドバイザーを交えた関係者による事例研究ができるよう計画することも有効である。
- (6) 進路相談に関連し来訪する企業、大学等の関係者に対応するための応接の空間を計画することも有効である。

2-0-2-2 特別活動室

- (1) 特別活動の内容に応じ必要な面積、形状等を確保することが望ましい。
- (2) 必要に応じ、和室の部分設けることも有効である。

2-1-2-3 放送室

- (1) 活動を見ながらの放送にも配慮しつつ、生徒及び教職員による利用内容等に応じ、必要な空間を適切に確保し、構成することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) スタジオを計画する場合は、テレビカメラ等を用いた放送活動も可能な面積、形状等とするとともに、必要な音響的環境を確保できる室の形状、構造等とすることが重要である。

第3 屋内運動施設等

1 共通事項

- (1) 活動内容に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画することが重要である。なお、履き替えを行う場合は、履き替え、靴箱の設置等のためのスペースの確保に留意して、出入口部分の面積、形状等を計画することが重要である。
- (3) 視聴覚教育メディア等の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、利用状況等に応じ、適切な面積、形状等とすることが重要である。なお、武道場を屋内運動場と離れた位置に別棟として計画する場合は、屋内運動場とは別に、武道場にも計画することが重要である。

- (5) 学校開放等における地域住民の利用~~を~~も考慮し、面積、形状等を計画することが重要である。

2 屋内運動場

- (1) 多様な運動種目を想定し、面積、長短辺寸法、天井高等を計画することが重要である。また、照明、採光及び遮光については、利用形態に配慮して適切に計画することが重要である。
- (2) 器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやすいよう分類し、保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 必要に応じ、観覧のための空間を計画することも有効である。
- (4) 上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すり~~を~~
の設置するや窓からの転落防止等、安全性の確保を図ることが重要である。
- (5) トレーニングルームを設ける場合は、視聴覚機器等の設備の設置に留意しつつ、各種運動器具等を、安全に利用できる動作空間とともに適切に設置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (6) ダンススタジオを設ける場合には、練習等に必要な設備の設置に留意しつつ、利用人数、利用内容等に応じた適切な面積、形状等を計画することが重要である。
- (7) 必要に応じ、ギャラリーやランニングルートを確保できる面積、形状等とすることが望ましい。また、準備運動時の利用に配慮することも望ましい。
- (8) 儀式的行事、文化的行事、各種集会、生徒の学習・研究成果の発表等での利用を予定する場合は、ステージ、視聴覚メディア、照明機器、音響機器、吸音・反射板等の設置及び空間の形状に十分配慮して計画することが望ましい。
- (9) 避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。

3 武道場

- (1) 武道の運動種目（柔道、剣道、相撲等）、利用人数、利用形態等に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。その際、武道の運動種目にふさわしい空間となるような内部仕上げ等とすることが重要である。
- (2) 器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやすいよう分類し、保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 武道場を屋内運動場のアリーナと連続して計画する場合、アリーナとの境界を壁等で仕切るなど、安全性を十分考慮した計画とすることが重要である。
- (4) 武道の運動種目毎に別々の場を設けることが望ましい。なお、複数の種目を兼用する武道場であって、畳を使用する場合は、運動の際に隙間が生じないように畳のずれを防止する設備を導入するなど、安全性を十分考慮するとともに、畳の収納空間を、出し入れを行いやすいよう計画することが重要である。

4 屋内プール

- (1) 水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。
- (2) 水深については、急激な変化のない適正な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (3) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (4) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (5) 附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、利用しやすいよう配置することが重要である。また、必要に応じ採暖室を計画することが望ましい。
- (6) 必要に応じ、安全管理のための管理室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。
- (7) 湿気が流出しないような出入口等の位置、室構成等とすることが重要である。
- (8) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。

第4 生活・交流空間

1 共通事項

- (1) 家具等の計画と総合的に検討し、ゆとりと潤いを感じられるような意匠、構成等の空間とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ、各種視聴覚メディアの利用を考慮した面積、形状等を計画することが望ましい。
- (3) 大空間とする場合は、環境条件の確保に十分留意して空間の形状等を計画することが重要である。

2 ロビー・ラウンジ等

- (1) 利用しやすい家具等の配置を考慮した面積、形状等を確保し、明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠、形状等の空間とすることが望ましい。
- (2) ベンチ、水飲み場等を配置するなど、生徒の交流等を促すための工夫をすることも有効である。
- (3) 学校紹介や生徒の作品、芸術作品等の展示のためのギャラリーを計画することも有効である。
- (4) 学校間や地域等との連携を進めるため、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を計画することも有効である。
- (5) 通路周辺に計画する場合は、通過動線が入り込まないような計画とすることが重要である。

3 講堂・ホール等

- (1) 様々な行事、活動等が適切に実施できるような面積、形状等を、地域住民等の利用も考慮しつつ、確保することが重要である。その際、ステージ、視聴覚メディア、音響機器、舞台照明等の設置及び操作、吸音・反射板の設置等に十分配慮することが重要である。
- (2) 生徒の学習・研究成果の発表の場として、1 学年以上収容可能な面積、形状を確保し、また、発表形式に応じた資料・作品展示の場としての機能を持つことも有効である。
- (3) ステージや座席の全部又は一部を可動式にすることも有効である。
- (4) 各種の活動において利用する機器、道具等を収納するための空間を、日常の出し入れに便利な位置に確保することが望ましい。
- (5) 多数の利用者が円滑に出入りできるよう出入口の位置、幅等を適切に計画すること。なお、必要に応じロビー等の空間を確保することが望ましい。
- (6) 様々な活動を行う際に必要となる控室や物品等を保管することができるような倉庫等の収納空間を計画することが望ましい。

4 ホームベース

- (1) 教科教室型の場合において、ホームベースを計画する場合は、必要な机・いす、備品などの保管用ロッカー、備品棚等を、利用のための動作空間とともに配置できるような面積、形状等とすることが望ましい。その際、ホームルーム活動が行えるよう計画する場合は、その活動内容に十分対応できるよう計画することが重要である。
- (2) 十分な面積の掲示板を壁面等に設けることが望ましい。
- (3) 生徒の自習のための机等を設置できるよう計画することも有効である。

5 部室

- (1) 文化系の部室は、ミーティングのためのテーブルや各種資料、用具等の収納のための家具等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 体育系の部室は、ミーティングのためのテーブルやロッカー、用具等の収納のための家具等を適切に配置できるような面積、形状等とすることが重要である。

6 食堂等

- (1) 食堂は、利用人数に応じゆとりある食事を可能とする家具を配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 内部又は近くに、利用者用の手洗いのための設備を設置するコーナーを設けることが望ましい。
- (3) 調理室は、効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 調理室は、床を乾いた状態で使用するドライシステムにより計画することが重要である。

- (5) 休憩，着替え等のための空間を確保することが望ましい。また，調理員専用の便所を計画することが重要である。

7 セミナーハウス

- (1) 宿泊部分は，収容人数等に応じ，ベッド，ふとん等を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。また，ふとん，毛布等の収納スペースを室内又は隣接した位置に計画することが重要である。
- (2) 研修室は，利用人数，利用内容等に応じ家具を配置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (3) 食堂，ホールなどの共用施設は，利用人数，利用内容等に応じた適切な面積，形状等とすることが重要である。なお，団らんの場合，催しの場として多目的に利用できるよう計画することが望ましい。

8 寄宿舍

- (1) 舎室は，学習する場と就寝する場の設定に留意し，机等の設置スペースや衣類，生活用品等の収納スペースを確保できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (2) 食堂，ホールなどの共用施設は，利用人数，利用内容等に応じた適切な面積，形状等とすることが重要である。なお，団らんの場合，催しの場として多目的に利用できるよう計画することが望ましい。
- (3) 便所，手洗い場等は，利用人数等に応じ必要な設備を適切に配置できる面積，形状等とすることが重要である。なお，洗濯のためのスペースを，手洗い場と一体的に又は隣接した位置に確保することが望ましい。

第5 共通空間

1 昇降口，玄関等

- (1) 出入口の幅を十分確保できるような形状等とすることが重要である。
- (2) 2足制とする場合は，下足箱，傘立て等の配置を考慮し，安全かつ円滑に出入りできる面積，形状等とすることが重要である。
- (3) 車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積，形状等とし，障害のある生徒，教職員及び学校開放時の高齢者，障害者等の利用に支障のないようにすることが重要である。
- (4) 地域の気候的状况等に応じ，風除室を設けることも有効である。
- (5) 交流の場としてふさわしい意匠に配慮した空間とすることが望ましい。また，情報提供のための掲示板等を設置することも有効である。
- (6) 昇降口部分等にロッカースペースをまとめて計画する場合は，生徒の利用動線に十分留意し，ロッカー等の家具を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (7) 訪問者が利用する玄関及び学校開放用昇降口は，訪問者に分かりやすい位置に計画することが望ましい。

2 便所、手洗い、流し等

- (1) 便所は水洗式とし、男女別に生徒数、利用率等に応じた適当な数の衛生器具を設置できる面積、形状等とし、衛生環境改善の観点からも、窓を設けて採光、通風、換気に留意することや、乾式を採用するなど、清潔で使いやすく、良好な雰囲気となるよう計画することが重要である。その際、必要に応じ、学校間連携における他校の生徒の利用も考慮することが望ましい。
- (2) 高齢者、障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。
- (3) 避難所となる場合には、災害時に便器が使用できなくなることや、不足することとも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保できるようにすることが重要である。また、災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。
- (4) 便所の手洗い部分を、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。
- (5) 手洗い、流し等を設置する空間は、生徒数、利用率等に応じた適当な数の水栓を適当な間隔で設置できる面積、形状等とし、感染症予防の観点も踏まえて計画することが重要である。
- (6) 手洗い、流し等は、通行部分が濡れるような配置は避け、まとまりのあるコーナーとして計画することが望ましい。
- (7) 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る生徒に対する対応として、学校における支援の事例※を踏まえた施設環境の整備の検討が有効である。

※保健室や多目的トイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレや多目的トイレ等について生徒の使用を認めるなどの事例を指す。

3 生徒更衣室

- (1) 同時に使用する生徒数に応じ、男女別に更衣できるよう、必要なロッカーの数及び配置に留意した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ必要なシャワー等の設備を設置する空間を隣接して確保することも有効である。
- (3) 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る生徒に対する対応として、学校における支援の事例※を踏まえた施設環境の整備の検討が有効である。

※保健室や多目的トイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレや多目的トイレ等について生徒の使用を認めるなどの事例を指す。

4 廊下、階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。
- (2) 階段は、生徒が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮することが重要である。
- (3) 吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずること

が重要である。

- (4) 必要に応じ、車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積、形状のスロープを設けることが重要である。
- (5) 生徒の待ち合わせスペース、学校紹介や生徒の作品等の展示・掲示のためのギャラリー等としての利用も考慮して計画することが重要である。
- (6) 廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。
- (7) 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。
- (8) エレベーターを設置する場合には、エレベーターホールは、機器等の搬出入等を考慮しつつ、利用人数等に応じた適切な面積、形状等を計画することが重要有効である。

第6 学校開地域との連携・学校開放のための空間

1 共通事項

- (1) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、PTA活動の拠点やコミュニティスペースとしての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、必要な家具等を配置し、多様な活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。

また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。

- (2) 障害者も含め幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい構成として計画することが重要である。

1-2 控え室

- (1) 連携先の生徒や外部講師等の控え室は、利用状況等に応じ必要な家具等を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (2) 専門的な教育内容に対応するため、コンピュータ等やインターネットが利用可能な環境を計画することも有効である。
- (3) 利用状況に応じた適当な数のロッカーを利用しやすく配置できるコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。
- (4) 生徒の自習のための机等を設置する空間をコーナー等として確保できるよう計画することも有効であること。また、ソファ等の家具を設置できるコーナー等を計画することも有効である。

3 コミュニティスペース

- (1) 地域学校協働活動の拠点の場合、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 地域学校協働活動推進員の事務・作業スペースを設けることが望ましい。

2-4 ミーティング室

- (1) 学校開放のためのミーティング室は、良好な環境条件を確保できるよう計画することが望ましい。~~特に、体育施設開放用のものは、体育施設からの騒音、振動等による過度の影響を受けないよう留意して計画することが望ましい。~~
- (2) 利用内容に応じ必要となる家具、視聴覚メディア等を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。その際、それらの家具、機器等を収納するための空間を併せて計画することが望ましい。
- (3) 多目的に利用できるよう計画することも有効である。
- (4) 必要に応じ、和室の空間を設けることも有効である。

5 体育施設開放促進のためのスペース

- (1) 障害者も含めた多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい計画とすることが重要である。
- (2) 保護者や地域住民との連携や総合型地域スポーツクラブの活用を進める上で、休憩・談話等のためのラウンジ等の空間を適宜計画することも有効である。

3 更衣室、ロッカー室等

- (43) 学校開放のための更衣室等は、利用状況に応じ必要な着替えのための空間を男女別に確保し、適当な数のロッカーを利用しやすく配置できる面積、形状等とすることが望ましい。
- (24) ~~体育施設開放用のものは更衣室、ロッカー室等については~~、シャワー室と隣接させ又は一体として計画することが望ましい。

6 児童生徒地域交流施設

- (1) 集団宿泊研修を行う規模に対応した面積、諸室を計画することが重要である。
- (2) 校舎や屋内運動場等の施設と連携して、適切な出入口等を計画することが重要である。
- (3) 宿泊室等については、男女別の利用を考慮し、必要な規模について計画することが重要である。
- (4) 宿泊研修の場であり、浴室又はシャワー室について計画することが望ましい。
- (5) 指導員室については、男女別に各々設けることが重要である。
- (6) 必要に応じ厨房、食堂、洗濯室等について計画することも有効である。

7 便所、手洗い等

- (1) 利用状況等に応じ適当な種類及び数の衛生器具を男女別に適切な間隔で配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 障害者用の便器等を設置することのできる空間を利用しやすい位置に計画することが重要である。
- (3) 便所の手洗い部分を、洗面室、洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。
- (4) 災害時の避難住民の利用にも配慮して計画することが有効である。

4-8 その他

- (1) 学校間連携又は学校開放のための専用の玄関等を計画する場合は、利用状況等に応じ十分な幅の出入口を確保できるような形状等とすることが重要である。なお、2足制とする場合は、適当な数の下足箱、傘立て等を適切に配置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 学校間連携又は学校開放に伴い必要となる物品等を保管するための収納空間を適宜計画することが望ましい。
- (3) 必要に応じ湯沸かし、流し等の設備を配置するコーナー等の空間を確保することもある有効である。
- (4) 自由に休憩、談話等を行うことのできるラウンジ等の空間を適宜計画することもある有効である。

第7 管理関係室

1 共通事項

- (1) 学校の運営管理に必要な事務を円滑に処理できるよう適正な面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 事務内容に応じて、情報機器、事務機器の活用を考慮して面積、形状等を計画することが望ましい。
- (3) 教職員の働く場として、ゆとりと潤いの感じられるよう面積、形状等を計画することが望ましい重要である。
- (4) ICTを日常的に活用できる環境とすることが重要である。
- (45) 多様な学習活動に対応した教材の準備や指導計画等の作成のためのカリキュラムセンター機能を計画することが望ましい。特に単位制等の場合、出欠管理やカリキュラム管理のための情報システムの構築とそのための空間を計画することが重要である。
- (46) 学校の歴史、行事等に関わる資料等の掲示・展示のための空間を適宜確保することが望ましい。

2 校長室

- (1) 校長室は、必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 会議や生徒に対する特別指導のための小室や、訪問者への応対や教職員との打合せのできるコーナー等の空間を、室内又は隣接した位置に計画することが望ましい。

3 職員室（教員研究室を含む）

- (1) 事務処理のための机、いす等の家具を適切に配置し、書棚、掲示板、ロッカー等を十分に設置できるようにするとともに、各種の文書、教材・教具等の保管のために必要な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 職員室内に防災関係設備を配置する場合は、自動火災報知器、防排煙連動操作盤

等の設備や非常用放送設備等との関連を図り適切な空間を確保することが重要である。

- (3) 情報機器や事務機器を利用し教材の制作，管理などを行うことのできるコーナー等の空間を確保したり，遠隔会議システムや，生徒の出欠状況や多様なカリキュラムの管理，生徒への情報伝達や生徒からのレポート等の提出，情報共有等，校務全般を実施するために必要となる機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。
- (4) 印刷機器の設置，用紙等の収納に必要な面積，形状等の印刷室を，職員室に隣接して計画することが望ましい。なお，製本等のための作業空間を確保できるよう計画することも有効である。
- (5) 日常的な生徒とのコミュニケーションが促されるよう，情報管理に配慮しつつ，相談や談話等を行うことのできる空間を計画することも有効である。
- (6) 必要に応じ，休憩コーナー，打ち合せコーナー等の空間を，室内又は隣接した位置に設けることも有効である。
- ~~(7) 必要に応じ~~，湯沸し，流し等の設備を備えたコーナー等の空間を，室内又は隣接した位置に確保することも有効が重要である。

4 事務室

- (1) 事務処理のための机，いす等の家具，書棚，ロッカー等の収納家具，各種事務機器等を十分かつ適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (2) 必要に応じ，事務室の前面に，生徒等への対応のための空間を計画することが望ましい。
- (3) 資料等の収納・保管のための空間は，資料等を出し入れしやすいよう分類して保管し，整理することのできるような面積，形状等とすることが重要である。

5 受付

- (1) 受付では，記帳や名札の受け渡し等が円滑に実施できる計画とすることが重要である。
- (2) 外部からの来訪者が近寄り難い雰囲気とならないように，ゆとりや潤いといったデザイン上の工夫をすることが望ましい。

6 会議室及び応接室

- (1) 会議室は，各種の会議における利用に応じ会議机等の家具を弾力的に配置できる多用途に活用できるよう，余裕を持った面積，形状等とすることが重要である。
- (2) 会議室は，必要に応じ空間を仕切ることができるよう計画することも有効である。
- (3) 会議室は，必要に応じ各種視聴覚メディア遠隔会議システムを含む ICTを活用できるような計画とすることも有効が重要である。
- (4) 応接室は，対応のための家具等を適切に配置することのできる面積，形状等とすることが重要である。
- (5) 湯沸かし，流し等の設備を配置するコーナー等の空間を，室内又は隣接した位置

に確保することも有効である。

7 保健室

- (1) 各種業務に柔軟に対応し、ベッドを配置する空間を適切に区画することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 生徒等が屋外から直接出入りできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する空間を確保することも有効である。
- (3) 必要に応じ生徒が養護教諭に自由に相談できる空間を、保健室に隣接した位置又は保健室内に間仕切りを設置する等してプライバシーに留意しつつ確保することも有効である。
- (4) 健康教育に関する掲示・展示のためのスペースや委員会活動のためのスペースを、室内又は隣接した位置に確保することが望ましい。
- (5) 保健室に近接した位置に便所を計画することが望ましい。
- (6) 生徒の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

8 教職員用更衣室及び休憩室

- (1) 教職員用更衣室は、男女別に計画し、着替えのための空間及び必要な家具の設置空間を確保できる面積、形状等とすることが望ましい重要である。
- (2) 教職員用更衣室は、必要に応じ、シャワー等の設備を設置できるよう計画することも有効である。
- (3) 休憩室は、教職員のリフレッシュの場として、自由にくつろぐことのできる雰囲気となるよう、家具計画も含め意匠、構成等に配慮して、専用の空間として計画することが望ましい。
- (4) 受動喫煙による健康への悪影響にかんがみ、必要な措置をとることが望ましい。

9 専門スタッフ等スペース

教員以外の心理や福祉等の専門スタッフの執務スペースなど、学校の諸活動を支援するためのスペースを、教職員との連携に配慮しつつ独立して設けることが望ましい。その際、情報管理に留意することが重要である。

~~9-10~~ 主事室

- (1) 業務の内容に応じ、必要となる空間を確保し適切に区画できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 着替え、休憩等を行うことのできる和室などの空間を計画することが望ましい。
- (3) 必要に応じ夜間警備などにおける宿泊等のための空間を計画することが望ましい。

~~10-11~~ PTA室

PTA活動の拠点等となる室として、必要な家具等を適切に配置できる面積、形状

等とすることが望ましい。

1-1-1 2 情報管理室

- (1) 科目や履修形態の多様化に対応するため、教職員が生徒の出欠状況やカリキュラムを適切に管理できる面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 情報ネットワークの適切な管理・運営や安全管理措置の観点からも必要な施設を計画することが望ましい。また、必要に応じ常駐職員のための空間を計画することが望ましい。

1-2-1 3 便所，手洗い等

管理関係室近傍に職員や外来者用の便所，手洗いを計画することも有効である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。また、本来、生徒が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
- (3) 地震、暴風時等における天井、照明等の脱落、破損や家具の転倒、落下の防止、経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止、囲障の倒壊など、建物の構造体のみならず非構造部材や工作物等の安全性を確保するため、適切な設計、仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じることがとともに、定期的に点検・維持管理を行うことが重要である。
- (4) 特に、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

2 機能性

- (1) 生徒の人体寸法、動作寸法及び行動特性等に配慮して設計することが重要である。
- (2) 障害のある生徒や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、身体障害者等の利用を考慮し設計することが重要である。
- (3) 特に、学校施設を高層化する場合には、日常的な移動、地震・火災等の非常時の避難、教材・教具や給食等の運搬方法等を考慮し、階段・エレベーター等の設置の数、位置及び形状等を計画することが重要である。

3 快適性

- (1) 採光、換気、音響等の良好な環境条件の確保に留意しつつ、必要に応じて照明設備や冷暖房設備、換気設備等を組み合わせ、良好な温熱環境及び衛生環境のもと、ゆとりと潤いを感じられるよう設計することが重要である。
- (2) 屋内の熱の損失、結露等外気の影響を低減し、居住性を高めるために、外壁、屋上、最下階の床等の各部を断熱化することも有効である。
- (3) 色彩の視覚面や心理面での効果、材質や仕上げの感触面での効果を十分に検討し、設計することが重要である。
- (4) 柔らかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。

4 審美・文化性

教育の場として、また、地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気や外観を備え、伝統や歴史にも配慮して設計することが重要である。

5 耐用性

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるよう設計することが重要である。その際、生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 十分な防汚性を備えるよう設計することが望ましい。
- (4) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (1) 必要とされる環境、性能等を適確に実現できるよう下地及び表面の仕上げを一体的に設計することが重要である。特に、実験・実習等を行う室・空間の内部仕上げは、実験・実習等の内容に応じ、光、音、熱等に関する必要な環境を確保できるよう材質、工法等を計画することが重要である。
- (2) 導入する設備、家具等との調和に配慮しつつ、意匠、材質、色彩等を総合的に設計することが重要である。
- (3) 生徒の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。
- (5) 地域の特色ある意匠、材質等を活かした総合的な設計をすることが重要である。

2 材質

- (1) 燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に、火気使用室、暖房器具の周辺などの天井、壁等の内装は、十分な防火性のある材質のものを使用することが重要である。
- (2) 酸性、アルカリ性等の強い薬品を使用する室・空間の内装は、耐薬品性のある材質のものを使用することが重要である。
- (3) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを、設けることが重要である。
- (4) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃時の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要

である。また、便所については、乾式ドライ方式とすることが重要であるも有効である。

- (5) 適度に吸音性のある材質のものを使用することが重要である。特に、面積の広い室・空間、大きな騒音の発生が予想される室・空間等については、十分な吸音性をもつ材質のものを使用することが重要である。

なお、交通騒音を少なくする上で、廊下その他の通行部分の天井、床等に、吸音性をもつ材質のものを使用することも有効である。

- (6) 汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。特に、食物を扱い清潔を要する室・空間、活動等に伴い汚れの生じやすい室・空間の内装は、十分な耐汚性を持ち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。
- (7) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性を持ち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。
- (8) 木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。このことは、避難所の居住空間における温熱環境の確保の観点からも望ましい。
- (9) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。
- (10) 生徒の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。

3 天井、壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等により危険が生じないようにすることが重要である。その際、軽量な部材を採用することも有効である。
- (2) 壁には、生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。
- (3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。
- (4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。
- (5) 音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁、天井等は、十分な遮音性・吸音性をもつ仕様等とすることが重要である。
- (6) 音楽的な活動及び音楽の鑑賞を行う室・空間は、床を含め天井、壁等の吸音・反射面を適切に処理することが望ましい。
- (7) 教室前部の袖壁等は、教室前面への日光の直射を抑制できるような形状、寸法等

とすることが望ましい。

- (8) 建物の外気に面する壁，最上階の天井等を，必要に応じ，断熱化することも有効である。
- (9) 移動間仕切りを設ける場合は，壁体の重量，移動や固定の方法等を十分検討し，仕様，形式等を設計することが重要である。また，適切な遮音性を有する仕様とすることが望ましい。

4 床

- (1) 床には，気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや，これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には，必要に応じ，適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 障害のある生徒，教職員，保護者及び学校開放時の高齢者，障害者等が支障なく活動できるよう，床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (3) 結露による床の濡れを防止するため，地域の気象条件，建物規模，設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため，必要に応じ，床及び床近傍の部位は，その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお，居住性を高める上でも，最下階の床を断熱化することも有効である。
- (4) 運動を行う空間の床は，十分な強度と適度な弾力性を備え，危険な突起等のない形状とし，必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。また，大規模な機械・器機等が必要となる実験・実習等を行う室・空間の床についても，十分な強度を備えることが重要である。
- (5) 音の発生する室・空間の床は，十分な遮音性をもつ仕様等とすることが重要である。特に，校舎等の上に屋内運動場やプールを計画する場合は，振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。
- (6) 実験・実習に伴い振動の発生する室・空間又は振動を嫌う実験・実習を行う室・空間の床は，振動の伝播を防止できる仕様等とすることが重要である。
- (7) 情報機器の導入に対応し，必要に応じて，二重床，床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。
- (8) 階段は，段を確実に認識できるよう，段鼻を目立たせたり，段の有無を誤解させたりしないなど，転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (1) 採光，通風，換気等を効果的に行うことができる配置，大きさ，形式等とすることが重要である。
- (2) 生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ，また，地震，暴風等に対して脱落，破損等することのないよう，十分安全でかつ使用しやすい構造，形式等とすることが重要である。特に，生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように，材料，形状等を計画することが重要である。

(3) 遮音、断熱等が必要な室・空間の開口部については、十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ断熱仕様の建具とすることが望ましい。

特に、実験・実習等を行う室・空間の開口部は、実験・実習等の内容に応じ、光、空気、熱、音等に関する環境条件を確保できるよう構造、形式等を計画することが重要である。

(4) 奥行きの深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、室温、音響等の環境条件の確保に特に留意し窓等の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。

(5) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。

(6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

(1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。

(2) 生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、生徒の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。

(3) 日射の強さや方向、室内の活動等の状況に応じ日照を調節できるような庇の形状、ガラスの選定等について検討することが望ましい。

(4) 学習内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には、外部からの光を適宜遮断できるような設備等を設けることが望ましい。

(5) 窓による自然換気を計画する場合には、位置、開閉の方法等に留意し、有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。また、窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。

(6) 墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛けとなるものを設置しないことが重要である。また、生徒の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。

(7) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。

(8) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。

(9) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、

防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の生徒の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。

また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。

- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるよう設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (4) 障害のある生徒や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、**身体**障害者等も支障なく活動ができるよう、出入口は幅及び高さを十分確保し、操作しやすい建具を使用することが重要である。
- (5) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

- (1) 衛生環境の確保等の観点から、各室・空間の利用内容等に応じて十分な換気量を確保するため、換気設備等の状況必要に応じ、換気口を各室・空間に適宜設けることが望ましい。なお、臭気、湿気等の発生しやすい室・空間や室内空気汚染の低減のためには、恒常的に自然換気が得られるよう換気口を設けることが重要である。
- (2) 吸気及び排気孔は、必要かつ十分な開口面積を確保し、適切な設置位置、開閉形式等とすることが重要である。
- (3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

- (1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。
- (2) 学校や地域の歴史及び伝統を踏まえるとともに、生徒の学習及び生活の場としてふさわしく、地域の景観、風土等と調和し、かつ、地域の文化的な施設としての風

格を備えるよう設計することが重要である。

2 材質

- (1) 気候的な条件や経年に対し、汚れや変容等を生じにくく、かつ、清掃等の維持管理の容易な材質のものを使用することが重要である。
- (2) 学校周辺の状況に応じ、燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。
- (3) 地域のそれぞれの環境条件に応じて、構造体を保護できるような材質のものを使用することも有効である。
- (4) 再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。

3 屋根、外壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。
- (2) 生徒の活動空間に面する部分は、生徒の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。
- (3) 人々の共感の得られるような意匠や芸術的、文化的なシンボル性を取り入れた計画とすることが望ましい。
- (4) 屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で、外壁、屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。
- (5) 多雪地域においては、雪の落下による下部の屋根やサッシュ等の被害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。
- (6) 犬走りやテラスその他生徒が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

1 共通事項

- (1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や生徒の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。
- (2) 生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、生徒の人体寸法にあった家具を計画することが重要である。
- (3) 生徒の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (4) 各室・空間に求められる機能や環境条件に応じ、温かみのある材質や色彩・形状の家具を導入することが重要である。
- (5) 情報端末を活用した学習の円滑な実施に対応するため、教室用机については、情報端末や教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる大きさのものを導入することが重要である。
- ~~(6)~~ 地場産材等を生かした木製家具等について計画することも有効である。

第6 その他

1 屋上

- (1) 屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。
- (2) 保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。
- (3) 地域の景観等を考慮した形状において計画することも有効である。
- (4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。
- (5) 屋上への出入口は、生徒が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。
- (6) 塔屋等のタラップについては、生徒が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー，テラス，吹抜け

- (1) 生徒の学習等の利用を考慮するとともに、憩いの場ともなるように、計画することが重要である。
- (2) 円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さで十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。
- (3) 笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

- (1) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の付属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に揮発性のある消毒剤によりプール室の天井、壁等が腐食することのないよう留意することが重要である。特に、水槽は安全かつ衛生的であるとともに、維持管理のしやすいものとすることが重要である。
- (2) 出入口その他の部位の気密性に留意して設計することが重要である。
- (3) 水槽は、特に安全かつ衛生的で、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (4) プール及び付属施設の床は、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

4 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さで十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。

- (2) 廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないように終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある生徒や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。特に、屋外に避難路※を計画する場合においては、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状とするとともに、滑りにくい仕上げとすることが重要である。

※避難路：避難する際に通行する道路、通路、階段そのもの。一方、避難経路は、ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。

(2) 定期的な点検等を通じて安全を確保することが重要である。

- (23) 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、車いすの利用者等の利用も踏まえ、スロープとすることが望ましい。この場合に、周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。
- (34) 階段やスロープの上り口に、車いすの利用者などによる滞留が生じないように、十分な面積の上り口を確保することが望ましい。
- (45) 屋外における活動内容及び生徒の人体寸法、動作寸法、行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (56) 現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することが望ましい。
- (67) 校舎の屋上、壁面、テラス、ベランダなどについて緑化することが、環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。
- (78) 環境を考慮した学校施設としての取組として、太陽光パネル、風力発電装置等を設置することは、環境教育における活用という観点からも望ましい。その際、環境教育に活用しやすいよう動線等を考慮して計画することが望ましい。
- (89) 手洗い、うがい等のための設備を設置する空間を屋外との主要な出入口近傍に計画することが望ましい。

2 総合的な計画

- (1) 各施設部分・空間等は、相互の調和や全体的な景観に配慮し、全体としてまとまりのある連続した空間として計画し、設計することが重要である。
- (2) 関係する建物部分との連絡に留意し、かつ、建物部分との景観上の調和を図るなど学校施設全体としてまとまりのある空間として計画することが重要である。
- (3) 文化的な環境づくりのために、舗装面の装飾やモニュメントの設置等を計画することも有効である。

3 地域社会への貢献

- (1) 周辺の町並み、景観、雰囲気等と調和し、地域の文化的な施設としてふさわしい印象を与えるよう計画することが重要である。
- (2) 学校教育に支障を生じることなく、地域住民等の利用に対応できるよう計画する

ことが望ましい。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (1) 運動の種類，利用形態等に応じ，必要な機能を確保するよう計画することが重要である。その際，学校開放時や学校間交流における利用を考慮して計画することが重要である。
- (2) フィールド・トラック，各種コート等を，設定された施設機能に応じ，それぞれの関連性や相互の影響を考慮し，附属施設との連絡に留意しつつ適切に配置することが重要である。
- (3) 必要に応じ，緑地などによる緩衝帯を計画することも有効である。
- (4) 附属施設は，学校開放時も踏まえた利用状況に応じ適切な面積を確保し，生徒等が利用しやすいよう配置することが重要である。また，維持管理のための用具等を収納し，管理する倉庫等の施設を適切な位置に計画することが重要である。
- (5) 避難所となる場合には，断水時でも便所が利用できるよう，マンホールトイレを整備することも有効である。
- (6) 必要に応じ，周辺住民等への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。
- (7) 必要に応じ，日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。また，観覧のための空間を，必要に応じ，確保することも有効である。
- (8) 屋上に運動施設を計画する場合は，安全管理面に十分留意しつつ，運動の内容等に適した機能を確保するよう形状，仕上げ等を計画することが重要である。その際，活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 フィールド・トラック

- (1) 球技等の実施に必要な面積，寸法，形状等のフィールド等，また，陸上競技の実施に必要な規模のトラック，直走路等を確保するよう計画することが重要である。
- (2) 構造及び仕様は，表面が平滑で，適度な弾力性を備え，また，適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (3) 表層部分の材料は，けがの防止，維持管理の方法，ほこりの発生防止等に十分留意しつつ，運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。

芝生を用いる場合には，気候・土壌条件，維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。

- (4) 固定施設等は，生徒の発達段階，利用状況等に応じ，必要な種類，数等を検討して，十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のあるものを選定することが重要である。特に，朝礼台や金属のボール等は必要に応じ，カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また，生徒の想定外の使い方による落下，衝突，転倒などに配慮することが望ましい。
- (5) 固定施設等については定期的に安全点検を行い，破損箇所の補修を行う等日常的

な維持管理を行うことが重要である。

- (6) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上競技やサッカー等の球技などの実施に支障とならないよう配置することが重要である。

3 コート

- (1) 球技の実施に必要な面積、形状等のコートを確保するよう計画することが重要である。
- (2) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備えるとともに、良好な排水が得られるよう計画し、設計することが重要である。

4 屋外プール

- (1) 水槽部分は、利用内容等を考慮し、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。
- (2) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (3) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (4) プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。
- (5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (7) 附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、生徒等が利用しやすいよう配置することが重要である。また、必要に応じ、採暖室を計画することが望ましい。
- (8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置等のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。
- (9) 周囲に遮へい板、囲障壁等の施設を設けることが重要である。また、防犯設備の設置も有効である。
- (10) 熱中症予防や利用期間の延長や、見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点から、上屋を設置することも有効である。
- (11) 災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。

第3 屋外教育環境施設

1 屋外学習施設

- (1) 作業テラスは、関係する室・空間に隣接した位置に、利用人数、利用内容等に応じた適切な面積、形状等を計画することが重要である。また、雨天時にも利用できるよう屋根を架けることも有効である。
- (2) 飼育舎等は、飼育する動物の成育に必要な環境条件を確保するよう位置、仕様等を計画するとともに、飼育に必要な活動空間や収納空間をその配置構成に留意して計画することが重要である。
また、排泄物の一時保管等のための施設は、最終的な処分の方法を考慮しつつ適切な位置に計画することが重要である。
- (3) 農場等は、栽培する植物の生育に必要な環境条件を確保するよう位置、仕様等を計画するとともに、栽培に必要な活動空間や収納空間をその配置構成に留意して計画することが重要である。
- (4) 収穫物の貯蔵施設は、運搬方法や収穫物の処理方法等を考慮しつつ適切な位置に計画することが重要である。

2 屋外集会等施設

- (1) 中庭、前庭等の外部空間を屋外ステージや語らいの広場として計画したり、散策路や遊歩道等を敷地形状や自然の地形などを利用して計画することも有効である。
- (2) 屋外ステージは、利用内容、利用人数等に応じ、必要なステージ、観客席等を配置できるような面積、形状等とすることが望ましい。
- (3) 語らいの広場等は、ベンチ等の配置、植栽、意匠等を工夫し、憩い、交流等にふさわしい雰囲気計画することが望ましい。
- (4) 遊歩道・ジョギングコース等を、校地周辺部の緑地やグラウンドの周囲に計画することも有効である。なお、適度な弾力性と良好な排水性を確保するよう設計することが重要である。

第4 緑地

1 共通事項

- (1) 植栽のもつ機能を積極的かつ効果的に学校施設に取り入れることが重要である。
- (2) 維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望のもとに緑化計画を策定することが重要である。
- (3) 土地的条件、気候的条件や樹木等の特性を考慮しつつ適切な植物材料を選定することが重要である。
- (4) 明るい雰囲気を作り出し、学校への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできるよう計画することが望ましい。
- (5) ベンチ等を配置するなどして自然との触れ合いを促す雰囲気に計画することが望ましい。
- (6) 校地内に緑化の空間を十分確保することのできない場合などにおいては、安全性に十分留意しつつ、建物の外周部、屋上等を緑化に活用することが重要である。

2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木をまとまりをもたせて校地周辺部，校舎周囲等に配植することも有効である。
- (2) 郷土産のものを中心に，四季の変化，生態，生理等を観察できるような樹種を選定することが望ましい。
- (3) 樹木の配植は，目的とする機能を有効に発揮できるよう樹種，機能等に応じ間隔，配列等を設定し，校舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。なお，植物の長期的な自然の生態を観察できるような自然林などを計画することも有効である。
- (4) 校地周辺部への樹木の配植は，周辺地域等へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ，周辺地域の景観と調和し，良好な景観の構成に貢献するとともに，地域の文化的な施設としてふさわしい雰囲気となるよう計画することが望ましい。
- (5) 校舎等の建物周囲への樹木の配植は，室内の採光，通風等に支障を生じることのないよう計画することが重要である。
- (6) 樹形，配植する空間の規模との釣合等に留意しつつ，1本又は数本の樹木を前庭部，建物周囲，校庭等にポイント的に配列することも有効である。

3 植え込み

- (1) 低木による植え込みを，前庭部，校舎等の建物周囲，法面部，沿道部等に計画することも有効である。
- (2) 植え込みを計画する場合は，維持管理や防犯上死角の原因とならないことに十分留意しつつ，目的，場所等に応じた適切な樹種を選定し，ある程度の密度をもって配植することが望ましい。
- (3) 樹高の高い樹木と組み合わせる場合には，植え込みに日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。

4 芝生

- (1) 芝生のもつ効用を，維持管理及び植栽場所に十分留意しつつ，効果的に活用することも有効である。
- (2) 使用目的及び使用場所に適した種類の芝を選定することが重要である。
- (3) 樹木等と併用する場合は，芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。

5 花壇

- (1) 設置位置は，日当たりがよく，目につきやすく，かつ，管理に容易な場所とすることが望ましい。
- (2) 栽培する草花等の種類は，開花の時期及び期間，管理の難易等を十分検討し，適切なものを選定することが望ましい。
- (3) 形状等については，複雑な形状及び過度の広さとすることは避け，周囲をレンガ，

ブロック等で縁どり，適当な規模に区画することが望ましい。

(4) 花壇とは別に，花壇面積に応じた十分な苗場を用意しておくことが望ましい。

6 生け垣

(1) 潤いのある親しみやすい環境を構成する上で，侵入防止，目かくし，防じん，防音等遮へいの必要な部分に生け垣を計画することも有効である。

(2) 生け垣を計画する場合は，場所及び目的に応じ，生け垣の種類や使用する樹木等を選定し，防犯上も考慮し計画することが重要である。また，景観構成上も有効となるよう配植することが望ましい。

(3) 校地周辺部に計画する場合は，目的とする機能の確保に留意しつつ，変化をもたせ，厚みを感じるよう計画することが望ましい。

(4) 校地内の施設の境界に計画する場合は，目的とする機能の確保に留意しつつ，区画する施設その他の背景と調和し，かつ，校地内の良好な景観を構成するよう樹種，配植等を計画することが望ましい。

第5 その他の屋外施設

1 門

(1) 生徒等の通行量が最大となる時間帯の通行密度，緊急車両の通行等を勘案するとともに，避難所等となる場合においては大型車両による物資等の搬入を見据え，十分な幅の通行部分を確保することが重要である。

(2) 門廻りの囲障等の仕様，配置等に留意しつつ，必要に応じ，門扉を境界線より後退させて配置することが望ましい。

(3) 門扉を設ける場合には，開閉方法，形状，重量等を十分検討して安全に開閉できるように計画するとともに，心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。

(4) 地域の公的な施設としてふさわしい象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。

(5) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から，死角とならない場所に配置し，門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。また，防犯カメラや赤外線センサー，インターホン等の防犯設備を，必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

(6) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は，門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際，障害者や高齢者の利用に支障が生じないように配慮することが望ましい。

(7) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう，来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また，誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。

(8) 避難所等となる場合においては，避難所等である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。

2 囲障等

- (1) 囲障は、地域の状況に応じ防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみを感じられるよう計画することが望ましい。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとするのが重要である。また、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが望ましい。
- (3) 防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。
- (4) 生け垣とする場合には、維持管理や周辺への影響について十分検討し、適切に樹種を選択し、配植することが重要である。
- (5) 運動場と校舎等の建物との位置関係、運動場周辺の住宅、道路等の状況等に応じ、防球ネット、フェンス等を計画することが望ましい。なお、敷地境界に計画する場合は、植栽や生け垣等と組み合わせて計画することが望ましい。
- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計するとともに、定期的な点検等を通じて安全を確保することが重要である。

3 駐輪場

- (1) 駐輪台数に応じ、適当な間隔を取って駐輪できるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 効率的な駐輪や転倒等の防止に配慮して計画することも有効である。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。

4 駐車場

- (1) 用途に応じ、適当な数の車の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等のものを適切な位置に計画することが重要である。
- (2) 騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺に影響を及ぼさないよう計画することが重要である。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。
- (4) 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす利用者等の利用する駐車場を確保するとともに、わかりやすい表示とすることが望ましい。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 生徒等が学習，生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し，十分な安全性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (2) 大地震後，構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし，人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう，設計地震力を割増して設計する等，外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。また，天井や照明器具等の非構造部材について，落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し，十分安全な構造を計画し，設計することが重要である。
特に，桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。
- (4) 必要となる空間，設備等の改造等に対し構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。
- (5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって，温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため，安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保できるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し，十分な耐久性を確保できるよう設計することが重要である。
- (3) 将来の施設機能の変化に対応するため，構造体自体の耐久性を高めるとともに，内部区画・仕上げ等の部分は構造体と分離する等，長期間有効に使用できる建物として計画することが望ましい。

第2 上部構造

1 建物形状

- (1) 変形，ねじれ，力の集中等をできるだけ生じさせないよう構造的に均衡のとれた形状とすることが重要である。
- (2) 構造的な均衡，将来の室機能及び設備の変動等に留意し，階高及びスパン割を適切に設定することが重要である。
- (3) 複数の構造種別を組み合わせる場合や不整形あるいは細長い形状の建物となる場合には，建物各部に不均衡な力が生じないよう構造的に適切に分割して設計することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 建物自重及び積載荷重を実状に応じ設定し，当該建物に掛かる鉛直力を適切に算

定して設計することが重要である。

- (2) 構造形式を適切に設定し、当該構造形式に応じ、部材の必要な断面を確保することが重要である。
- (3) たわみや振動などを生ずることがないように横架材の配置及び床版の面積を適切に設定し、必要な部材断面を確保することが重要である。

3 地震、風等による水平力に対する設計

- (1) 地盤条件や建物形状等に留意しつつ、地震・風等による当該建物にかかる水平力を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 構造上支障となる変形、ねじれ、力の集中などを生じないように構造形式を適切に設定し、構造種別に応じ、構造要素を各階各方向に釣合よく配置することが重要である。
- (3) 二次壁を設ける場合には、それらの取り付く柱、梁等の剛性への影響に十分留意し、せん断破壊等を生じないように設計することが重要である。
- (4) ピロティを設ける場合や屋内運動場を校舎と重ねる場合などにおいては、当該層の水平剛性を上下の層と著しく異なることのない範囲に設計することが重要である。
- (5) 各階各方向には十分な耐震壁を配置することが重要である。なお、耐震壁を十分取ることができない場合においては、架構に余力をもたせた設計とすることが望ましい。
- (6) 建物の上層階に荷重の大きいものを設ける場合等においては、建物の振動性状について十分検討することが重要である。
- (7) 鉄骨造及び木造の建物は、変形が過大とならないよう設計することが重要である。また、鉄骨造の柱・梁端部（柱脚部、梁と鉄筋コンクリート構造体の接合部）や筋かい接合部の設計では構造体の十分な靱性の確保に配慮することが重要である。
- (8) 高層化する場合は、風等による振動や構造体の変形等に十分留意することが重要である。
- (9) 天井材、外壁、窓ガラス等の非構造部材についても、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

4 積雪に対する設計

- (1) 当該建物にかかる積雪荷重を適切に算定して設計することが重要である。
- (2) 大スパンの構造物は、屋根の形状を十分考慮して積雪荷重を設定することが重要である。特に、屋根面の積雪の分布が著しく偏る状態が予想される場合には、その影響について十分検討することが重要である。
- (3) 多雪地域において屋根に雪の落下を抑制する措置を講じる場合には、屋根面の積雪荷重の設定に特に留意することが重要である。

5 洪水、高潮、津波に対する設計

学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等によ

り生ずる水圧，波力，振動，衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊，転倒，滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。

6 その他

- (1) 建物から突出する部分は，必要な耐震，耐風，耐寒冷性等を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 広い面積を有する屋根は，各構成部材に十分な強度を有するものを使用し，各部材相互を確実に緊結することが重要である。
- (3) 天井や照明器具等の非構造部材について，落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。

第3 基礎

1 共通事項

- (1) 直接基礎におけるスラブ形式又は杭基礎における杭の工法及び種類を適切に設定することが重要である。
- (2) 構造的に一体となる建物は，基礎形式を1種類とし，良質かつ同一の地盤に支持させることが重要である。
- (3) 施工に伴う周辺への影響等に十分留意し，適切な基礎工法を計画することが重要である。

2 鉛直力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては，支持させる地盤の土質，地耐力等に応じ，十分な接地面積を確保し，断面形状を適切に設計することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては，中間層の土質，支持層の地耐力等に応じ，支持方式を適切に設定し，杭の種類，断面形状等を適切に設計することが重要である。
- (3) 地盤沈下を生じている地域及びその可能性がある地域において杭基礎を用いる場合には，必要に応じ，負の摩擦力の検討を行うことが重要である。

3 水平力に対する設計

- (1) 直接基礎の場合においては，雨水等による洗掘，寒冷地における凍上等に留意しつつ，水平力に対する抵抗を考慮し，基礎の根入れ深さを適切に設定することが重要である。
- (2) 杭基礎の場合においては，必要に応じ，負担する水平力に対する杭の安全性を検討することが重要である。
- (3) 杭基礎の場合においては，地震等により建物にかかる水平力を確実に地盤に伝えることができるよう基礎スラブと杭頭との接合部に必要な強度を確保することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

1 優先的な耐震化対策

地震発生時における生徒等の人的被害を防止するため、個々の学校施設の耐震性能を適確に把握した上で、当該地域に予測される地震動の大きさも考慮し、倒壊又は大破する恐れのある危険度の大きいものから優先的に改築や耐震補強等の耐震化事業を実施していくことが重要である。

2 耐震化推進計画の策定

- (1) 耐震化に関する個別事業の緊急度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画を策定するため、行政関係者、学校関係者、学識経験者等で構成する検討委員会を設置することが重要である。
- (2) 耐震化推進計画を策定する際には、一定の期間を設定し、具体的な目標を策定することが重要である。また、策定した目標が実現可能となるよう年次計画を設定し、耐震化の着実な推進に努めることが重要である。
- (3) 具体的な耐震補強方法の選択に当たっては、様々な工法について工事費や工事単価を比較検討するなど、合理的な耐震化推進計画の策定に努めることが重要である。
- (4) 地方公共団体等の設置者は、所管する学校施設の耐震診断結果や耐震化推進計画の内容等について、学校関係者に対し公表した上で、耐震化事業の緊急度等について幅広い合意を形成していくことが重要である。

3 非構造部材の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材、体育器具、照明器具、電気・機械設備機器、家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

4 質的向上への対応

既存施設の耐震化を推進する際、多様な学習形態への対応、ICT 情報環境の整備、ゆとりと潤いのある施設づくり等、学校施設の質的向上に係る課題についても併せて十分に検討し、総合的な見地から必要な対策を講じることが重要である。

第5 その他

1 建物付設物

- (1) 塔屋、高架水槽、屋外突出煙突等の建物付設物は、設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。
- (2) 建物との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 建物の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎、建物との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

2 渡り廊下

- (1) 渡り廊下を設ける場合には、基礎、架構等の各部材及び接合部に十分な耐力を確

保することが重要である。

- (2) 渡り廊下と校舎，屋内運動場等との取合い部は，構造的に分割するなど地震時等に被害を受けないよう留意して設計することが重要である。

3 屋外施設

- (1) フェンス，バックネット，大型ポール等を設ける場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。
- (2) 門柱，塑像，石碑等を設ける場合においては，基礎等の根入れ深さを適切に設定し，基礎，台座等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。
- (3) 小規模な構造物等で組積造とする場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，配筋及び控壁の設置などに留意しつつ，基礎，壁体等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において生徒等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画し、設計することが重要である。
- (2) 生徒の誤っての接触や教材・教具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し、設計することが重要である。また、機器等の設置及び配管は、地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。

2 信頼性

- (1) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計することが重要である。
- (2) 構造体の変形に柔軟に追従できるよう配管、配線等を設計することが重要である。

3 機能性

- (1) 学習、生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し、維持することができるよう平面計画、各室計画等と総合的に計画し、設計することが重要である。
- (2) 将来の学習内容・学習形態等の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展、地域住民の学習活動での利用の増加等に伴い必要とされる機能の変化に柔軟に対応できるよう十分な弾力性を確保して計画し、設計することが望ましい。
- (3) 環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。
- (4) 災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、LPガスが使用できる設備、避難者のための便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要である。

4 快適性

- (1) 自然環境を最大限活用しつつ、光、空気、熱、音等の環境条件を良好な状態に維持できるよう計画し、設計することが重要である。
- (2) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じ、温熱環境を含めた適切な環境が得られるように計画することが重要である。

5 利便性

- (1) 各室・空間の利用状況等に応じ利用者が各設備を適宜運転し、停止し、又は調節することができるよう操作性の確保や系統の設定などに留意して計画し、設計する

ことが重要である。

なお、各室・空間の状況に応じ設備を自動的に制御できるようなシステムを計画し、設計することも有効である。

- (2) 室・空間を分割して利用することを計画する場合は、分割した各空間において必要となる設備を確保し、適宜操作することができるよう設計することが重要である。
- (3) 構造体や内部区画及び仕上げの形式に関わらず設備機器の更新・増設等に柔軟に対応できるようにするとともに、必要とする維持管理を適切に行うことができるよう維持管理の方法について十分検討して計画し、設計することが重要である。

6 効率性

- (1) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給できるよう平面計画及び各室計画と併せ総合的に検討して計画し、設計することが重要である。
- (2) 設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、設計することが重要である。
- (3) 太陽熱給湯や太陽光発電、風力発電等については、導入規模、維持管理方法、休暇期間中の対応等を十分考慮して計画することが望ましい。
- (4) 節水型機器の導入、雨水の便所洗浄水や校庭散水への利用、排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫をすることが望ましい。

第2 照明設備

1 共通事項

- (1) 照明器具は、当該空間の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度を確保し、見やすくまぶしさのない良質な光の得られるものを選定し、設計することが重要である。
- (2) 照明器具の配列は、当該空間の面積、形状等に応じ、活動空間の各部における明るさの分布が均一となるよう、また、まぶしすぎないように設定することが重要である。
- (3) 照明器具の設置位置は、必要な維持管理等の方法、他の活動空間、周辺地域等と与える影響等について十分検討し、適切に決定することが重要である。特に、夜間照明については、光が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。
- (4) 照明の配線系統は、適宜各部の照明の点滅等を行うことができるよう照明器具の配列等に応じ適切に計画し、設計することが重要である。
- (5) 照明の点滅装置は、操作しやすい仕様のもを選定し、適切な位置に配置することが重要である。また、省エネルギーの観点からは、センサー等を利用した方式を選定することも有効である。
- (6) 変化のある空間づくりのために、均一な照度を確保するための全体照明とは別に、照度に変化を持たせた雰囲気づくりのための照明計画を行うことも有効である。

2 室内照明設備

- (1) 各室・空間の照明の方式、器具の種類、配列及び設置位置は、当該各室・空間の面積、形状等に応じ、適切に設定し、設計することが重要である。
- (2) 授業時などにおいて生徒が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は、照明の光源が直接生徒等の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し、向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。
- (3) コンピュータや視聴覚機器を設置する室・空間の照明設備は、コンピュータや視聴覚教育メディアのディスプレイ画面等への光源の映り込みを防止できるよう照明の方法及び照明器具の種類を適切に設定し、ディスプレイ等の機器の配置に応じ適切に配列することが重要である。
- (4) 視聴覚教育メディアを頻繁に活用する室・空間の照明設備は、必要に応じ適宜室内各部の照度を調節できるよう設計することが望ましい。
- (5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じることが重要である。特に、運動を行う室・空間の照明設備は、破損・落下防止の措置を講じるとともに、活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。
- (6) 災害時の利用も踏まえ、自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。
- (7) 避難所となる場合には、居住スペースとなる部分について、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないように、調光機能付きの照明とすることも有効である。

3 屋外照明設備

- (1) 外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状况等を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。
- (2) 照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。
- (3) 防犯や防災を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。
- (4) 避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。

第3 電力設備

1 コンセント

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、当該各室・空間における電力を使用する**教育**機器等の種類、数、使用電力量等を適切に把握するとともに、将来における各室・空間の使用方法等の変更にも対応できるよう設計することが重要である。
- (2) 各室・空間におけるコンセントの設置は、使いやすい位置に安全な仕様で設計す

ることが重要である。

- (3) フロアコンセントを設ける場合は、清掃等の維持管理に留意し、位置、設置方法等を十分検討して設計することが重要である。
- (4) 電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記することが望ましい。
- (5) 安全性を考慮し、特に湿潤な部分や実験機・台などに設けるコンセントには、漏電遮断器を介して電気を供給するよう設計することが望ましい。

2 受変電設備、自家発電設備等

- (1) 受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする**教育**機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要である。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。
- (2) 避難所となる学校施設においては、災害による停電時にも照明などに電気が使えるよう、自家発電設備を整備することも有効である。
- (3) 電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。
- (4) 受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。
- (5) 受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講ずることが重要である。
- (6) 太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。
- (7) 風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。
- (8) 配線の系統は、用途等に応じ、適切に区分して設計することが望ましい。

第4 情報通信設備

1 共通事項

- (1) 映像系、音声系、情報系の設備は、組み合わせによる利用も考慮しつつ、利用目的・内容に応じ、適切なシステムを計画し、設計することが重要である。
- (2) 将来の機器等の発達に柔軟に対応できるようなシステムを検討し、設計することが望ましい。

2 映像系設備

- (1) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の増幅、各室への配線経路等に十分留意することが重要である。
- (2) 共聴アンテナを建物外構に設置する場合には、転倒防止、維持管理の方法等について十分留意して設置することが重要である。
- (3) 校内番組などの放送のための設備を設置する場合には、受信する各室における映像等の選択、調整等に留意しつつ、送信する映像等の種類に応じ、適切な送信方式を検討し、設計することが重要である。

- (4) TV等の受像装置は、窓、照明等の位置を考慮した適切な位置を選定し、台、壁等に堅固に取り付けることが重要である。
- (5) テレビ等の放送方式に係る技術の進展を、あらかじめ見込んで計画することも有効である。

3 音声系設備

- (1) 拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意しつつ、適切な位置に、堅固に取り付けることが重要である。
- (2) 受信側で音量を任意に調節できるよう設計することが重要である。
- (3) 非常時に生徒等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。
- (4) 屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。

4 情報系~~ICT~~設備

- (1) 校内電話、インターホン、ファクシミリ、~~校内無線 LAN・LAN~~、テレビ会議等の設備は、利用目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。
- (2) 管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、校内電話等の通信設備を設けることが望ましい。
- (3) コンピュータ、視聴覚教育メディア等のネットワークを構築する場合には、ネットワークに組み込まれる各室・空間に、~~情報用のアウトレット無線 LAN~~やコンセントを適切に配置することが重要である。
- (4) 室内、廊下等を含めた校内のあらゆる場所で、急速に変化する様々なメディアに対応できるよう、床仕上げ、配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。
- (5) 校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクタの設置等についても、将来の対応を含めて十分に検討することが重要である。
- (6) 災害情報を入手するため、防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。
- (7) 非常時においては、安否確認や救援要請など、外部との連絡が必要となることから、行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお、津波等の災害により孤立する可能性がある場合には、救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。
- (8) 避難所となる場合には、災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話^{*}等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。

^{*}特設公衆電話：災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる公衆電話。

第5 給排水設備

1 給水設備

- (1) 受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を生徒数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。また，災害時の利用も考慮して整備することも有効である。
- (2) 飲料水用の給水設備については，水質管理等衛生管理に十分配慮することが重要である。なお，水槽の設置については，衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し，周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。
- (3) 水栓の個数，配置及び配管の経路は，利用状況に応じ，支障なくかつ効率的に水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。
- (4) 屋外における教育活動の実施を考慮し，必要に応じ，普通教室，特別教室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。
- (5) 飲料用の浄化装置等を備えた水道についても，必要に応じ設置を検討することが望ましい。
- (6) 散水設備を設置する場合には，必要な散水能力を合理的に設定し，利用しやすく，生徒等の運動や学習・生活活動に支障を生じないよう適切に位置を選定し，設計することが重要である。
- (7) 消防用水や生活用水として，雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは，災害時にも有効である。

2 排水設備

- (1) 当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し，排出される汚水，雑排水等を適切に処理できる排水方式を計画し，設計することが重要である。
- (2) 下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることから，汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。
- (3) 浄化槽等を設ける場合には，生徒数及び教職員数，地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力をもつよう設計することが重要である。
- (4) 浄化槽，配管経路等は，雨水が流入し，又は汚水が流出されることのないよう適切な構造とすることが重要である。
- (5) 浄化槽等の設置は，清掃車が駐車できる部分との連絡がよい位置を選定し，周辺に管理作業上必要な空間を確保することが重要である。
- (6) 廃液を発生する実験・実習室等においては，簡易廃液処理装置等の設備を設置することが重要である。
- (7) 調理室においては，バスケットを備えたグリーストラップ等の設備を設置することが重要である。

第6 空気調和設備

1 共通事項

- (1) 地域の気象条件，建物規模，設備を必要とする各室・空間の面積，形状，利用目的及び利用時間，生徒や教職員等の健康面への影響，適切な換気の方法，維持管理等の諸条件を総合的に検討し，設計することが重要である。
- (2) 配管系統は，各室・空間において適宜設備の運転，停止及び調節を行うことができるよう適切に区分して設定することが重要である。
- (3) 操作・制御装置は，操作しやすい仕様とし，適切な位置に配置することが重要である。

2 換気設備

- (1) 各室・空間の利用内容等に応じ，十分な換気量を確保するため，適切に設置を計画することが望ましい。
- (2) 火気を使用する室，じんあい，ガス，臭気等の発生を伴う室，冷暖房の行われている室，活動内容により密閉状態で利用する室等においては，必ず換気設備を設置することが重要である。また，その他の室・空間にあっても室内空気汚染の低減のため，換気設備を設置するとともに，日常的な運転及び定期的な清掃・点検を行うことが重要である。
- (3) 必要な換気量を適切に設定し，これに見合うよう種類，規格，数等を計画し，設計することが重要である。
- (4) 設置位置は，当該各室・空間の形状等に応じ，適切な高さ，配置等とすることが重要である。
- (5) 新鮮空気の入れ口は，適切な面積を確保し，冬季において冷風が直接生徒等の体に当たることのないよう仕様及び位置を適切に設定し，設計することが重要である。
- (6) 学習の過程においてじんあいの発生する室・空間には，必要に応じ，除・集じん設備を設けることが望ましい。

3 冷暖房設備

- (1) 地域の気象条件，騒音等の周辺環境，地域への開放を含めた各室・空間の利用内容等に応じ，冷暖房設備を計画することが重要である。
- (2) 当該各室・空間の壁，開口部などの断熱化，室形状，天井高，自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。
- (3) 設置する各室・空間の容量，形状，利用人数，学習内容等に応じ，冷暖房の負荷を適切に設定し，方式，規格，数等を計画し，設計することが重要である。この際，室・空間を分割し，効率的かつ効果的な計画とすることも有効である。
- (4) 設置位置は，当該各室・空間の形状，机などの配列等に応じ，適切に決定することが重要である。
- (5) 冷暖房の運転及び調節の方法，機器の安全性を十分検討し，適切に仕様を設計することが重要である。
- (6) 屋内運動場を体育活動や儀式的行事，文化的行事，各種集会，学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し，地域の寒冷度，利用状況等を十分検討し，冷暖房設備の設置を計画することが望ましい。

- (7) 保健室は、地域の寒冷度等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。
- (8) 災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。
- (9) 避難所開設時には、冷暖房設備を設置した室を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。

第7 防災設備

- (1) 自動火災報知設備、非常用押ボタン等の警報設備は、火災の発生を早期に感知し、生徒、消防機関等に迅速に通報できるよう建物規模等に応じ適切に設計することが重要である。
- (2) 屋内消火栓設備等の消火設備は、火災の発生時に早期に適切に消火し、被害を最小限に抑えることができるよう建物規模等に応じて適切に設計することが重要である。
- (3) 避難器具、避難設備などは、火災時における生徒等の安全な避難を確保できるよう建物規模、生徒等の人数等に応じ適切に設計することが重要である。
- (4) 消防用設備などについては、生徒の日常における学習、生活等に支障を生じることがないように設置のために必要な空間を適切な位置に確保することが重要である。
- (5) 防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、生徒等に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。
- (6) ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を設置することが重要である。

第8 その他の設備

1 昇降機設備

エレベーター等は、障害のある生徒や教職員の在籍状況、特別支援学校等との交流教育や地域住民への開放の計画、運搬する機器等の形状・重量等に応じ必要な輸送能力を決定し、かごの間口、奥行き、高さ等の寸法、台数、運転方式等を計画し、設計することが重要である。また、階段との位置関係に留意し、適切な位置に計画することが重要である。

2 廃棄物処理施設

- (1) 学校生活や実験・実習等に伴い生じる廃棄物を適切に処理できるよう処理・保管方式、配置等を計画し、設計することが重要である。
- (2) ごみの減量化、環境教育の教材として、生ごみの堆肥化のための施設を設置することも有効である。
- (3) ごみのリサイクルの推進のため、生徒等の主体的な取組を促すことも考慮し、ごみの保管場所や分別のための場所を明確に計画することも有効である。
- (4) 高層化する場合等において、各階における一般のごみ等の処理の方法に応じ必要となる設備等を、清掃等衛生管理の方法に十分留意して計画することが重要である。

第9章 防犯計画

第1 基本的事項

1 全体的な防犯計画

建築計画的な対応と建築設備的な対応について、デザイン面での配慮や他機能とのバランス、費用面での検討、学校や地域の特性等を踏まえ、個々別々ではなく総合的に計画し、安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとするのが重要である。

2 視認性・領域性の確保

屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

3 接近・侵入の制御

犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

4 定期的な点検・評価の実施

防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

5 防犯設備等の積極的な活用

定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図ることが重要である。

第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

1 施設配置

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意することが重要である。また、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらぬよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要である。
- (2) 職員室、事務室等については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。
- (3) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとることが重要である。

2 門

- (1) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登下校時や避難時に生徒が円滑に敷地内外に出入りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとすることが重要である。
- (3) 登下校の利便性、サービス用車両の進入等のために、見通しのきかない位置に門を設けざるを得なかったり、死角となったりする場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (4) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。
- (5) 外部からの来訪者が建物内の受付場所へ容易に行くことができるよう、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (6) 外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

3 囲障

- (1) 学校の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に囲障を計画することが重要である。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。また、周辺環境との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも有効である。
- (3) 学校建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが重要である。
- (4) 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。

4 外灯

- (1) 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で外灯を設置することが重要である。その際、省エネルギー対策や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。
- (2) 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、外灯とは別にセンサー付きライト等を必要に応じ設置することも有効である。

5 植栽

敷地周辺、敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植

栽計画を立案することが重要である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことが重要である。

6 駐車場，駐輪場

- (1) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう，駐車場や駐輪場の配置，構造等に留意することが重要である。
- (2) 校舎内や周囲からの見通しを確保し，駐車場や駐輪場の中に死角を生じないように配慮することが重要である。
- (3) 夜間における不審者の侵入や犯罪を防止するため，駐車場や駐輪場に外灯を設置し，人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。

第3 建物の防犯対策

1 受付

- (1) 外部からの来訪者を確認し，不審者を識別できるようにするため，運営体制を考慮した上で，来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に，来訪者応対用の受付を設置することが重要である。
- (2) 受付では，外部からの来訪者が住所，名前，来訪目的等を記帳した上で，名札やリボンを着用するなど，不審者を識別できるようにすることが重要である。なお，名札やリボン等の適確な管理にも留意することが望ましい。
- (3) 受付は，職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部や，開放部分の入口等に設置することが望ましい。
- (4) 学校の防犯対策については，保護者，地域住民，警備会社，警察等の協力の下に実施することが大切であり，これらの人々の学校内での控室を受付に隣接した位置に設置することも有効である。
- (5) 受付の周辺に，用件が曖昧な来訪者等を案内し一時待機させるためのスペースを設定しておくことも有効である。

2 窓・出入口

- (1) 接地階に位置する教室，廊下等の窓・出入口については，容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに，非常時の避難にも配慮しつつ，適確な施錠管理を行うことが重要である。
- (2) 職員室や事務室等の建具のガラスを透明なものとし，教職員等の視線が常に周囲に行き届き，校内の状況を把握できるようにすることも有効である。

3 避難経路

- (1) 非常時に生徒等が迅速に避難できるよう，複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。
- (2) 避難経路に設ける出入口は，通常の施錠管理を確実に行うとともに，火災や地震等の非常時には，夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。

第4 防犯監視システムの導入

1 設置目的・場所

- (1) 防犯監視システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、生徒等の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化することが重要である。
- (2) 防犯監視システムは、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効である。

2 出入管理

- (1) 外部からの侵入を防ぎ、学校関係者のみが出入りできるように、建物の出入口等に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置することも有効である。
- (2) 外部からの来訪者を適確に確認するため、門や受付場所のある建物の出入口等に音声タイプやテレビタイプのインターホンを設置することも有効である。

3 侵入監視

- (1) 目の届かない場所への外部からの人の出入りや人の存在の有無を把握するといった設置目的を明確化した上で、室内や敷地境界等にセンサーを導入することも有効である。
- (2) 防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等が必要であり、その設置目的に応じて、設置場所、監視・運用体制等を総合的に勘案することが望ましい。

4 監視体制への配慮

防犯監視システムの導入に際しては、モニター等による監視体制を併せて考慮することが望ましい。

5 夜間・休日の機械警備

警備会社と連携した防犯監視システムを導入し、夜間や休日における建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応することで防犯対策をより確実なものとすることも有効である。

第5 通報システムの導入

1 通報装置

- (1) 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、体育館等の生徒等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置することが重要である。
- (2) 緊急事態の発生を関係者に迅速かつ適確に伝達するため、防犯ベル・ブザーや非

常押しボタン等を校内の適切な場所に設置したり，ペンダント型押しボタン等を教職員に配布することも有効である。

2 連絡システム

- (1) 校内の生徒，教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容，とるべき処置等を迅速に伝達するため，校内連絡システムを計画することが重要である。
- (2) 緊急事態発生時に，各学校から直接警察や消防等に通報できるホットラインを設けることも有効である。
- (3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡，情報管理，報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め，通信機器等の設備や打合せスペース等を確保しておくことも有効である。
- (4) 緊急事態発生時に，生徒等の避難誘導，安全確認等を迅速に行うことができるよう，各学校の危機管理マニュアル，生徒等の名簿や顔写真，緊急連絡先リスト，拡声器，通信機器等をまとめ，適切な場所を定め保管し，直ちに持ち出せるようにしておくことも有効である。

第6 その他

1 学校施設の開放時の留意点

- (1) 学校施設を地域住民等に開放する際，非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講じることが重要である。
- (2) 必要に応じて，開放部分と非開放部分の境界に相互に見通しのきくパイプシャッターや扉を設置し，施錠できるようにすることも有効である。
- (3) 管理者を置かない場合の学校施設の開放に際しては，使用団体等への錠の授受方法や保管方法等について検討し，万一紛失等があった場合の対応方法を明確にしておくことが望ましい。

2 複合施設の場合の留意点

- (1) 学校施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分，共用部分について，それらの領域を明確化するとともに，その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくことが重要である。
- (2) 防犯監視システムや通報システム等の導入に際しては，効果的かつ効率的な防犯対策とするため，学校施設及び複合化する施設の双方を総合的かつ全体的に計画することが望ましい。

3 学校周辺の安全性の確保

- (1) 学校の周辺については，周囲からの見通しの確保や，防犯灯，街路灯等の設置により夜間照度を確保することが重要である。
- (2) 地下道等の危険や不安の多いところについては，警察等の関係機関や地域団体と連携し，地域の状況等に応じて，防犯ベル，防犯カメラ，警察に対する通報装置等を設置することも有効である。